

箕輪町都市計画マスタープラン

平成 14 年 6 月

箕 輪 町

はじめに

箕輪町は、長野県の南部に位置し東に南アルプス、西に中央アルプスを望み、中央を南北に天竜川が流れる自然豊かな町です。

また、箕輪町は県下有数の産業都市として近年人口が急増し、現在人口約 26,000 人を有する田園都市でもあります。しかし都市化が急激に進んだため土地利用の混在が顕著であり、道路・公園等の都市施設整備、環境に対する取り組み、高齢化社会への対応など今後の都市計画課題は多岐多様な状況であります。こうした都市変化の波に対して、適正かつ計画的な都市計画の指針が必要となっております。

さらに 21 世紀の幕開けにあって、福祉、文化、防災、安全、景観など時代の要求に応じた魅力あるまちづくりが求められています。

そのような状況の中、平成 4 年に都市計画法が改正され、各市町村ごとに「市町村の都市計画に関する基本方針」である都市計画マスタープランを定めることが法的に義務づけられました。これらを受けて町では平成 11 年度から、今後の都市計画の根拠となる都市計画マスタープランの策定に取り組んで参りました。

「自然・歴史・産業の調和した快適環境都市」を目指して

またその策定過程において、住民意向アンケート調査、小中学生作文募集などを実施したうえで素案を作成し、町内を小学校区別に 5 地区に分け全体構想・地域別構想の 2 回にわたる説明会を開催してご意見・ご提言を頂いたり、まちづくりギャラリーの展示やまちづくり講演会の開催などにより広く町民に周知を図るなど、幅広く町民の皆さまの意見を反映させたものとなるように心がけました。

この都市計画マスタープランでは、本町の将来都市像を「自然・歴史・産業の調和した快適環境都市」と位置づけ、21 世紀のまちづくりを積極的に推進して参りたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本都市計画マスタープラン策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきましたまちづくり研究会をはじめとする町民の皆さまや、ご指導、ご協力を賜りました関係諸機関及び関係者の方々に心から感謝の意を表します。

平成 14 年 6 月



箕輪町長 井沢通治

目 次

第1章 都市計画マスタープランの目的

- 1-1 都市計画マスタープランとは 1
- 1-2 都市計画マスタープランの内容 5

第2章 全体構想

- 2-1 町の将来構想
 - (1) 都市づくりの目標 7
 - (2) 将来フレーム 11
 - (3) 将来都市構造 19
 - (4) 都市像実現のための主要課題 22
- 2-2 都市整備の方針
 - (1) 土地利用の方針 24
 - (2) 道路交通体系の方針 28
 - (3) 公園・緑地と緑のネットワーク整備の方針 31
 - (4) 都市景観形成の方針 34
 - (5) 福祉のまちづくり方針 35
 - (6) 防災まちづくりの方針 36

第3章 地域別構想

- 3-1 地域区分 37
- 3-2 沢・大出・八乙女地域のまちづくり 38
- 3-3 下古田・上古田・富田・中曽根・一の宮地域のまちづくり 43
- 3-4 中原・松島・木下地域のまちづくり 48
- 3-5 三日町・福与地域のまちづくり 53
- 3-6 長岡・南小河内・北小河内地域のまちづくり 58

第4章 マスタープランの推進

- 4-1 町民が主体となったまちづくり 63
- 4-2 実現化手法の検討 65

資料編

- 1 広域都市動向 69
- 2 箕輪町の現況 75
- 3 箕輪町都市計画マスタープランの策定経過 94
- 4 箕輪町都市計画マスタープラン策定委員会等名簿 95

第1章

都市計画マスタープランの目的

1-1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープラン創設の背景

平成3年12月、「経済社会の変化を踏まえた都市計画制度のあり方について」都市計画中央審議会から建設大臣への答申のなかで、都市計画マスタープランの必要性が掲げられました。(以下、答申の抜粋)

・望ましい都市像の明確化

21世紀を間近に控え産業構造、社会構造の変化が急速に進展し、都市づくりに対する住民のニーズは今後ますます多様化するものと考えられる。

このように多様化する住民のニーズを都市づくりの目標に体系化し、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の個別具体の都市計画に反映させていくためには、望ましい都市像を都市計画の中で明らかにする必要がある。

これにより住民もまた自ら都市の将来像について考え、都市づくりに対する合意形成を図ることが可能となるものである。また、具体の都市計画が適用されることによる土地利用上の制約に対する住民の理解を深めるためにも、望ましい都市像が明確に示されなければならない。

・地域に密着したマスタープランの必要性

都市計画は住民の合意の上に進められるべきものであるので、都市計画のマスタープランにおいては、地区ごとの将来のあるべき姿をより具体的に明示し、また、地域における都市づくりの課題とそれに対応した整備等に関する方針を明らかにすることが必要である。

しかし、現行の市街化区域及び市街化調整区域の「整備、開発又は保全の方針」は都道府県知事が定めるものであることから、地区ごとの将来のあるべき姿、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の方針を明らかにすることは一定の限界がある。

また、各種事業手法の計画的施策に、これまで市街地整備基本計画が一定の役割を果たしてきたところであるが、近年の計画手法、事業手法の多様化、詳細化に対応し、各種手法の適切な連携と整合を図ることが必要となっている。

このため、基礎的自治体である、市町村が、住民参加の下に、地区ごとの将来のあるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、地域における都市づくりの課題及びそれに対応した整備等の方針をより具体的かつきめ細かく定めることのできるマスタープランとして、市町村による都市計画のマスタープランを創設することが必要である。(以上、答申の抜粋)

このような背景から都市計画マスタープランは、住民の合意のもとに、望ましい都市像を都市計画のなかで明らかにする重要性を踏まえ、平成4年の都市計画法の改正に伴い「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第18条の2)として制度化されたものです。

(2) 市町村の都市計画に関する基本的な方針 都市計画法第18条の2

1. 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
2. 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
3. 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
4. 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針の創設の意義（建設省都市局長通達第94号抜粋）

産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化に適切に対応して、都市をゆとりと豊かさを真に実感できる人間居住の場として、整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい都市像を都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していくことが、今日ますます重要となっている。

このような施策の展開に当たっては、広域的観点からの土地利用の調整、都市活動を支える広域的な都市基盤の整備等を着実に進めることと併せて、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策を推進していくことが肝要であり、また、都市整備に関わる総合的な施策の体系を行政内部の運営指針にとどまらず、これを住民に分かりやすいものとして提示することが、住民の理解と参加の下にこれらの施策を進めていく前提としても重要である。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下（「基本方針」という。）は、以上のような認識の下に、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして創設したものである。

(4) 都市計画マスタープランの役割

1. 実現すべき具体的な都市の将来像を示す。
2. 個別の都市計画に関し地域住民の理解を得る根拠となる。
3. 都市整備に関わる施策の体系的な指針となる。
4. 個別都市計画の決定・変更の指針となる。

(5) 都市計画マスタープランの位置づけ

1. 「総合振興計画」及び「国土利用市町村計画」を都市計画の観点から捉え、その具体的な方針を明確にする。
2. 「整備・開発及び保全の方針」と相互に連携・調整されたものとする。

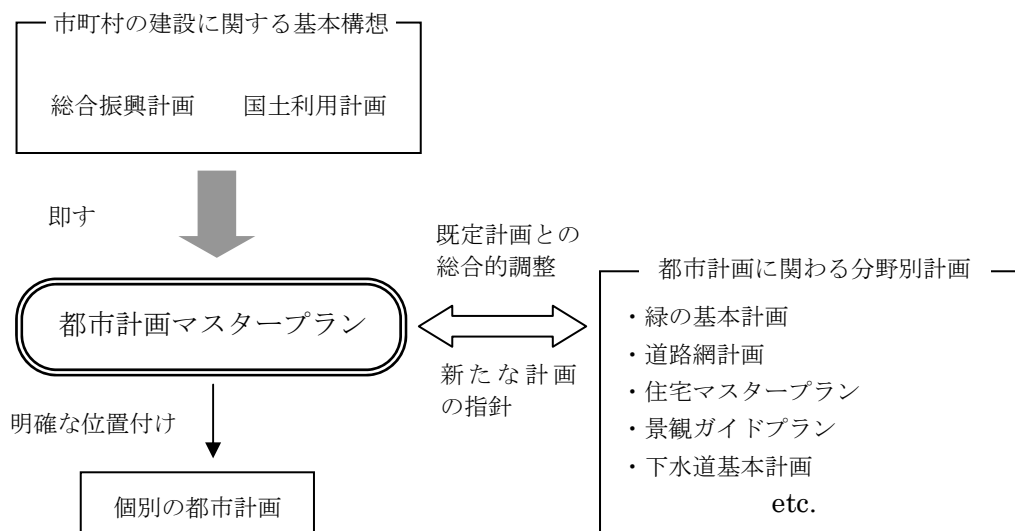
「総合振興計画」及び「国土利用市町村計画」は、議会の議決を経ることから「都市計画マスタープラン」の上位計画となりますが、これらに示されている内容を都市計画マスタープランに位置づけるという関係ではなく、都市計画マスタープランはそれらの内容を踏まえて、都市計画に関する事項や「総合振興計画」及び「国土利用市町村計画」の《ものづくり》に関する物的内容を総合的・一体的に定める方針となるものです。

したがって、マスタープランによる都市計画の方針が「総合振興計画」や「国土利用市町村計画」に活かされることによって、実行性のある都市づくり構想となるものです。

また、「整備・開発及び保全の方針」は都市計画区域において広域的な都市計画の総合性と一体性を確保するための相互調整の指針となるものであることから、都市計画マスタープランは「整備・開発及び保全の方針」に即することとなりますが、県や周辺都市と連携し相互に調整されたものとします。

上位の計画に即して、あるいは指針として下位の計画を策定することが本来の在り方ですが、都市計画マスタープランが上位計画の計画期間を超えて策定されることから、上位計画に即しつつ、十分整合を図ったうえで、長期的で一貫性を有する都市づくりや都市計画の内容を先導する役割を持たせることが大切です。

また、「基本理念」「将来都市像」「計画人口」「地域区分」等、共通する基本的な内容項目については相互の連携・調整により、その整合を図ることを基本とします。



(6) 目標年次と見直し

1. 目標年次は概ね20年とします。

箕輪町都市計画マスタープランの計画期間は平成15年(2003年)から平成34年(2022年)とします。

2. 中間年での見直しや更新が必要です。

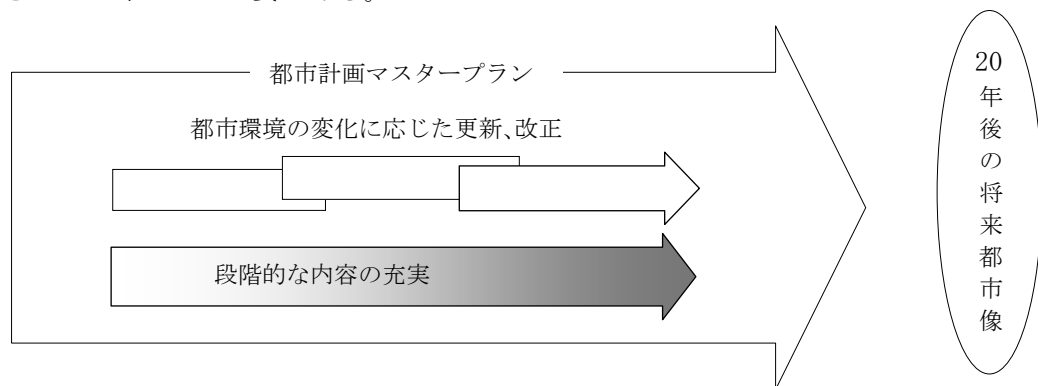
都市計画マスタープランを効果的に活用していくためには、マスタープランとしての機能が硬直化しないように、必要に応じた更新や改定が必要となります。

- ・人口、産業等のフレームが予測した推移とずれを生じた場合
- ・部門別計画が変更された場合
- ・都市施設等の整備進捗状況がプログラムとずれを生じた場合
- ・新規の都市計画や都市計画事業が必要となった場合
- ・住民等から新たな提案があった場合

など都市環境等の変化に応じた部分的な修正を行っていきます。

さらに、社会・経済情勢の大幅な変化や、広域的な大規模プロジェクト等により上位計画における市町村の位置づけに大幅な変更があった場合などによって、市町村の都市づくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、計画内容全体の整合を図るため速やかに見直し・改定を行なう必要があります。

また、都市計画マスタープランは住民の合意形成を図りつつ、段階的にその内容を充実させていくことが必要である。



箕輪町都市計画マスタープランとしては、次期総合振興計画の策定を目安とした見直しが考えられます。

(7) 計画対象区域

都市計画区域を基本としますが、町域全体の検討を行います。

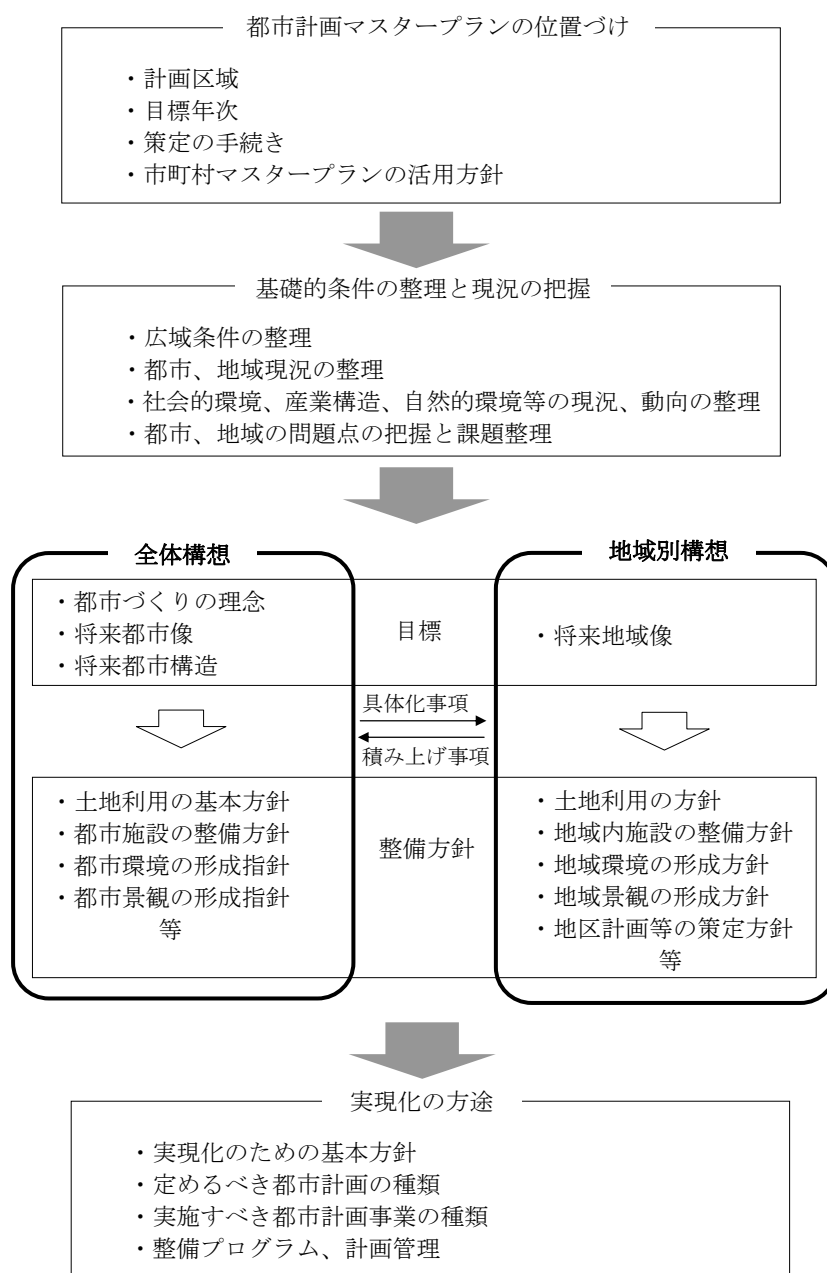
1-2. 都市計画マスタープランの内容

(1) 都市計画マスタープランの構成概要

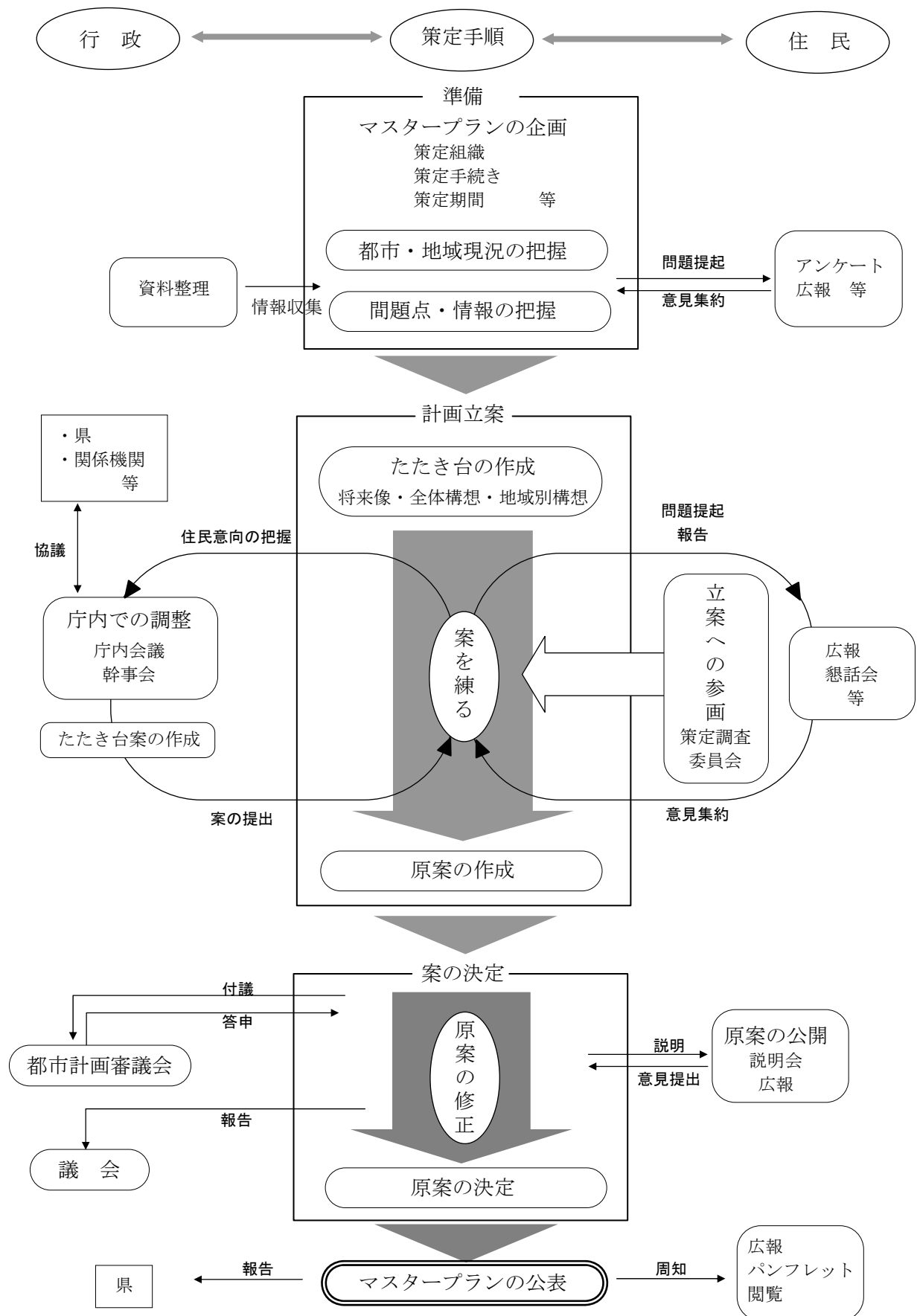
都市計画マスタープランの構成は、「全体構想」「地域別構想」を骨格とします。

各市町村の置かれた状況に応じて独自性のある計画を策定していくために、マスタープランの位置づけ、活用方針等を検討するとともに、都市の現況動向、問題点等を把握しておきます。

また、マスタープランを実効性のあるものとするため、実現化の推進方策について検討します。



(2) 都市計画マスタープランの策定手順



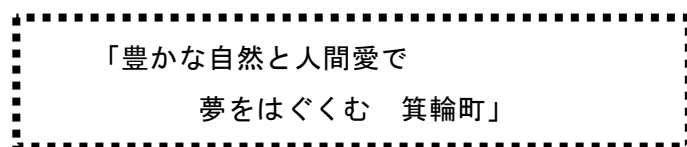
第2章 全体構想

2-1 町の将来構想

(1) 都市づくりの目標

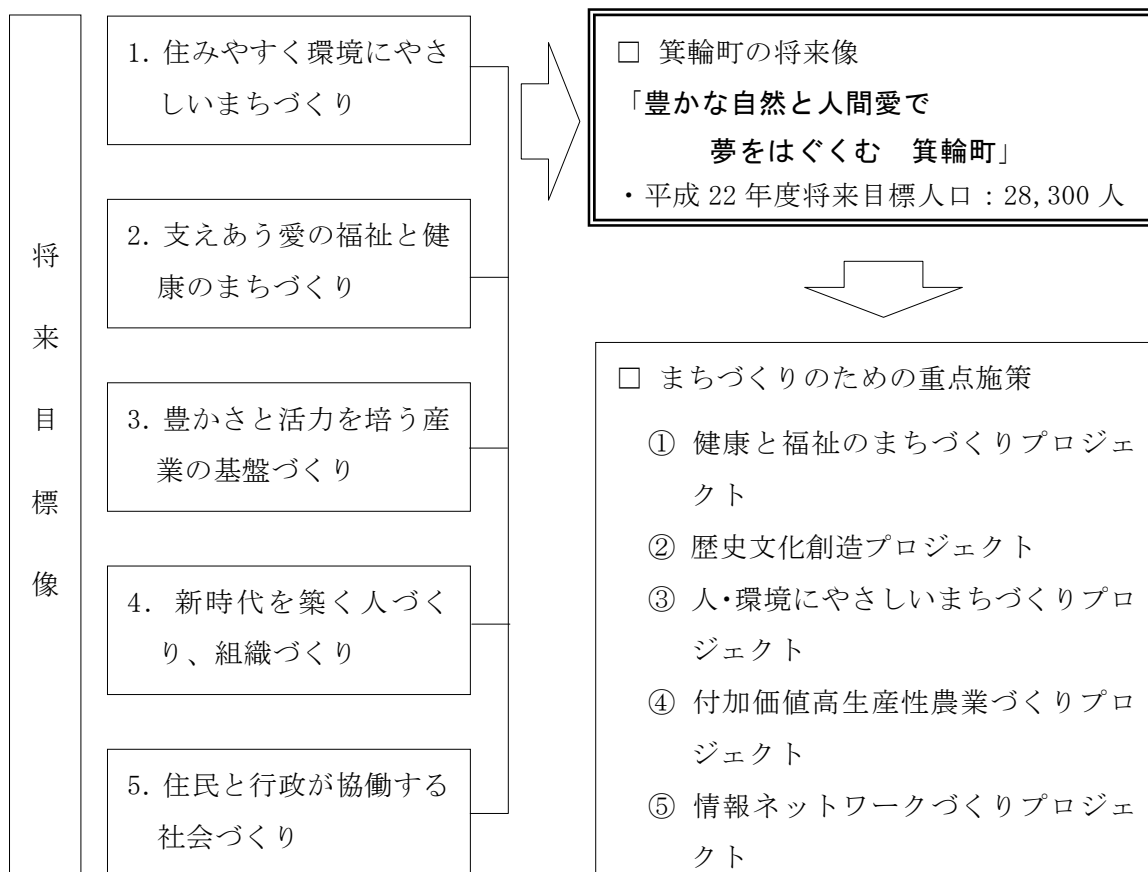
「箕輪町第3次振興計画」（平成13年3月）においては、本町全体における将来像と将来目標を設定しています。その中で、本町の将来像とその目標達成に向けての方向が示されています。都市計画マスタープランでは総合振興計画を上位計画として、その将来像の実現に向けた都市整備の構想・計画を検討・計画するものです。

箕輪町第3次振興計画では将来像として、



と設定しています。本町の将来像を達成するため、次の5つの目標像及びまちづくりの重点施策を掲げており、併せて平成22年度将来目標として、人口28,300人の都市の建設を目指すとしています。

本計画においては、これらのまちづくりの基本的な考え方及び土地利用の基本方針を計画検討の基本方向とします。



○ 都市づくりの視点

本町は県下でも有数の工業の町として発展し、人口も順調な増加を示しています。このような発展の経緯の中で、新たに建造された建築物や都市的な機能を持つ諸施設は経済成長を支えてきましたが、反面、都市の中からすぐれた自然・農林資源や景観・歴史的風土や伝統的な街並みなどが少なくなりました。

本町の新たな振興計画では将来像として「豊かな自然と人間愛で 夢をはぐくむ 箕輪町」を掲げており、人と環境、人と地域、人と人とのかかわりを重視し、特に環境・自然との共生、さらに都市生活における快適性（アメニティ）という観点を強く打ち出しているといえます。

また、経済的、社会的にも持続的な都市の発展が求められており、自然とのより良い関係の構築や都市環境全体の質的向上を図るためには、箕輪町の特性や資源を再度見つめ直し、これを重視して、農林施策との連携を図りながら都市計画に位置づけていくといった考え方への転換が必要となります。このため、次に示すような目標づくりの視点を設定します。

① 自然的資源や景観要素を都市計画に位置づける

本町は、天竜川及びその支流や南アルプス、中央アルプスという骨格的な自然景観と歴史・文化等の優れた資源を有しており、これらは本町の都市イメージ（箕輪らしさ）をかたちづくる最も基本的な要素（ベース）となるものです。

一方、これらを含む都市的な土地利用計画においては、一般的に効率的利用が判断基準となっており、経済的・効率的な利用をもたらさない自然地や河川、田園などの空間は都市計画においては付加的なものとされてきました。これらの自然資源や景観要素を都市計画の中に積極的に位置づけていくことが必要です。



中央アルプス、田園、天竜川と河岸段丘の
斜面緑地が織り成す景観

また、農業の活性化を目指した観光レクリエーション化や森林地域の自然資源を活かした保養レクリエーション整備などにおいても、本町の持つ優れた景観性を重視しつつ、自然と調和して本町の都市イメージそのものを一層高めるような方向が求められます。

② 本町の資源を見つめ直した都市づくり

今日の社会経済情勢において、今後とも予想される厳しい財政事情のなかで、大規模な都市的開発や短期の事業効果を期待するような開発整備を新たに展開することは厳しい状況にあります。

つくる時代から育てる時代への発想の転換が求められており、例えば50年かけて実現する、あるいは100年かけて取り組むといった発想を組み込むことも必要です。この場合、その質の向上と蓄積を高めることが特に大切であり、このためには、これまでに形成されてきた歴史的・文化的資源を見つめ直し、これらを最大限に利活用して、質の高いまちづくりへと繋げていくことが求められるとともに、新たな資源を創り出そうとすることも必要です。



木下南宮神社

③ 交流による都市の活性化

核家族化、少子化の進行や都市化の進行等による家庭を取り巻く環境の変化は、子どもたちの間で切磋琢磨する機会をなくし、思いやりがなくなるという状況を引き起こしています。また、家族の人数の減少や共働き世帯の増加による地域の連帯の希薄化、無関心社会の蔓延なども指摘されています。一方では、科学技術の高度化、情報化等の進展による人間関係の希薄化も懸念されます。

都市は、住む人、働く人、学ぶ人、買い物や観光に訪れる人など、様々な人に支えられ、多様な人々の交流によって発展していきます。このため、本町の農林自然資源や文化資源を人々との交流の種として再発見していくとともに、観光、休養、体験学習、福祉等に伴う人々が集う魅力ある拠点的な整備により、町民ばかりでなく周辺諸都市の多様な人々の交流による都市の活性化が求められます。



おさんやり



松島清水の小径

また、今後の高齢化社会においては、老人医療福祉の充実とともに、元気な高齢者の社会活動が期待され、障害者や子どもから老人まですべての人々が交流できるバリアフリーの空間整備や交流を支える交通手段、交通網の検討・整備を進めていく必要があります。

○ 都市の将来像

第3次箕輪町振興計画に示された将来像及び都市づくりの視点の考察から、箕輪町都市計画マスタープランの目指す都市の将来像を設定します。

自然・歴史・産業の調和した快適環境都市

将来都市像の実現を目指し、次の3つのまちづくりの目標を定めます。

自然的環境と共生する 美しいまちづくり

自然環境、水環境、田園環境等を維持・保全するばかりでなく、自然生態系や地球環境に配慮した環境の改善や回復により、人が自然と恵まれた条件で出あうことが出来る都市環境を創ります。また、これらの環境と田園集落地や町並みが調和した美しいまちづくりを目指します。

みのわの魅力を創出す るまちづくり

豊かな自然環境や古くから人々の営みの中で生み出され、大切にされてきた地域の歴史や文化的な資産を活用して、郷土として誇ることができ、さまざまな人々が共感するような魅力あふれるまちづくりを進めます。

いきいきとした交流を 支えるまちづくり

地域の風土に根ざした箕輪らしい都市文化を発信するとともに、住む人にとっても訪れる人にとっても便利で安全・快適な交通網の整備により、さまざまな人が出あい、ふれあい、いきいきと交流するまちづくりを目指します。

(2) 将来フレーム

① 計画目標年次

本計画においては、概ね 20 年将来である平成 32 年（西暦 2020 年）を計画の目標年次とします。

併せて、将来の節目の計画年次である平成 22 年（西暦 2010 年）あらわすものとします。

② 人口フレーム

本町における将来人口フレームには、「第 3 次箕輪町振興計画」による平成 22 年の推計値があります。

推計方法としては、本町におけるこれまでの人口トレンド（すう勢）を踏まえて、回帰式（最小二乗法）等下記に示す 4 つの推計ケースから算定するものとします。推計に当たっての基本データとしては、国勢調査結果データを用いるものとし、平成 7 年を基準年次として過去 15 年間である昭和 55 年（西暦 1980 年）～平成 7 年（西暦 1995 年）国勢調査データから、概ね 20 年先の将来をみるものとします。

図 将来人口フレームの推計方法

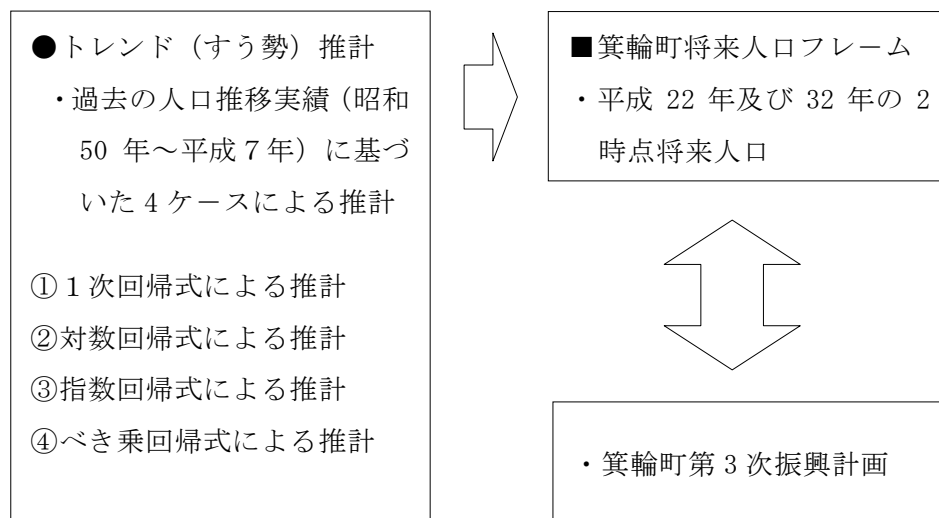


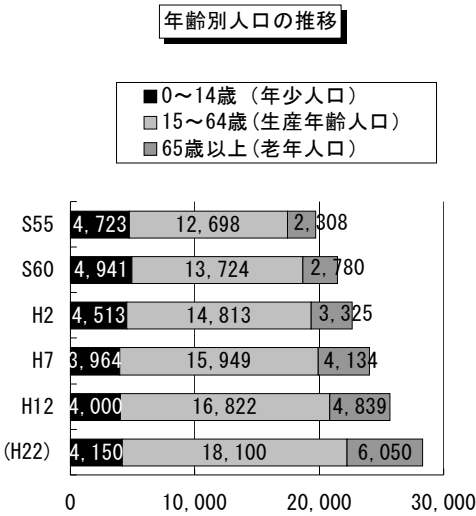
表 箕輪町人口推移実績（国勢調査）

	1980 昭和 55 年	1985 昭和 60 年	1990 平成 2 年	1995 平成 7 年	2000 平成 12 年
総人口	19,729	21,445	22,651	24,048	25,661
増加人口		+1,718	+1,206	+1,397	+1,613
増加率 %		+8.7%	+5.6%	+6.2%	+6.7%

本町における過去の人口推移実績（昭和 55 年～平成 12 年の 20 年間）から、次表に示すように将来人口推計を行うと、平成 22 年 28,300 人となり、将来目標年次である平成 32 年には約 31,000 人と想定されます。

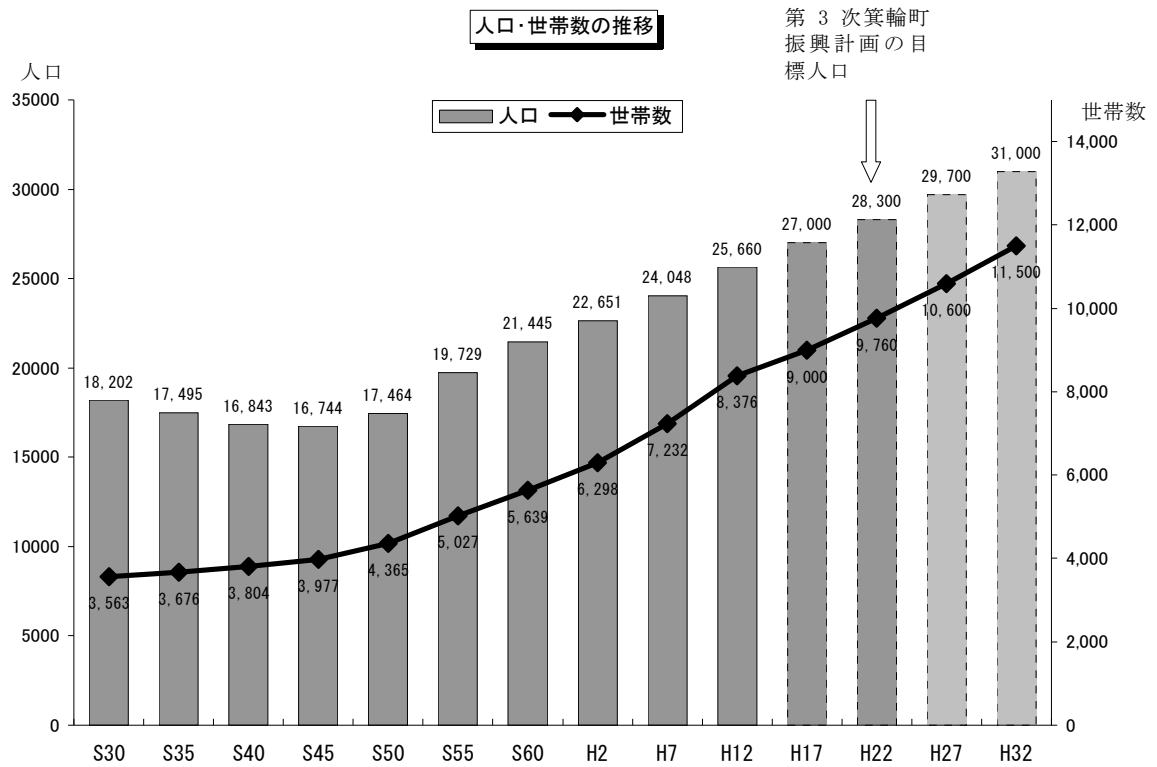
表 箕輪町における将来人口フレーム

	箕輪町将来人口フレーム（人）			
	2005 平成 17 年	2010 平成 22 年	2015 平成 27 年	2020 平成 32 年
①ケース 3 1 次回帰式 $r = 0.99751$ $Y = 283.26X + 4264.5$	26,925	28,342	29,758	31,174
②ケース 4 対数回帰式 $r = 0.99873$ $Y = -50889.4 + 17636.2 \ln X$	26,393	27,462	28,470	29,424
③ケース 5 指数回帰式 $r = 0.99537$ $Y = 9739.7 e^{1.297^{-02} X}$	27,494	29,336	31,302	33,400
④ケース 6 べき乗回帰式 $r = 0.9977$ $Y = 776.248 X^{0.80855}$	26,838	28,186	29,519	30,838
箕輪町の人口推移による 推計人口フレーム（人）	26,393 ～ 27,494	27,462 ～ 29,336	28,470 ～ 31,302	29,424 ～ 33,400
箕輪町振興計画将来人口フレーム（人）		28,300	—	—
箕輪町都市計画マスタープラン計画人口		28,300		31,000



また、第 3 次箕輪町振興計画による年齢別の人口は、平成 22 年において年少人口が 4,150 人、生産年齢人口が 18,100 人、老年人口が 6,050 人と予測されており、特に老年人口比は平成 12 年の 18.9%から平成 22 年では 21.4%と増加しています。

以上の検討から、都市計画マスタープランにおける平成32年の目標人口を31,000人と設定します。



③ 就業人口フレーム

本町における将来人口平成 22 年 28,300 人、平成 32 年 31,000 人を受けて、産業別の就業人口フレームの推計を行います。

○ 推計方法

推計方法としては、次表に示すように、これまでの国勢調査データ、昭和 55 年～平成 12 年（過去 20 年間の推移実績値）である本町全体の就業人口及び産業別就業人口の推移及び各構成比の推移を用いて、回帰式（対数回帰）により推計を行い、概ねの推移と傾向の目安を判断します。

次に、今後増加する就業人口の内訳としては、過去の推移を参照し、第一次産業は現在の就業人口を確保するものとします。第二次産業は現在の構成比を確保するものとします。

表 箕輪町産業別就業人口及び構成比の推移実績

	1980 昭和 55 年	1985 昭和 60 年	1990 平成 2 年	1995 平成 7 年	2000 平成 12 年
総人口	19,729	21,445	22,651	24,048	25,661
就業人口	10,773	11,917	12,610	13,667	14,659
就業率 %	54.6%	55.6%	55.7 %	56.8%	57.1%
第 1 次産業	2,031	1,810	1,567	1,546	1,349
構成比 %	18.9%	15.2%	12.4%	11.3%	9.2%
第 2 次産業	5,567	6,621	7,065	7,425	8,144
構成比 %	51.8%	55.6%	56.0%	54.3%	55.6%
第 3 次産業	3,131	3,457	3,976	4,685	5,166
構成比 %	29.2%	29.0%	31.5%	34.3%	35.2%
不明	4	29	2	11	0
構成比 %	—	0.2%	—	0.1%	—

資料：国勢調査

○就業人口フレーム推計結果

これまでの推計結果から、本町全体における就業人口及び産業別就業人口構成比の将来推計は、次表に示すものとなります。

結果、本町全体の就業人口は、平成 22 年 が 16,500 人、及び将来目標年次である平成 32 年が 18,300 人と設定されます。

また、産業別就業人口では、平成 22 年が第 1 次産業 1,300 人、第 2 次産業 9,200 人、第 3 次産業 6,000 人、及び将来目標年次である平成 32 年が第 1 次産業 1,300 人、第 2 次産業 10,200 人、第 3 次産業 6,800 人と設定されます。

表 箕輪町における将来産業就業人口フレーム

	2010 平成 22 年	2020 平成 32 年
箕輪町将来総人口 人	28,300	31,000
箕輪町将来就業人口 人	16,500	18,300
就業率 %	58.3%	59.0%
第 1 次産業就業人口 人	1,300	1,300
構成比 %	7.8%	7.1%
第 2 次産業就業人口 人	9,200	10,200
構成比 %	55.8%	55.7%
第 3 次産業就業人口 人	6,000	6,800
構成比 %	36.4%	37.2%

④ 市街地規模の推計

○ 市街地規模の推計方法

- ・本町全体の将来人口フレームの推計結果から、用途地域内及び外の人口配分を行います。
- ・まず、現在の用途地域内における将来人口を設定します。用途地域面積のうちの商業系及び住居系用途地域面積から受皿人口を算定し、受皿人口からにじみ出た将来人口を用途地域外の増加人口として算定します。
- ・この結果、にじみ出た将来人口に対して、本町の新市街地における適正人口密度を設定します。この適正人口密度により除して、新規宅地需要量を推計します。

○ 市街地規模の設定

・用途地域内外への人口配分

本町における将来人口配分の基本方針としては、J R伊那松島駅および木下駅の位置する周辺一帯の既成市街地である用途指定地域を、将来とも本町の中心地区としてさらに育成していくことを目指し、今後一層既成市街地内に魅力を持たせ、かつ併せて一体的に住宅地を整備していくことにより、現行用途地域内への人口誘導を積極的に図っていくものとします。

よって、今後増加する将来人口については、まず、現行用途地域内の商業系及び住居系用途地域に積極的に誘導するものとし、次に、これら用途地域において、適正人口密度（グロス人口密度40人/ha、セミグロス人口密度60人/ha）にほぼ達する事前段階において、新たな住居系の新市街地を総合的かつ計画的に確保し、新たな増加人口を受け入れるものとします。

- ・現商業系及び住居系用途地域面積：商業系（20ha）＋住居系（226ha）＝246ha
- ・現商業系及び住居系用途地域の許容人口：246ha×40人/ha＝9,840人
- ・現用途地域内人口：9,405人
- ・将来用途地域内増加人口：9,840人－9,405人＝435人
- ・将来用途地域外増加人口：全増加人口（31,000－24,048）－435＝6,517人

この結果、用途地域内外における将来の人口配分は次表に示すとおりとなります。

※グロス人口密度：土地面積全体に対する人口の割合
 ※セミグロス人口密度：土地面積から道路、河川等を除いた面積に対する人口の割合

表 用途地域内外の人口配分

	現況人口		将来人口フレーム	
	平成 2 年	平成 7 年	平成 22 年	平成 32 年
総人口フレーム	22, 651	24, 048	28, 300	31, 000
	1, 397	4, 252	2, 700	
用途地域内人口	8, 968	9, 405	9, 840	9, 840
増加人口	437	435	0	
用途地域外人口	13, 683	14, 643	18, 460	21, 160
増加人口	960	3, 817	2, 700	

現行の地域地区面積

地域地区	面 積
第 1 種低層住居専用地域	44 ha
第 1 種中高層住居専用地域	77 ha
第 1 種住居地域	105 ha
近隣商業地域	15 ha
商業地域	5 ha
準工業地域	95 ha
工業地域	15 ha
工業専用地域	14 ha
合 計	370 ah

○ 住宅地需要

- ・本町における現行用途地域面積は 370ha であり、このうち、商業系、住居系用途地域面積は 66.5%に当たる 246ha です。この商業系、住居系用途地域面積に対して、市街地グロス人口密度を 40 人／ha（セミグロス 人口密度 60 人／ha）とすると、結果、 9, 840 人を超えた時点で新たな宅地需要の拡大が必要となります。
- ・このことから、平成 7 年から平成 22 年における用途地域外の増加人口は 3, 817 人、平成 7 年から平成 32 年における用途地域外の増加人口は 5, 517 人となり、この増加人口に対応した宅地需要は下表のとおりです。

用途地域外の住宅地需要

	用途外増加人口	新規土地需要（40 人／ha）
平成 22 年	3, 817 人	95 ha
平成 32 年	6, 517 人	163 ha

○ 工業地需要

- ・本町における現行用途地域面積は 370ha であり、このうち、工業地域及び工業専用地域面積は 7.8%に当たる 29ha です。また製造業従業者は平成 12 年の実績値から平成 22 年が 7,800 人、平成 32 年が 8,700 人と設定され、増加従業員数は平成 22 年が約 830 人、平成 32 年が約 1,730 人となります。
- ・従業員グロス人口密度を 80 人／ha とすると、平成 12 年から平成 22 年で約 10.4ha、平成 32 年で約 21.6ha の新たな工業用地が必要となります。

	1995 平成 7 年	2000 平成 12 年	2010 平成 22 年	2020 平成 32 年
製造業	6,219 (83.7%)	6,972 (85.6%)	7,800	8,700
建設業	1,204 (16.2%)	1,165 (14.3%)	1,400	1,500
第 2 次産業就業人口	7,425 (100%)	8,144 (100%)	9,200	10,200

(第 2 次産業就業人口の実績値は鉱業を除く)

新規工業地需用

	製造業増加従業者	新規土地需要 (80 人／ha)
平成 22 年	830 人	10.4 ha
平成 32 年	1,730 人	21.6 ha

(3) 将来都市構造

東西のアルプスの山並みに挟まれ、天竜川の河岸段丘沿いに発達した市街地や集落地が南北に連なる、自然の地形に添った土地利用形態を持つ現在の都市構造を強調しつつ、優れた景観特性を活かしてより魅力あるものとするために、明確な「都市の軸」と「拠点」の形成により、わかりやすい将来の都市構造をかたちづくり、安全快適な住みよいまちづくりを目指します。

○都市構成軸

本町の将来の都市、市街地の骨格を構成するものとして、以下の4つの都市構成軸を位置づけます。

1. 都市活動軸

国道153号及びJR飯田線沿いに発展した既成市街地と国道153号バイパスの整備進展による新たな都市機能の集積が一体となり、活力ある商工業と都市的利便性や文化を享受できる居住空間を備えた都市軸を形成します。

2. 田園広域交流軸

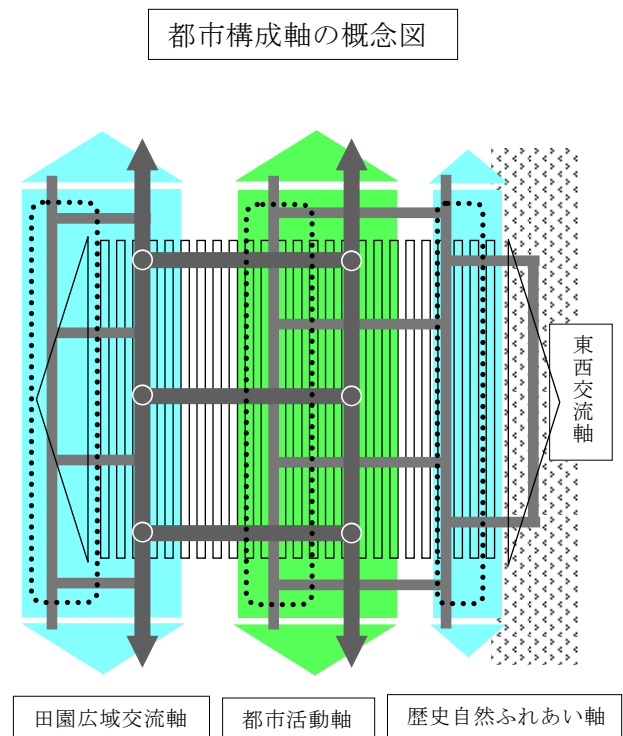
県道与地辰野線沿いの山裾の集落地と広域農道の両側に広がる田園地域は、市街化の無秩序な侵入を防いで、緑地・空地の軸状の確保により、周辺諸都市のレクリエーション施設と連携した農業公園構想の実現を目指します。

3. 歴史自然ふれあい軸

主要地方道伊那辰野停車場線沿いの田園集落の自然・歴史環境を保全するとともに、森林地域のレクリエーション拠点とのネットワークにより自然ふれあい軸の形成を図ります。

4. 東西交流軸

「都市活動軸」「田園観光複合軸」「集落景観形成軸」という南北の都市軸に対し、都市と農村の交流や自然とのふれあいを育てる東西軸の形成を図ります。



○拠点の形成

将来の都市機能の確保と都市構造の強化を図り、「みのわの魅力づくり」の核となる拠点を位置づけます。

1. 商業・サービス・文化複合拠点

松島商店街を中心とした商業活性化による商業、業務サービス施設の集積とともに、行政、文化、教育施設等の整備された複合都市機能拠点としての形成を目指します。

本町の中心拠点としての「まちの中心づくり」においては、人々が集まり、交流する個性を発揮した魅力的な中心部としての機能整備や施設改善を進め、さらに、その周辺地区においては今後の発展を計画的に誘導する都市機能や空間整備により、これらが互いに連動して、「町民が様々な都市活動のできる環境づくり」を行っていきます。

2. 健康福祉・交流拠点

余暇時間の増大、高齢化社会等の社会構造の変化から、幼児から老年までのライフステージにあわせたスポーツや健康増進への関心が高まってきます。

東西方向の骨格軸となる都市計画道路中央線と現国道 153 号の交差部周辺において、交通アクセスの利便性を活かし、町民ばかりでなく広域からも集客できる健康福祉関連施設の立地により、世代、地域を超えて交流を深めることの出来る拠点の形成を図ります。

3. 地域中心拠点

末広商店街を中心とした近隣性商業施設や日常利便施設の集積とともに、地域の文化や歴史を活用した近隣コミュニティの核としての形成を図ります。

4. レクリエーション拠点

温泉とアウトドアスポーツのながた自然公園、もみじの箕輪ダム、上伊那を一望する萱野高原など自然を生かした特色あるレクリエーションの場としての充実を図ります。

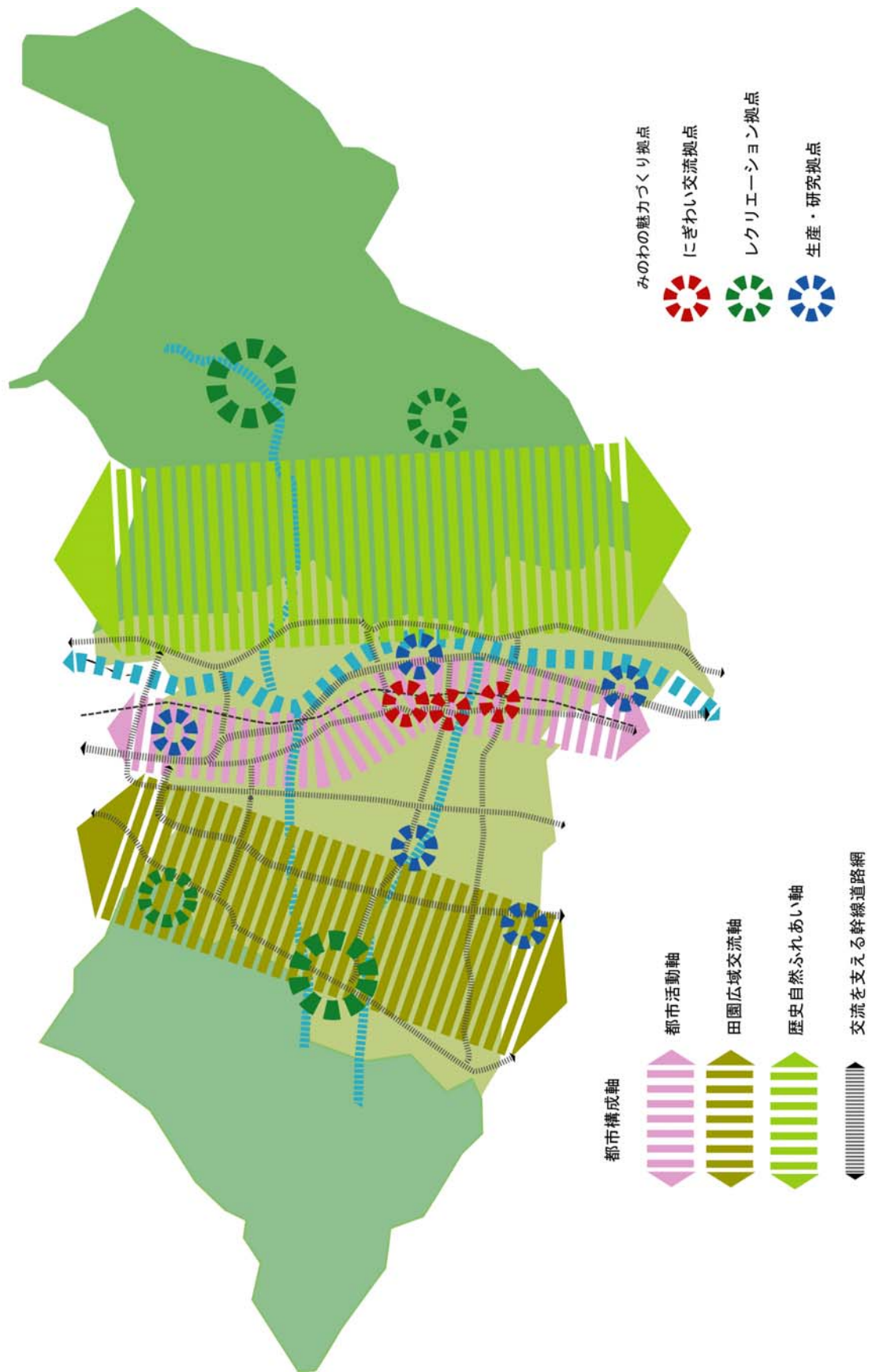
また、西部地域の農業関連施設とネットワークされた農業観光交流拠点の整備を図ります。

5. 生産・研究拠点

工業専用地域及び工業地域の用途指定地域への工場立地を誘導して工場の分散立地を防ぐとともに、基盤整備による良好な就業環境を提供し、研究開発型企業の集積を図ります。また、田園地域にある南原及び帯無工業団地は緑豊かな潤いのある就業環境の形成により周辺景観と調和した工業系の拠点とします。

また、伊北 IC 周辺では高速交通網を活かして、流通業務や工業系施設の集積を図ります。

将来都市構造図



(4) 都市像実現のための主要課題

現在の都市計画制度では、市街地（用途地域）を中心として都市計画道路や公園などの都市的な基盤整備の推進と用途地域指定による土地利用の規制が進められ、用途地域外においては農振法農用地による土地利用規制を基本としています。

しかし、市街地周辺地域においては、特に中心市街地に比べて緩い規制と比較的低い地価から低層住宅地や工場の分散立地が進んでいます。一方の用途地域内においては、本来利便性が高く快適な市街地住宅地の形成を目指すべき地区が、道路等の都市基盤の未整備等から低未利用地として固定化しつつあります。

さらにこの様な住宅地の分散立地とともに、広域的幹線道路の整備進展にあわせて商業施設や工場等の周辺立地の動きに至っています。また、公共事業や一定要件を満たした開発行為はまとまって土地を得やすい用途地域外に展開される傾向にあります。

このため、分散的な土地利用による周辺集落部での農住工の土地利用の混乱と、一方では中心市街地部での活力の低下となって顕在化しています。

これまでの社会潮流においては、このような市街地の拡大は都市の発展を意味しているかのような捉え方をされがちでした。しかし、質の高い都市像を求めなければならなくなってきた今日、これまでのような市街化の分散的拡大では質の高い都市を実現することは基本的にできません。

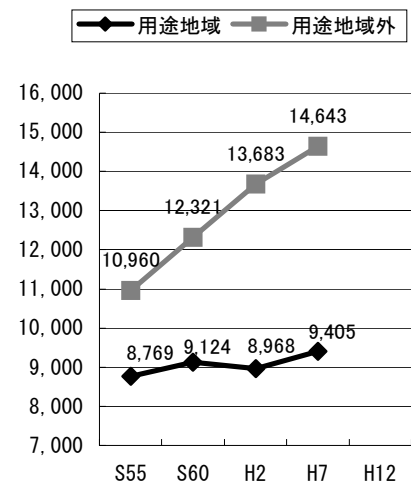
本町の土地利用形成にあたっては、都市計画のなかでの土地利用計画とそれに基づくコントロールや住宅政策と連携し、市街地の活力と魅力づくりを進めるとともに、安定的で魅力とゆとりある集落地の環境を確保することが大切です。

このような点に配慮し、以下に本町の都市づくりにおける4つの主要な課題をまとめました。

① 土地利用ゾーニングの明確化

市街地ゾーン、田園生産ゾーン、集落ゾーン、自然レクリエーションゾーン、自然保全ゾーン等のエリアを明確にしたうえで、それぞれのゾーンの特性にあわせた環境の保全と、日常生活の中で培われた歴史・文化等に係わる優れた環境の回復や創造により、箕輪らしさをかたちづくる基礎となる環境形成が必要です。

用途地域内外別の人口推移



田園地帯の中のミニ開発住宅

② コンパクトで魅力ある市街地の形成

生活者ニーズの多様化と都市間流動の更なる増大により、これからの生活者の視点はトータルな環境としてゆとりと潤いのある居住地を選択するようになると予測されることから、今後の市街地における都市再生整備の重要な方策は居住環境整備とそれによる居住者の定住を目指すことが必要です。

このためには、適正な人口規模の目標の設定によるゆとりある居住密度が確保され、地域の文化環境と調和し、質が高く風格のある市街地居住地を、まとまりのある形態で計画的に形成していかなければなりません。

さらに、新旧住民や来訪者の集う文化・交流・観光等のサービス拠点の計画的な整備や誘導、新たな生活者ニーズに対応した商業・健康・福祉サービス地区等の拠点形成を効果的に進めます。また、生活や産業活動を支える道路・公園・下水道等の都市基盤の段階的な整備にあわせて、その空間構成においては、安全快適な歩行者空間と緑地・文化資源・生活拠点等を結ぶ緑のネットワークやまちなみ景観の創出など、地域の創意工夫による独自の魅力ある居住環境地区の形成が求められます。

③ 利便性・安全性・景観性を備えた道路交通体系の整備

町内、あるいは周辺諸都市との交流の基盤となる、安全で快適な道路ネットワークの確実な整備が求められます。特に本町では地域間交通を支えるネットワークにおいて、南北方向に比べて東西方向の機能が弱いため、広域的な幹線道路を軸に、地域特性や地域の資源を活用した都市的機能の配置・強化による人々の交流やコミュニケーションを高めることのできる場の確保と、これらをつなぎ町内での交流を活発化していくための交通機能の強化が必要です。

昭和43年に定められた現在の都市計画道路は、その後の市街化の進展や広域幹線道路整備等により実態にそぐわない面も顕在化していることから、市街地ばかりでなく町全体を捉えた骨格的な道路網の見直しとともに、計画的な整備を段階的に推進していくことが必要です。

また、車の利便性ばかりでなく、安全性はもとより、快適に歩行したり憩えるオープンスペースとしての道路空間の創出や、まちなみ沿道景観の誘導、高齢者や障害者の移動を確実にするバリアフリー化など、潤いとやさしさのある道路空間の形成が求められます。

④ 住民と行政の協働まちづくり

まちづくりは住民（本町に住む人々や企業、事業者等）と行政がお互いの役割分担と責任を理解しあった信頼関係のうえで、協力して進めていくことが何よりも必要です。

そのため、都市づくりに係わるさまざまな行政の計画や運用の情報を広く住民に知らせる情報公開システムの確立や地域コミュニティ活動への支援等により、積極的な住民参加の場、活動の場づくりを行っていく必要があります。

2-2 都市整備の方針

(1) 土地利用の方針

① 土地利用の基本方針

1. 箕輪の地域特性を基調とした土地利用

「伊那谷の箕輪」を特徴づける天竜川、河岸段丘、田園、南アルプス、中央アルプス及び市街地や山裾の集落地などの箕輪の特性を重視して、その良さを崩さない土地利用を設定します。

2. 農地・林地の維持保全

スプロール的な宅地化により田園景観や樹林景観といった良好な景観資源が損なわれつつあることから、河川の水辺空間や集落居住地と一体となった農地の環境の維持・保全・回復を進め、自然との共生を実感できる土地利用の形成を進めます。また、山岳丘陵部の自然地の保全に努めます。

3. 地域の活性化と秩序ある市街地形成を実現する土地利用

中心市街地は箕輪町の中心部としてふさわしい商業・文化・公益サービス機能の充実を図るとともに、集合住宅等の都市型居住に対応した整備・形成を図ります。

住宅系市街地については、既存住宅地における居住環境の改善整備を進めるとともに、将来の住宅立地や宅地化の需要に対応した計画的な住宅市街地を形成します。

また、工業地の整備により優良企業の誘致を進め、農業と工業のバランスの取れた産業の発展を誘導します。

4. まとまりと個性ある集落土地利用

農地、林地等の自然地により取り囲まれた集落地ごとに、歴史・文化資源を活用しつつ、個性と魅力ある良好な住環境を維持し、安全で質の高い集落土地利用地を形成します。

5. 交通体系の整備と連動した交流拠点の形成

広域道路網等の都市間交通体系の整備と連動し、本町の特色を活かした新たな都市活動拠点を形成し、都市内及び都市間の交流を進めます。

また、主要な幹線道路沿道における適切な都市的土地利用の整備誘導を図ります。

② 土地利用区分と将来土地利用イメージ

土地利用の目標	土地利用区分	将来の土地利用イメージ	
魅力ある交流拠点の形成	中心商業地		国道153号沿い松島商店街周辺は本町の中心地区として、商業、サービス施設や文化施設の充実により、交流拠点としての施設立地の誘導を進めます。
	地域商業地		木下駅周辺は地域生活利便のための商業サービス施設の集積を高めます。
幹線道路沿道にふさわしい土地利用の促進	沿道商業地		国道153号バイパス沿道は自動車利用に対応した様々な沿道サービス施設の立地誘導を図るとともに、都市幹線道路としてふさわしい沿道景観を形成していきます。
	田園沿道地		広域農道沿道は広大な田園地帯を縦断する幹線道路として周辺の環境と調和した沿道景観を形成していきます。
ゆとりある良好な居住環境の形成	市街地住宅地		中心商業地やその周辺では、都市型集合住宅の立地誘導により都心居住を促すとともに、一般住宅地では緑豊かでゆとりある生活道路や公園などの生活基盤の整った低層住宅地を形成していきます。
	新規計画住宅地		将来の需要に対応した新市街地は、面的整備により計画的な住宅地の形成を図ります。
	集落住宅地		農地、既存宅地、新規宅地が調和し、集落地内の寺社地等の歴史的要素や水と緑の空間と一体となった田園住宅地景観を守ります。

土地利用の目標	土地利用区分	将来の土地利用イメージ	
活力ある産業地の整備	生産・研究業務地		既存工業団地では道路等の基盤整備を進め、今後の企業進出を誘導するとともに、周辺の田園環境と調和したみどり多い産業地の形成を図ります。また、伊北インター周辺での新たな産業地の整備を図ります。
まとまりのある田園景観の保全	農地		農業生産機能ばかりでなく、郷土景観形成機能、生物生息機能、保水機能など多様な機能を有する農地をできるだけまとまりのある形態で保全します。また、市民農園や観光農園等の整備により都市と農村の交流を推進します。
潤いを与える水と緑のオープンスペースの形成	公園・緑地		住民のやすらぎとうるおいの場となる都市公園や緑地を整備し、地域に密着した身近な緑地空間の形成を進めます。
	河川・水辺		本町の都市の骨格となっている天竜川をはじめ、各地域を流れる河川を親しみのある水辺空間としていきます。治水機能や水質浄化を図るとともに親水機能として積極的に整備し、市街地内の公園、緑地や樹林地とのネットワーク化を図ります。
	自然緑地		自然景観、防災機能、水源の涵養、自然生態系の維持など、多様な機能を持つ山林、丘陵を保全します。また、もみじ湖周辺や萱野高原などは自然とふれあいの場として活用していきます。

土地利用方針図

Center Commercial Area (中心商業地)
 Near Commercial Area (近隣商業地)
 Along Road Commercial Area (沿道商業地)
 Existing Residential Area (既存住宅市街地)
 New Residential Area (新規住宅市街地)
 Settlement Area (集落地)
 Settlement New Residential Area (集落地新規住宅検討エリア)
 Industrial Area (Existing/New Scale Expansion) (工業地(既存/新規・拡大))
 Cultural/Administrative Area (文化・行政地区)
 Park/Green Space (公園・緑地)
 Farmland (農地)
 Forest Land (樹林地)
 Road (道路)
 River (河川)

Wide Interaction Zone (賑わい交流ゾーン)
 Agricultural Park Zone (農業公園ゾーン)
 Health and Recreation Zone (保健休養ゾーン)

(2) 道路交通体系整備の方針

○ 整備の基本方針

1. 広域交流を支える南北主要幹線道路の整備

天竜川沿いに南北に連なる都市間との広域的な交流の活発化を支えるために、国道 153 号バイパスの整備を促進するとともに、沿道地域の適切な土地利用の形成を図ります。

また、伊那谷の広大な田園地帯を縦断する広域農道は、伊那市のみはらしファームや南箕輪村の大芝高原等と連携した広域観光軸として活用していきます。

2. 都市内の交流を促す東西幹線道路の整備

市街地と集落地を結び、本町の自然、農林、歴史、文化資源との多様な都市的交流を促すとともに、優れた環境の維持、保全や景観の形成に資するような計画的配置を重視します。

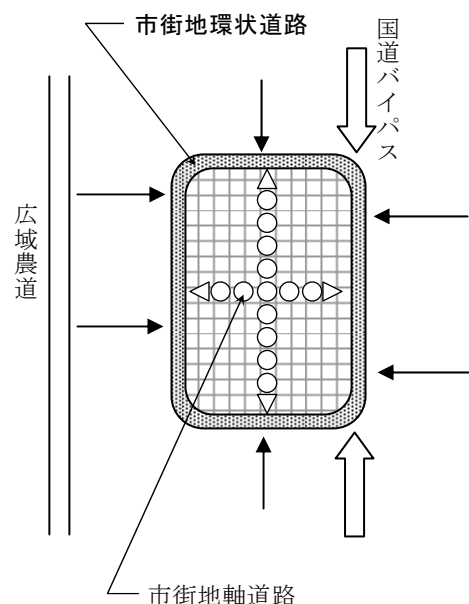
3. 市街地環状道路の形成

市街地における鉄道による分断、現況交通の松島周辺への集中等を解決しつつ、将来の市街地における生活の利便と快適で安全な交通環境を確保するため、市街地環状道路の整備を進めます。

市街地環状道路は、市街地東側を縦断する国道 153 号バイパス、市街地西側及び南側の都市計画道路南部西部線、市街地北側の都市計画道路十沢線により構成し、市街地を一体化するとともに、広域や各集落からの交通を受け止めます。

4. 市街地軸道路の形成

市街地軸道路として国道 153 号による南北軸、都市計画道路中央線による東西軸の 2 軸を位置づけ、沿道の土地利用形成に見合った快適で魅力ある街並み形成を進め、市街地における活動の軸を明確化していきます。



5. あるいて楽しい歩行者ネットワークの形成

町民や本町への来街者等が快適に歩け、多様なレクリエーション活動ができるような歩行者系のネットワークの形成を図ります。

河川に接することのできる親水空間やサイクリングロード、中心商業地と公園、歴史的文化的地区での環境道路、集落内の生活道路や社寺等、地域の特性に応じた歩行者系道路の整備を目指します。さらに、高齢者や障害者に配慮した、人にやさしい路づくりとします。



6. 安全で快適な住宅地内道路の整備

市街地や集落地における静かな居住環境を守り、地区内居住者の交通安全と生活利便を確保し、また、防災性を高めるために既存道路の改善整備を進めます。

7. 景観形成に配慮した道路整備

広域幹線道路である国道 153 号バイパスでは、今後の道路整備にあわせた都市的土地利用への誘導とともに、良好な沿道街並み景観の形成をも誘導していきます。

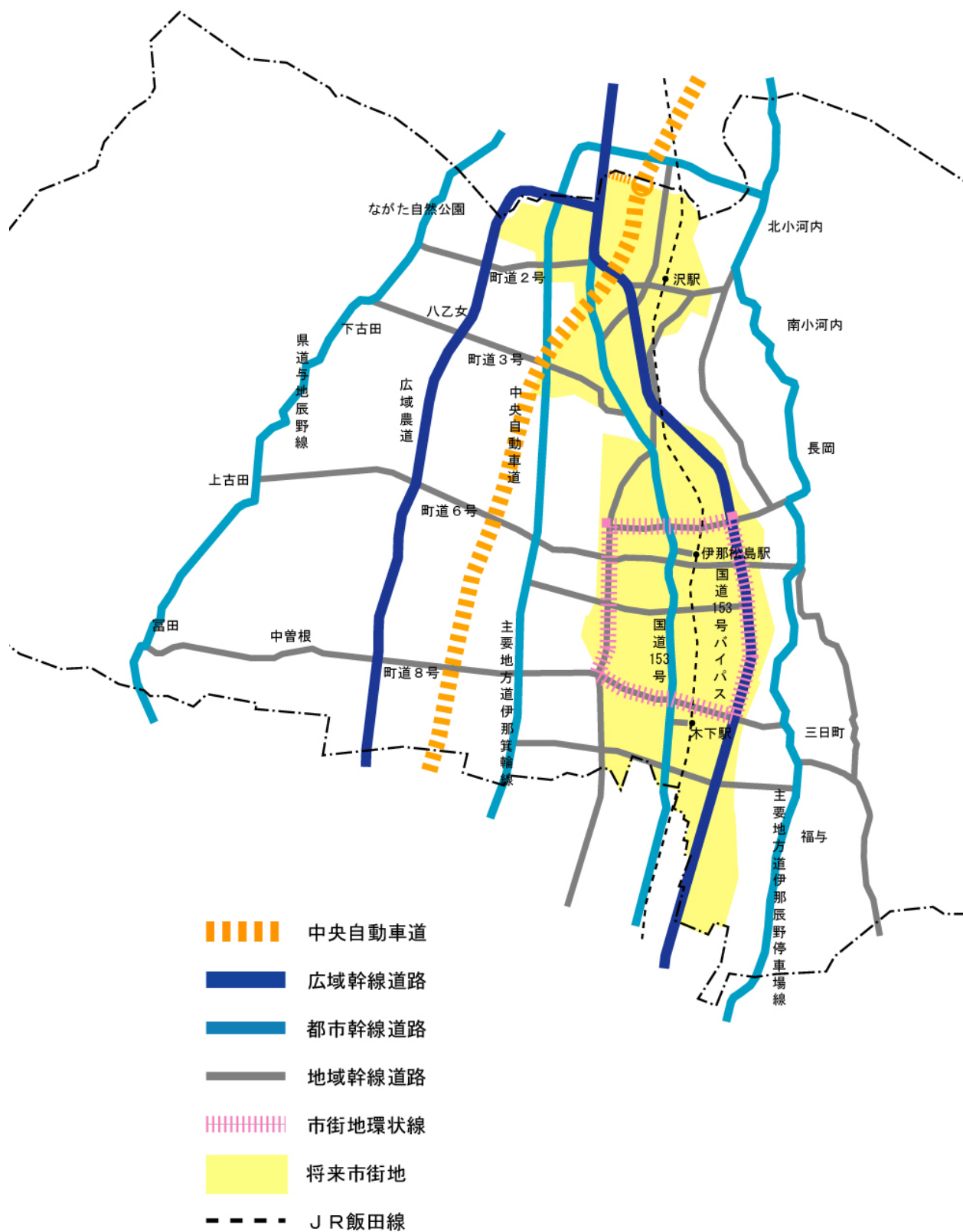
田園地帯を縦断する広域農道は、本町の優れた郷土景観を尊重して、これと調和した道路景観を誘導します。

また、市街地や集落地内の優れたまち並みと調和した生活道路やレクリエーション道路の景観整備により、個性と多様性のある道路の体系的整備を進めます。

8. 公共交通機関の充実

鉄道利用の利便性向上とともに、現在運行されている町内の巡回バスにおいては、今後の高齢化に配慮した商業地区や公共施設等への経路の充実や、バス経路の歩行者の安全性に配慮した整備を進めます。

道路・交通体系の整備方針



(3) 公園・緑地と緑のネットワーク整備の方針

水と緑に代表される自然環境や公園・緑地は、都市に住む人々に安らぎと潤いを与えるとともに、憩い、ふれあい、レクリエーションなどの様々な交流の場となります。

さらに、災害時の避難場所、動植物の生息地、環境の浄化、都市環境の形成など多くの役割を果たします。

そのため、地域の特性や歴史文化を考慮しつつ、身近な緑地空間としての保全、整備を進めます。

1. 都市の骨格を形づくる緑地の保全

本町の都市構造を形成する天竜川河岸の緑地、河岸段丘の斜面緑地、アルプス山麓の丘陵樹林地は、都市の骨格をなす緑地として、景観形成、田園や市街地の輪郭強化、都市環境の維持、自然生態系の保全等の配慮して、積極的に計画に位置付けて保全整備を図ります。

2. 水と緑の軸を生かしたネットワークの形成

都市の骨格をなす水と緑の軸と連携し、農地の多様な利用や都市住民との交流を進める自然農林地、集落空間等の活用により、広域をも対象とした多様の交流施設や緑地空間の整備を進めます。

このため、本町の中央を縦断する天竜川をはじめ、各集落地を流れる深沢川、北の沢川、帯無川、沢川などの河川沿いの遊歩道、サイクリングロード、ハイキングロードの整備とともに、多様な交流のための農林地、集落内の歴史文化資源、山林や樹園地を活用した自然型レクリエーション等の拠点的な整備により町内各所の水と緑の拠点を結ぶ安らぎとおいしいのある回遊ルートの形成を図ります。

3. 身近な緑や自然とのふれあいの場の創出

集落地域では史跡や寺社などの地域の歴史文化的資源と一体となった緑地の保全により、住民が集う緑地空間の整備を図ります。

また、市街地では都市緑化を進めるために道路や公園、公共施設などの公共空間の緑化を推進するとともに、工場敷地や大型商業施設における企業の協力や一般住宅地での緑地協定等を推進して、今ある緑を活かすとともに新たな緑を創出していくことにより、身近に緑とふれあえる場をつくり出します。

4. 市街地の形成に対応した公園等の緑地空間の整備

既存の市街地では、子どもの遊び場としてばかりでなく、高齢者や近隣住民のコミュニケーションの場として公園やオープンスペースの整備を進めるとともに、人口増加に対応した新たな市街地においても、既成市街地との連携を確保しつつ将来人口に応じた適切な緑空間の計画的な配置を図ります。

特に、市街地内に残る斜面緑地や緑の塊などの地域の環境資源を基本とした良好な緑地の公園化などにより、地域の生活環境の向上に資する公園・緑地の整備を推進します。

また、市街地における延焼防止のための緑地の保全と創出や地震、火災等の災害時の避難地としての緑のオープンスペースの確保、避難路となる緑道等の系統的な整備など、緑の持つ防災機能の充実を目指します。

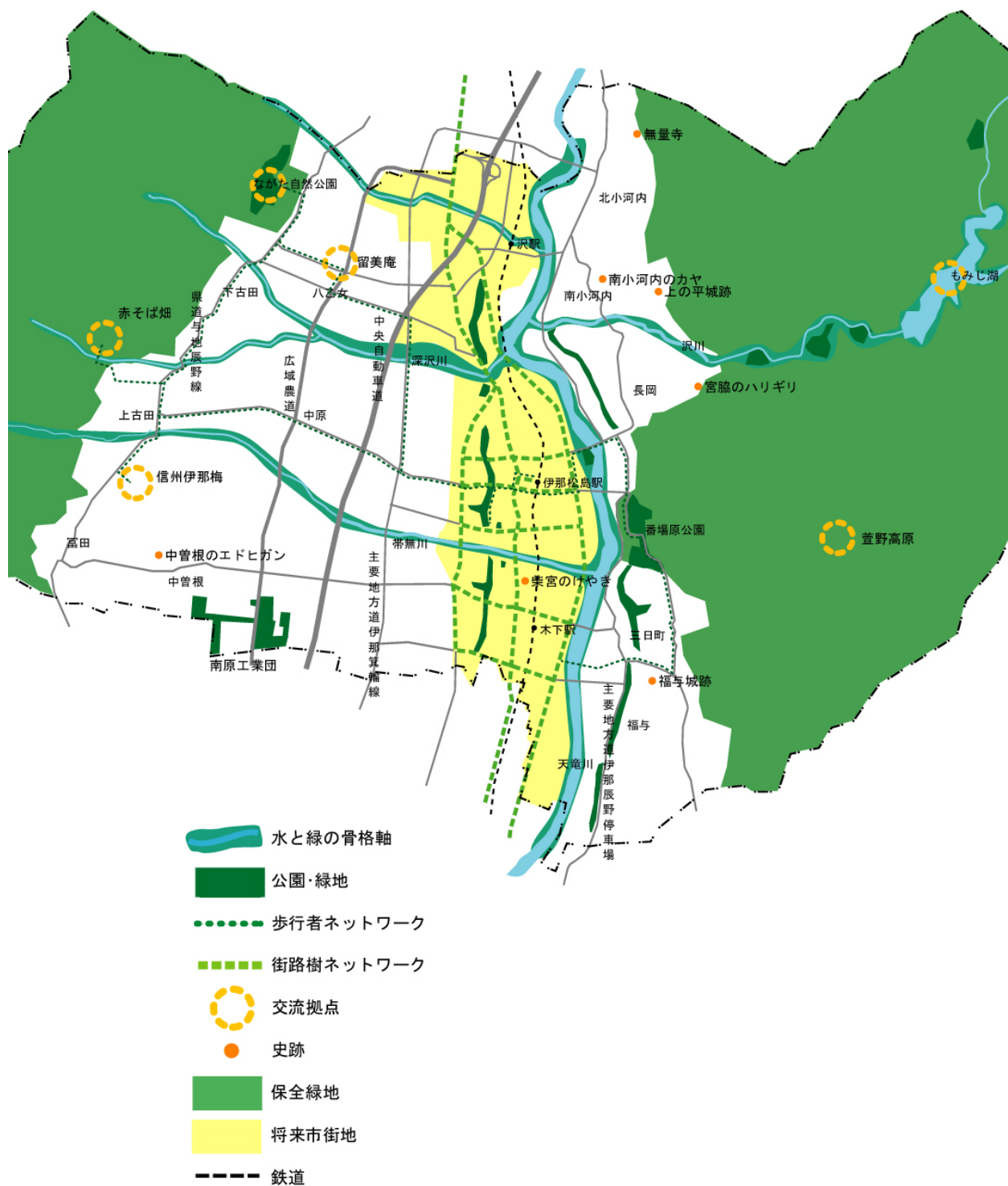
5. 自然と共生できる都市環境の形成

自然にやさしい都市基盤整備や生活環境整備のための整備手法や施工方法を検討し、整備にあたっては汚染に強い植物よりも地域にあった植生を考慮した理念の基に、豊かな緑と共生する都市環境の形成を目指します。

このため、多様で多層な生物層の保護、生態系の復元を含めて、野生生物の生息生育空間であるビオトープの手法を用いた動植物の保全育成を図り、自然環境の計画的な保全、創出を進めます。

また、農林自然環境や歴史・文化資産を活かした環境教育に関わる体験的な場づくりや、環境に関わる学習を深めるための施設整備などにより、町民や企業のボランティアや来訪者などの多様な主体の参画による維持・管理システムの確立を図ります。

水と緑のネットワーク方針



(4) 都市景観形成の方針

自然、歴史景観と市街地、集落地景観が織り成す箕輪らしいゆとりある郷土景観の形成を目指します。

1. 自然景観の形成

自然景観は、アルプスの山々を見渡す眺望景観、里山として親しまれてきた丘陵地景観、段丘沿いの斜面緑地景観、山地から平地まで様々に変化する河川景観の大きく4つの景観類型に分けられます。

それぞれの類型を代表する緑と水を中心とした自然資源を保全しつつ、豊かな自然地へ容易に近づけることのできる、親しみのある景観整備を図ります。

2. 歴史景観の形成

歴史景観は、伝統的建造物及び史跡景観、歴史的風土景観があり、祭りや行事などの日常生活に溶け込んだ景観があります。

箕輪町の個性をつくり出している大切な要素である歴史的遺産と長い年月の間に融和した自然景観との調和を崩さずに保全・活用し、郷土景観を特徴付ける歴史の演出を伴った景観の形成を目指します。

3. 田園集落地景観の形成

里山のふもとに塊まっている集落、沿道沿いの集落、屋敷林に囲まれた農家住宅などの集落景観と、これら集落の前に広がる田園地が一体となった景観として保全を図っていきます。

4. 市街地景観の形成

市街地景観は、土地利用の特性により商業地景観、住宅地景観、工業地景観に大きく分けられます。

来訪者の利用も考慮した購買、交流、サービスの場と町民の日常生活の基盤となる居住の場、また、住工の混在を無くし働く場として純化させた環境など、それぞれが調和したにぎわいと潤いのある市街地の景観形成を進めます。特に国道153号沿いでは本町の市街地景観づくりを先導する市街地景観軸として位置づけその整備を進めます。

また、道路、鉄道・駅前、公園・広場、その他公共施設・建築物などの都市施設景観では、施設での緑化を進めるなど周辺環境に潤いを与え、来訪者の心を和らげるような景観整備を進めます。

(5) 福祉のまちづくり方針

これからの高齢社会に対応するばかりでなく、障害者や子供など、誰もが快適で暮らしやすく、安全に行動できる都市環境を目指し、日常生活上の障害を取り除く工夫を推進していきます。福祉施設や公共施設ばかりでなく、多くの人々が利用する様々な施設と交通施設や歩行者空間など相互の連絡に配慮したバリアフリーな人にやさしいネットワークの形成を図ります。

1. 安全で快適な歩行空間の整備

高齢者や障害者などすべての人々が安心して町なかを歩くことができ、車椅子も通れる広幅員の歩道や段差の解消などによる歩行者空間のバリアフリー化とともに、わかりやすい案内標識、点字ブロック、ベンチの設置やポケットパークの整備により、やさしさというおいのある歩行空間の形成を図ります。

2. 利用しやすい公共的施設の整備

行政サービス施設や文化施設、銀行やスーパーなどの多くの人々が利用する施設、公園や河畔などの安らぎの空間では、ハートビル法の整備水準に適合し、誰もが利用しやすい施設となるように整備、改善を推進します。

3. 住まいのバリアフリー

高齢者や障害者が安心して生活できるように民間の住宅におけるバリアフリー化を推進するため、住宅の改築や改修にあたっての相談や指導に応じるアドバイザー制度など、公的な支援策の充実を図っていきます。

また、公営住宅での福祉型住宅の整備など、高齢化などによる様々な住機能ニーズの変化に対応したバリアフリー化を進めていきます。



わかり易いサイン



点字案内板



段差のない道路と民地の境界

(6) 防災まちづくりの方針

災害は人命や財産が失われ、社会や経済などに甚大な影響を与えることから、風水害、地震、火災による被害を最小限に食い止め、全体の機能が麻痺してしまわないような災害に強いまちづくりを目指します。

1. 安全・安心な市街地の形成

古い木造の建物が密集して道路の狭い住宅地区にあっては、道路の拡幅整備や行き止まり道路の解消、地域内のオープンスペースの確保により消火活動困難地区の解消や避難路の確保を図ります。

また、幹線道路沿いでは、狭小な宅地の共同化立替や中層化による不燃建物への建替えを推進し、防火性の高いまちの形成を図ります。

2. 自然環境に配慮した治山・治水対策の推進

本地域は山岳に囲まれた急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれることから、地すべりや水害等の災害を防止する施設整備の充実を図るとともに、自然環境や生態系、景観に配慮した保全を図ります。

天竜川やこれに合流する中小河川の改修を推進するとともに、多自然型の河川改修など親水性や水辺景観に配慮した整備を図ります。

急激な都市化の進展に伴う農地の宅地化により、雨水の浸透域の減少による雨水流出の仕組みの変化から河川の負担が増し、浸水水害の危険性が出てきています。

河川改修や公共下水道雨水幹線の整備などの総合的な治水対策により、安心して都市生活や都市活動が行なえる環境をつくります。また、遊水機能や保水機能のある農地を保全するとともに、雨水浸透枡の設置、透水性の舗装などの河川への雨水排水量の抑制により、流域が本来有している遊水・保水機能の維持・回復を図り、河川の負担を軽減します。

3. わかりやすい防災システムの整備

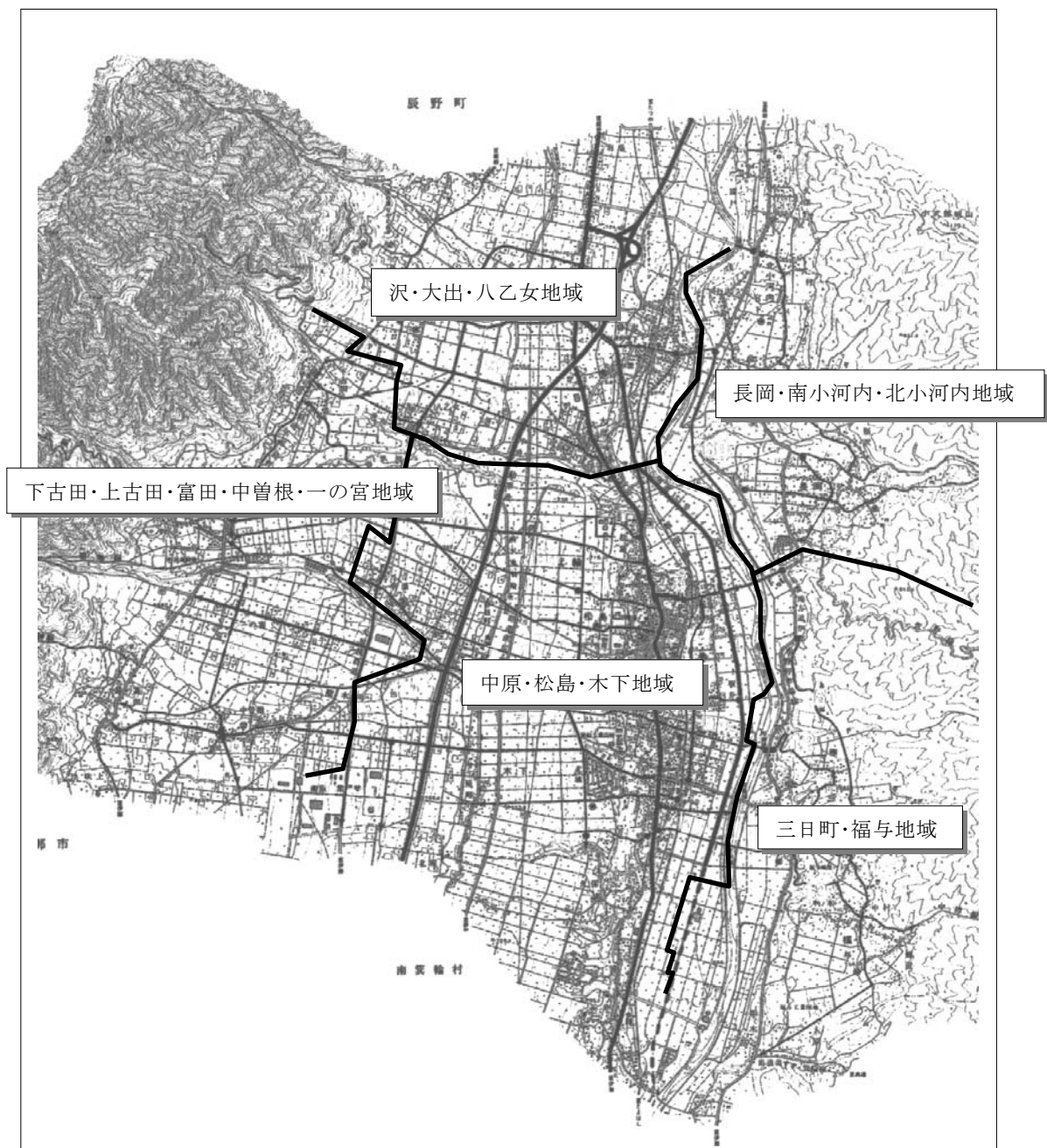
避難路や避難場所の確保整備や食糧、資材の備蓄を進めるとともに、避難場所への誘導標識、防災情報通信システムの整備を進め、わかりやすく体系的な防災・避難システムの充実を図ります。

また、都市化の進展による地域住民の連帯感の希薄化に対応し、防災まちづくりに対する意識啓蒙活動を進めるとともに、箕輪町地域防災計画との連携により地域コミュニティを中心とした防火体制の育成・強化を図ります。

第3章 地域別構想

3-1 地域区分

地域の区分にあたっては、自治会の活動、小中学校区などの生活圏や行政単位及び町村合併の経緯などを考慮して、同質の地形、歴史、景観を有する地域として一体性やまとまりがあり、住民にわかり易い範囲として、下図のように5つの小学校区別に地域を区分しました。



3-2 沢・大出・八乙女地域のまちづくり

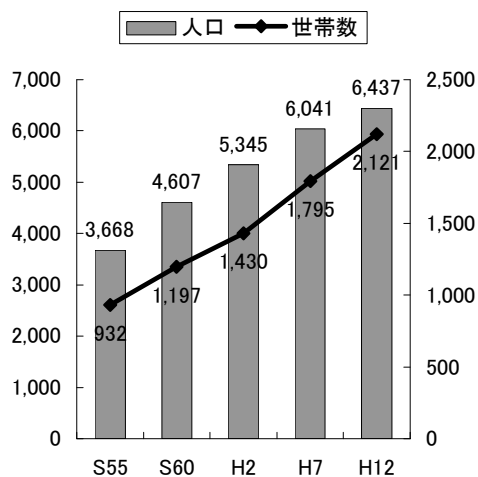
(1) 地域の概況

当地域は沢、大出、八乙女の旧集落に古くからの住宅地があるとともに、八乙女周辺、大出山口、長田地区や国道153号沿いの沢上、大出地区において、スプロール的に住宅地が広がり、人口増加の顕著な地域となっています。このため、道路等の基盤整備の遅れや住工の混在などの問題が現れています。

ながた自然公園は、町民の自然とのふれあいや憩いの場として、また、スポーツ・レクリエーション拠点として親しまれています。

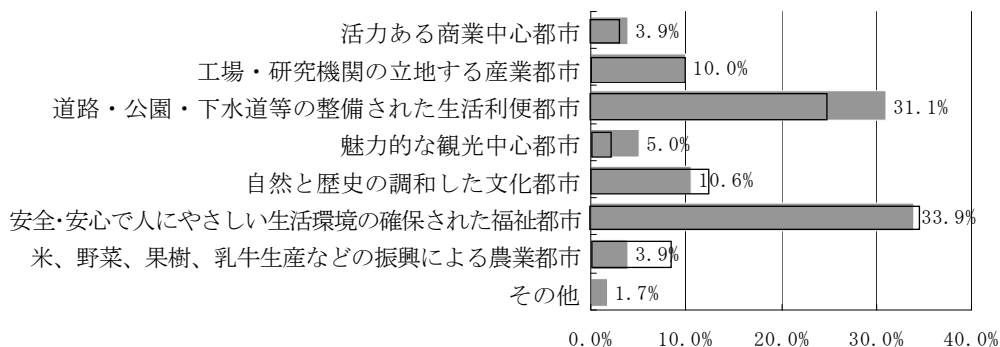
住民意識調査では、町の将来像として「生活利便都市」、「福祉都市」の割合が高く、好きな場所は「ながた周辺」、「田園風景」が多いものとなっています。

人口・世帯数の推移

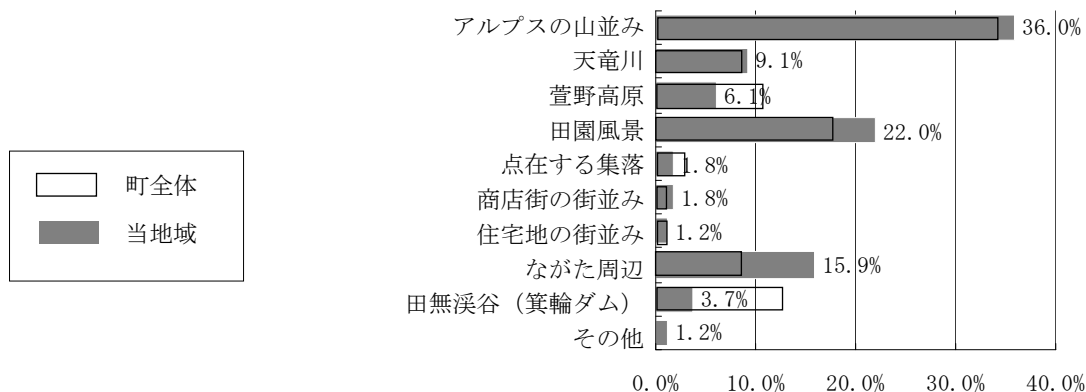


住民意識調査より

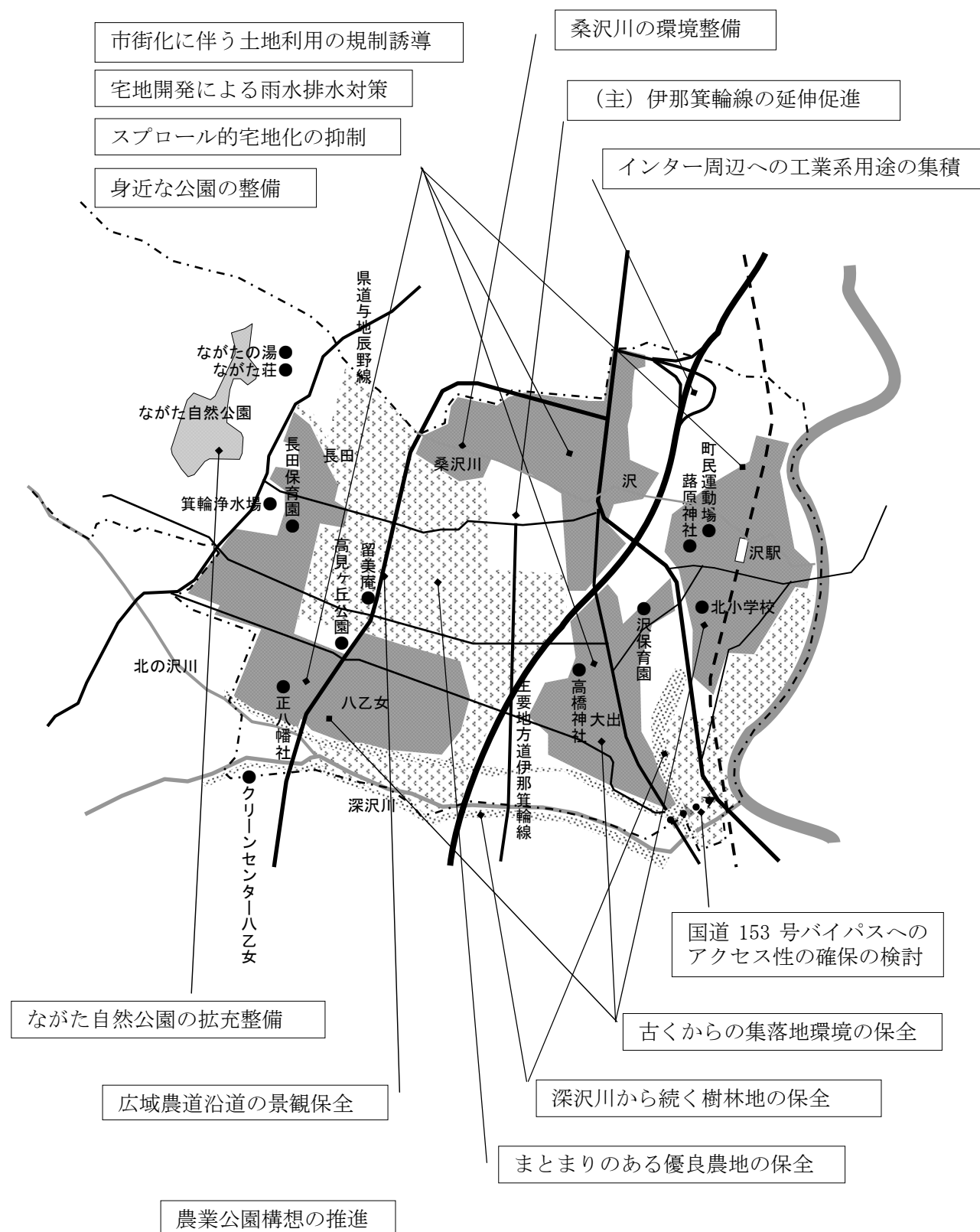
《町の20年後の望ましい将来イメージ》



《町の景観で特に好きな場所や愛着を感じるもの》



(2) 沢・大出・八乙女地域の課題



(3) 沢・大出・八乙女地域のまちづくり方針

(3)-1. まちづくりの目標

田園環境と共生し、生活基盤が充実した 心ふれあうまちづくり

急速な市街化による生活基盤未整備地区の整備を推進するとともに、周囲に広がる田園環境を大切にして、自然とのふれあいや人と人とのふれあいのある、ゆとりあるまちを目指します。

(3)-2. 土地利用の方針

- 急激な人口増と国道 153 号バイパスの整備進展に伴ない、住商工の混在が起こっていることから、以下のような土地利用の規制誘導を図っていきます。
 - ・ 工業、流通系用途は中央道伊北インターチェンジ周辺に集積を図ります。
 - ・ 商業、業務用途はインターチェンジ近傍の国道 153 号線沿道に集積を図ります。
 - ・ 住宅用途はスプロール的な拡散を避け、できるだけコンパクトにまとまりのある形態に誘導することにより、効率的な都市基盤整備による良好な居住環境地区の形成を図ります。
- 広域農道両側に広がる農振農用地をまとまりのある形で維持し、農業観光資源として活用するとともに、田園環境を保全していきます。
- 広域農道の要所では農業交流拠点の整備により農業公園構想の実現を図ります。
- ながた自然公園は、アウトドアレクリエーション施設として充実するとともに、みのわ温泉と連携した活用を図ります。



沿道商業施設の集積が進む
沢地区の国道 153 号



自然環境を活用したながた自然公園

(3)-3. 道路交通整備の方針

- 主要な町道である 2 号、3 号及び 52 号線の改良整備を進め、東西方向の交通利便性を高めるとともに、通学路としての安全性の確保に努めます。
- (主) 伊那箕輪線の延伸を推進し、国道 153 号や天竜川の東西橋を渡り、北小河内地区及び主要地方道伊那辰野停車場線への連絡を強化します。
- 新市街地の幹線道路としての整備を進めるため、国道 153 号の都市計画道路としての計画決定について検討していきます。

- 古くからの集落地内の道路は、生活安全性や防災性を高めるための改良整備を進めます。



広域農道沿いの観光拠点（留美庵）

(3)-4. 住環境・潤い環境の整備方針

- 宅地化による雨水の浸透域の減少により、浸水等の水害の危険性が増していることから、都市下水路の整備を進めるとともに、雨水浸透枡の設置や透水性の舗装などの河川への雨水排水量の抑制により、流域が本来有している遊水・保水機能の維持・回復を図り、河川の負担を軽減します。
- 深沢川兩岸の斜面樹林地及び水田を保全し、市街地と農村を結ぶ環境軸としての整備を図ります。

- 沢上、大出、大出山口、八乙女などの急激に宅地の進行した地区においては、道路基盤の整備を進めるとともに、今後とも宅地化を誘導する沢上や大出地区では身近な公園や公共下水道の整備を進め、住みやすい住環境をつくっていきます。



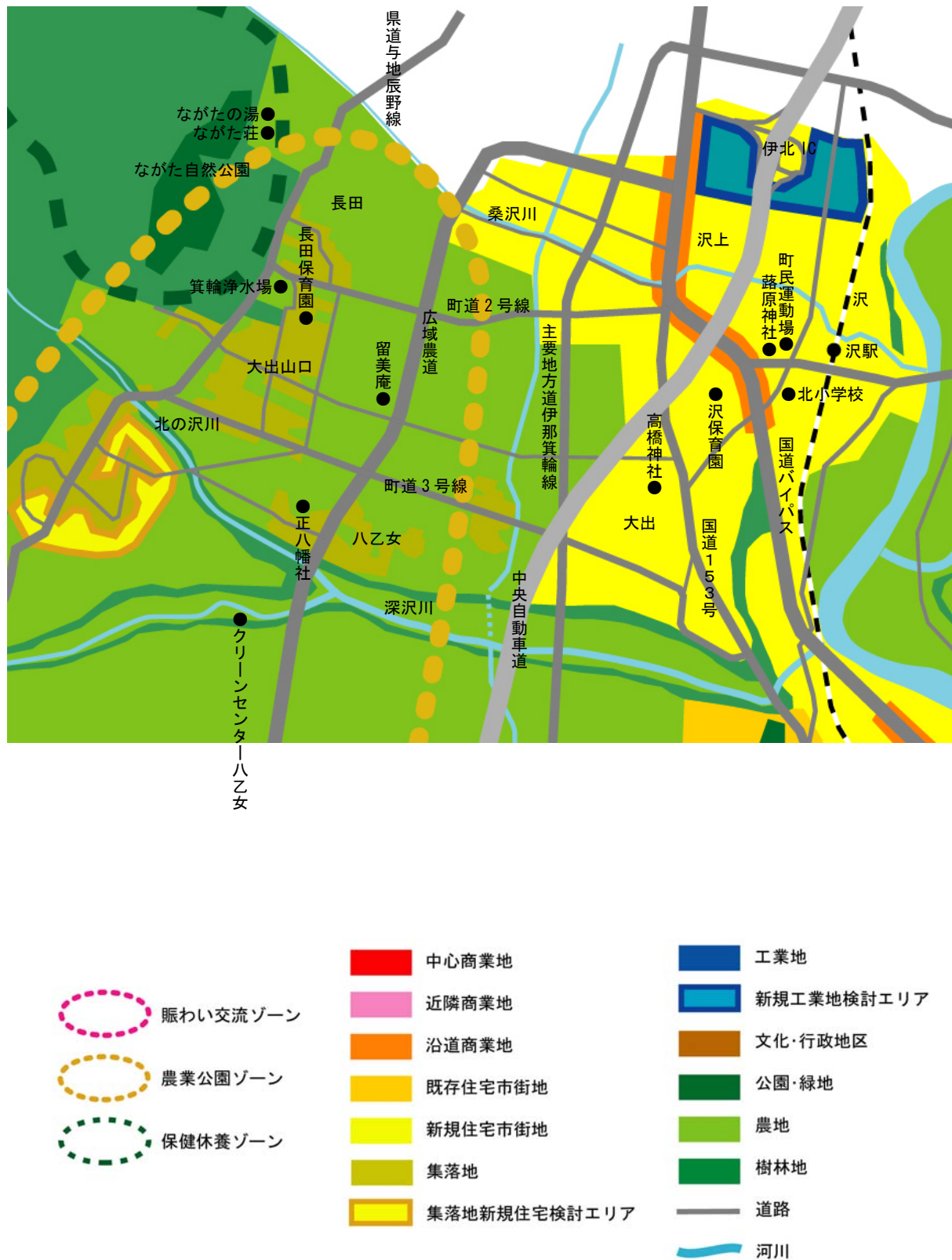
沢上の桑沢川沿いに建並ぶ新興住宅

(3)-5. 景観形成の方針

- 新たな住宅市街地では、生垣化や宅地の緑化を推進して、緑豊かな住宅地景観の創出を誘導していきます。
- 中央道伊北インター周辺の国道 153 号は、町の北の玄関口として良好な沿道景観を誘導します。

- 広域農道及び県道与地辰野線の沿道やその周辺地域は、田園環境やながた自然公園を持つ自然レクリエーション環境と調和した景観の形成を誘導します。

(3)-4. 将来地域構造



3-3 下古田・上古田・富田・中曽根・一の宮地域のまちづくり

(1) 地域の概況

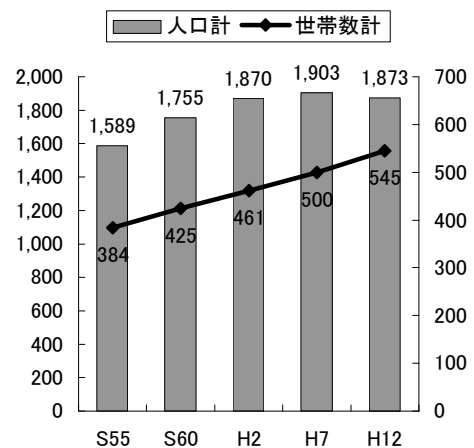
当地域は天竜川西の段丘上から西部山麓裾までの広大な台地の西側に位置しています。

山裾に沿って走る県道と地辰野線沿いに集落地が点在しており、集落以外はほとんどが農振農用地に指定され、集団的な優良農地となっています。

住民意識調査でも「米、野菜、果樹、乳牛生産などの振興による農業都市」の割合が高く、農業公園構想の推進による地域の活性化が期待されます。

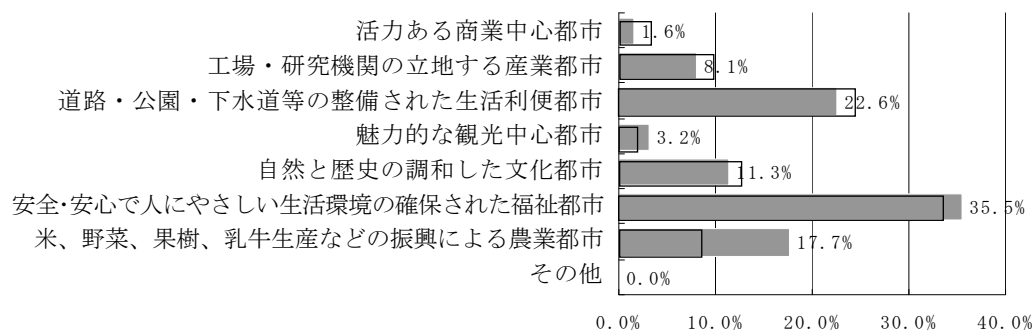
愛着を感じるものとしては「アルプスの山並み」が他と比較して格段に多くなっています。

人口・世帯数の推移

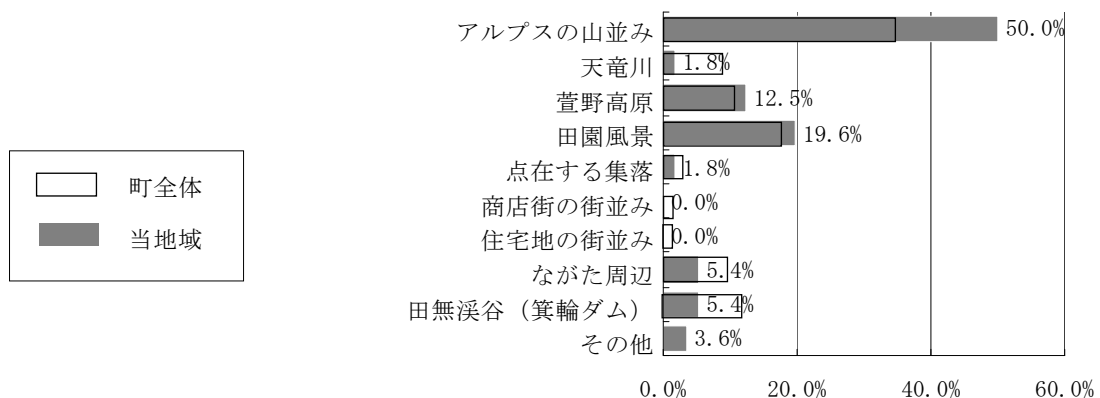


住民意識調査より

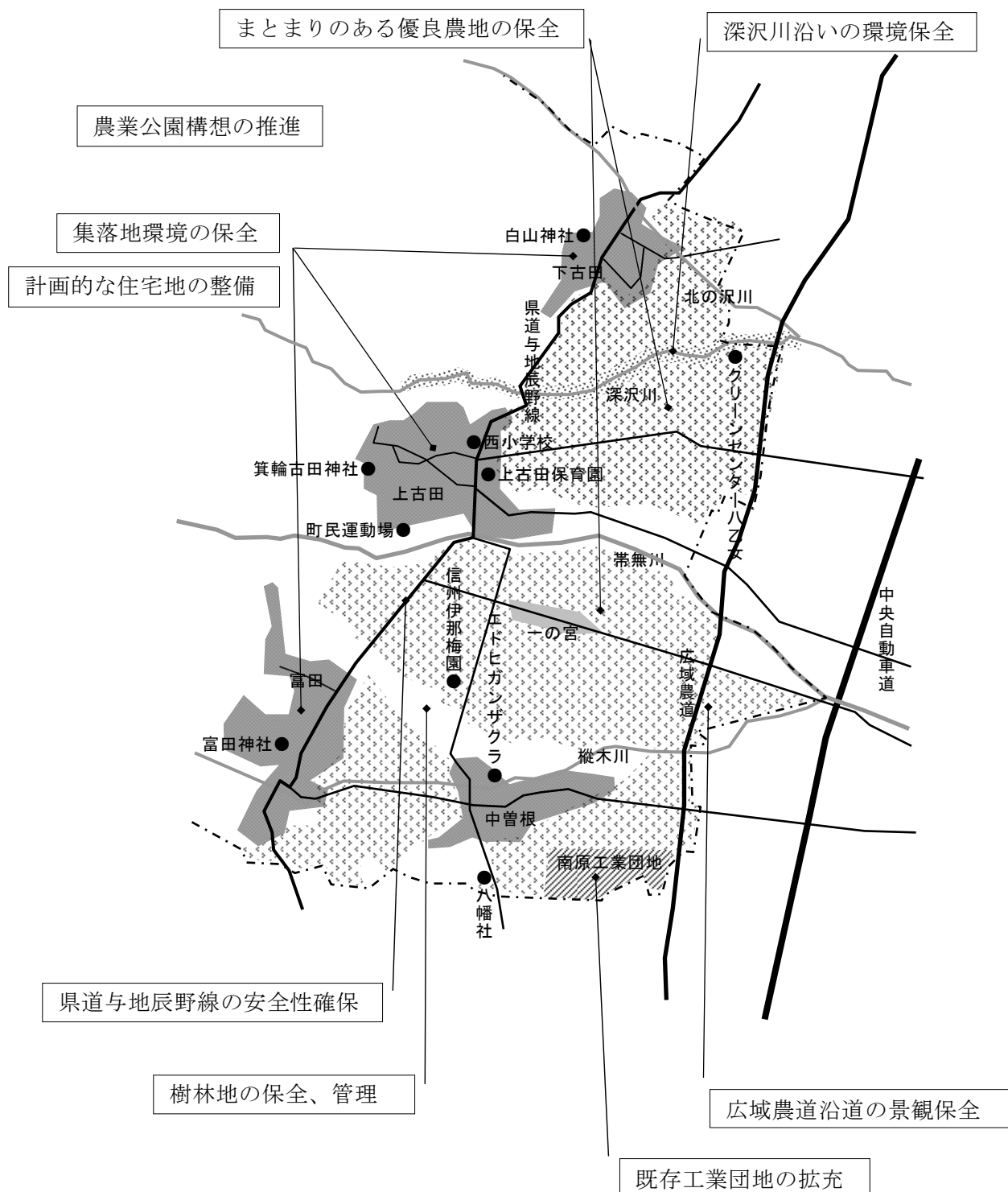
《町の20年後の望ましい将来イメージ》



《町の景観で特に好きな場所や愛着を感じるもの》



(2) 下古田・上古田・富田・中曽根・一の宮地域の課題



(3) 下古田・上古田・富田・中曽根・一の宮地域のまちづくり方針

(3)-1. まちづくりの目標

「農」の大切さを知ることのできる 交流まちづくり

豊かな自然と歴史と文化を受け継ぐ集落を含め、都市住民が農業や農村環境を理解し身近に親しむことができ、地域に住む人々や遠くからまちを訪れる人々が集まる魅力あるまちを目指します。

(3)-2. 土地利用の方針

- 農業生産機能としての効率性を高めるばかりでなく、保水機能や郷土景観形成機能など多様な機能を有する農地をできるだけまとまりのある形態で保全します。
- 上古田集落の北部や広域農道の要所において、農業体験や本町の農業についての情報発信を提供し、活動の拠点となる場を整備して、農業公園構想の実現を図ります。
- 新たな住宅地の開発にあたっては、散在的な宅地の造成を避け、集落地に隣接する形で宅地を確保し、既存の集落環境との調和に配慮した整備としていきます。
- 広域農道沿道からの広がりのある雄大な景観を確保するとともに、沿道では、農地としての土地利用を基本としつつ、これと調和した施設立地を誘導していきます。
- 南原工業団地の計画的な拡充とともに、中曽根集落における新規住宅地計画と連動して、地域の人々の集う公園整備について検討します。
- 下古田の白山神社やヒカリゴケ、上古田の正全寺や古田焼窯場跡、富田の富田神社本殿や信州伊那梅園、中曽根のエドヒガンなど、各集落の史跡や名所などを保全するとともに、周辺の環境整備により、観光資源としての活用を図ります。



段丘上の緩斜面に広がる農地と中央アルプス

(3)-3. 道路交通整備の方針

- 通過交通の多い県道与地辰野線は、地域の生活幹線道路として、また、通学路としての安全性を確保した整備を進めます。



集落地を結ぶ県道与地辰野線

- 集落地と市街地を結ぶ東西方向の主要な町道である 3 号、377 号及び 8 号、9 号線の改良整備を進め、生活利便性の向上を図ります。
- 集落地内の生活道路は、安全性や防災性に配慮しつつ、地域の実情に合わせた改良整備を進めます。

(3)-4. 住環境・潤い環境の整備方針

- 下古田、上古田、富田、中曽根の各集落地における新規の住宅地整備においては、県道与地辰野線沿道や幹線町道を中心に既存集落に隣接した計画的な配置を行い、田園集落環境と一体となったゆとりある居住環境地区の形成を図ります。
- 深沢川及び帯無川水系の樹林帯は、農村と市街地を結ぶ環境軸として保全するとともに、ふるさと景観や環境学習の路として整備を検討します。

- 深沢川に沿った谷戸の水田や畦道の野草、レンゲ畑など、豊かな農村環境の保全と再生に努めます。



深沢川の谷戸

(3)-5. 景観形成の方針

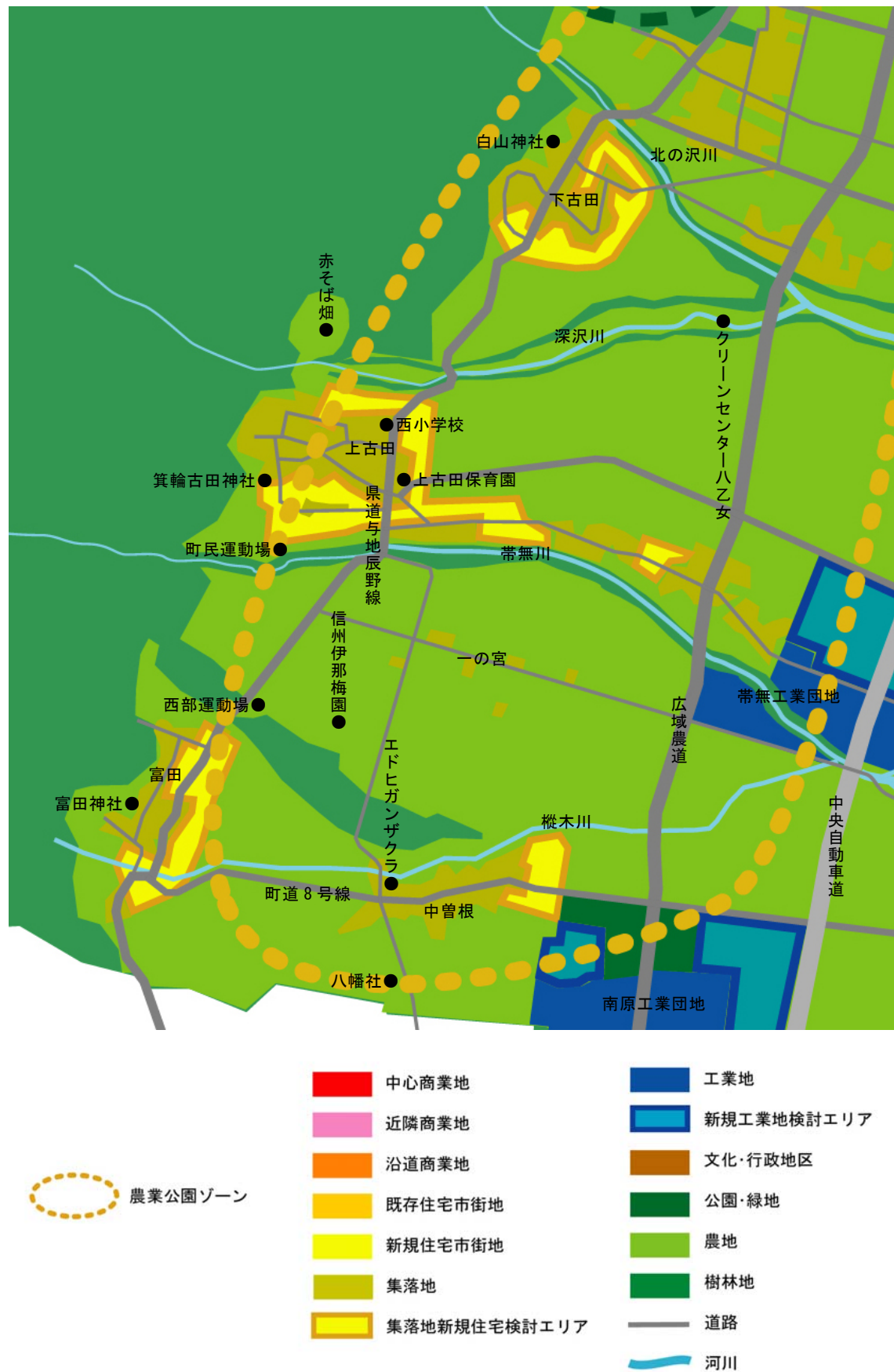
- 段丘上の緩斜面に広がる畑地と西に連なる中央アルプスの組み合わせによるスケールの大きさが、この地域の誇るべき特徴的な景観となっていることから、できるだけまとまった農地を保全していきます。
- 山裾のなだらかな斜面に集まっている集落の家並みやそれぞれの家を囲む生垣の美しさなど、これまでに培われてきた集落景観を保全していきます。

- 広域農道沿道では、田園環境と調和した景観の形成を誘導します。



各戸が生垣に工夫している中曽根の集落

(3)-4. 下古田・上古田・富田・中曽根・一の宮地域の将来地域構造



3-4 中原・松島・木下地域のまちづくり

(1) 地域の概況

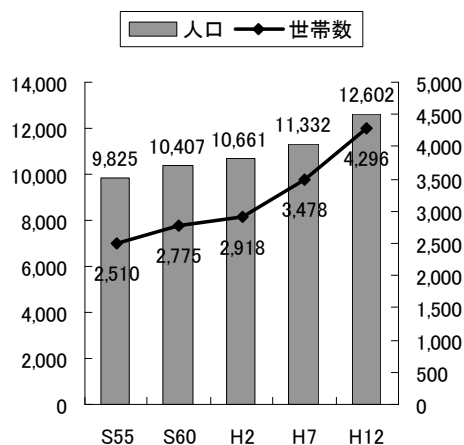
当地域は天竜川西側の河岸段丘沿いの市街地と西部山麓まで広がる台地の農用地から構成されています。

市街地部には JR 飯田線、国道 153 号及びバイパスなどの広域的な幹線交通が南北に走り、商業・業務施設、文化施設などの都市機能が集積しています。

農用地は西天竜水系東側が水田地帯、西側に畑地帯となっており、優良な農地が広がっています。また、農用地の中には中央自動車道及び広域農道が南北に縦断しています。

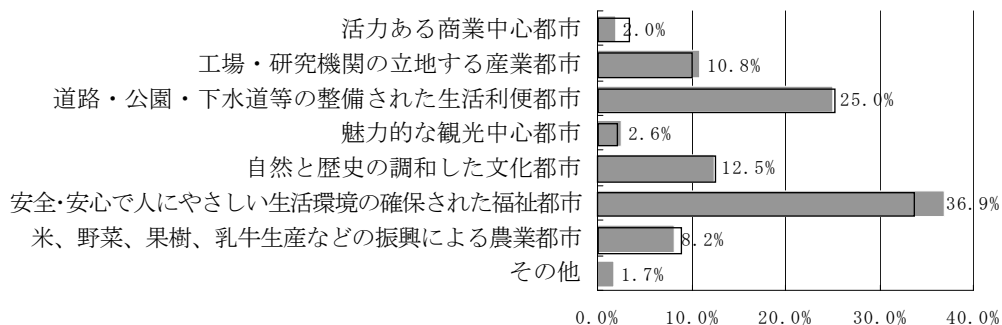
住民意識調査では、町の将来像として「生活環境の確保された福祉都市」の割合が高く、好きな場所は「アルプスの山並み」が最も多くなっています。

人口・世帯数の推移

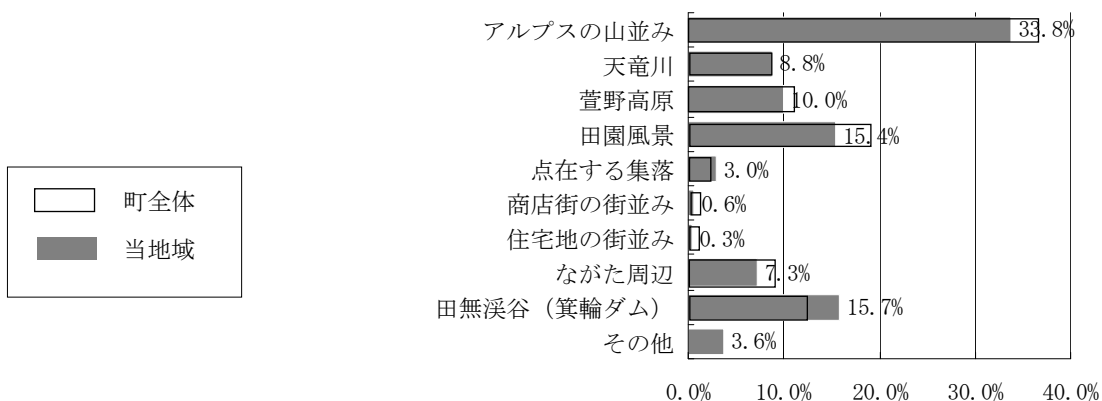


住民意識調査より

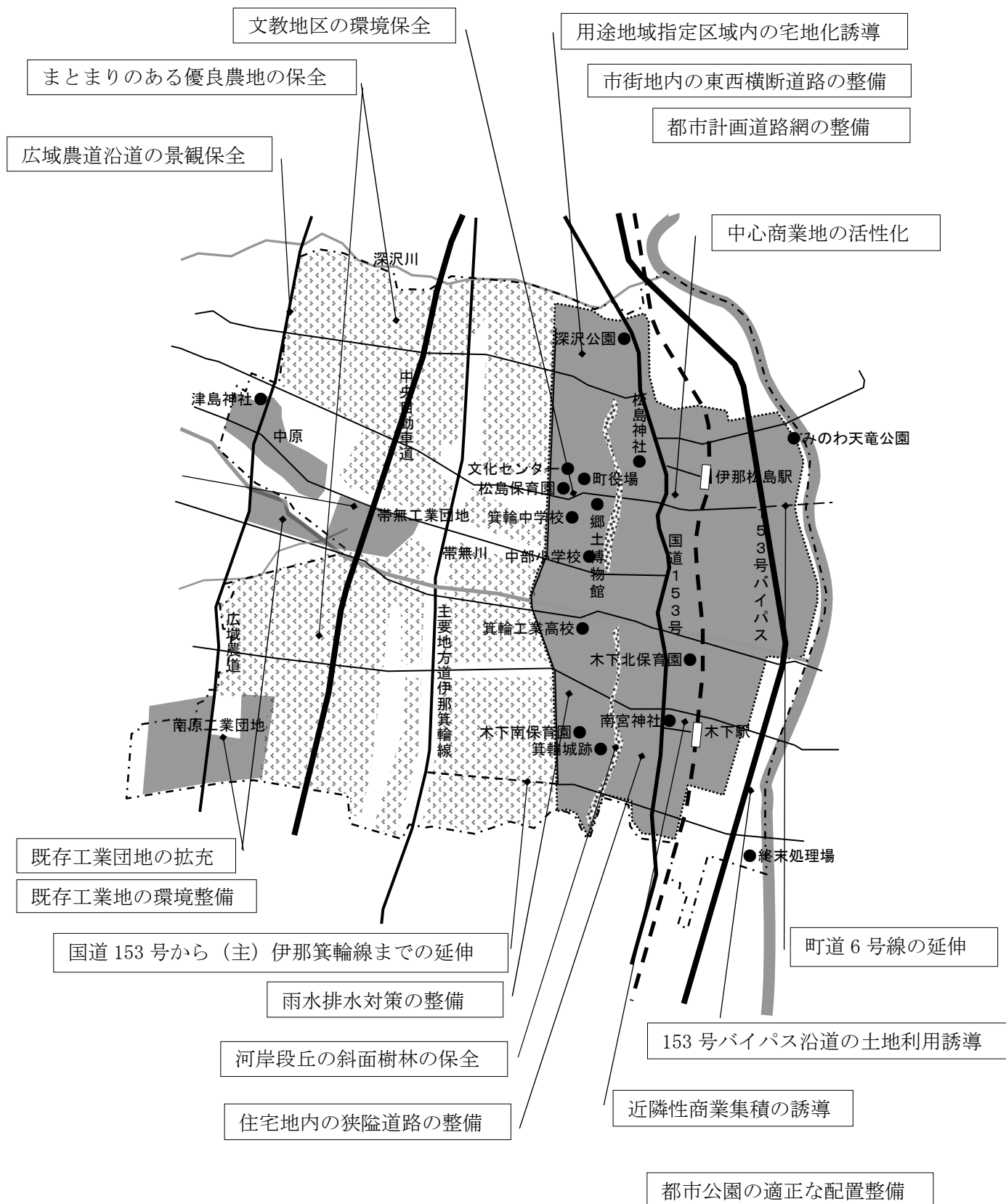
《町の 20 年後の望ましい将来イメージ》



《町の景観で特に好きな場所や愛着を感じるもの》



(2) 中原・松島・木下地域の課題



(3) 松島・木下・中原地域のまちづくり方針

(3)-1. まちづくりの目標

集まり、住んで、都市的な魅力を引き出すまちづくり

商業、サービス、業務等の機能が集積した利便性と、住宅市街地としての良好な住環境の整備による快適性を備えた都市的な魅力にあふれるまちを目指します。

(3)-2. 土地利用の方針

- 旭町、仲町、日の出、通り町、西町及び本町地区は、商業施設や駅、公共公益施設などの集積する生活利便性を活かして、都市型集合住宅の供給による土地の高度利用を図り、中心地区での人口増加を誘導します。
- 松島及び木下地区の商業地は、生活空間に密着した商店街、高齢者にやさしい商店街として人が集まる賑わい空間の形成を行ないます。
- 住居地域や住居専用地域に指定されている地域の住宅市街地は、落ち着いた良好な住環境の保全を図ります。
- 天竜川左岸の工業専用地域の基盤整備を進め、就業環境の向上に努めます。また、集積の少ない工業用途地域への企業誘致を進めます。
- 南原工業団地及び帯無工業団地は、工業用地の需要に対応するため、計画的な拡大整備を図ります。
- 整備が進められている国道153号バイパス沿道は、広域を対象とした商業業務施設の集積を誘導していきます。
- 宅地化が進んでいない用途地域指定区域内の西側地区は、地域の特性に合わせた良好な住宅地の形成を誘導します。
- 用途地域に隣接する西側の農振農用地は、本町を代表する水田地帯として保全します。



まちづくり協定により生まれた商店街



国道バイパス沿いに集積する工場

(3)-3. 道路交通整備の方針

- 市街地での様々な活動の骨格となる都市計画道路の整備を推進するとともに、沿道の計画的な土地利用や良好な景観形成を誘導します。
- 国道 153 号西町、本町、南町地区の都市計画道路は、地域の実情に合わせた都市計画道路の変更について検討していきます。
- 市街地部と農村の交流を活発にするため、町道 53 号、377 号、55 号、8 号線など主要町道の整備を推進します。また、国道 153 号バイパスが 4 車線化された事により、交差点へ地域の交通を導入する町道の整備を図ります。
- 県道美簗箕輪線バイパスから伸びる都市計画道路南部西部線を西に延伸して（主）伊那箕輪線（春日街道）へ結ぶとともに、町道 4 号線を南へ延伸し、伊那総合病院等の広域施設とのアクセスの向上を図ります。
- 役場等の公共施設地と中心市街地を結び、国道 153 号バイパスまでの整備が進められている町道 6 号線について、天竜川を横断し（主）伊那辰野停車場線までの延伸整備について検討します。

(3)-4. 住環境・潤い環境の整備方針

- 中心市街地では、比較高密度な居住形態の中で、オープンスペースや緑地の創出により、潤いのある住環境づくりを進めます。
- 生活道路の狭い住宅地では、緊急車両の通行を容易にするための交差点部の隅切り、建替えに合わせた塀等のセットバックや生け垣緑化などの推進により、防災安全性の高い安心な住宅地の形成を図ります。
- 利便性の高い市街地の中で、高齢者や障害者が安心して暮らせるようにまちのバリアフリー化を進めます。
- 宅地化の進行による雨水の浸透域の減少により、浸水等の水害の危険性が増していることから、都市下水路の整備を進めて河川の負担を軽減し、安全な市街地の形成を図ります。
- 生活基盤が整備され良好な環境の住宅地は、地区計画や緑地協定などにより良好な住宅地環境の維持・保全を図ります。

(3)-5. 景観形成の方針

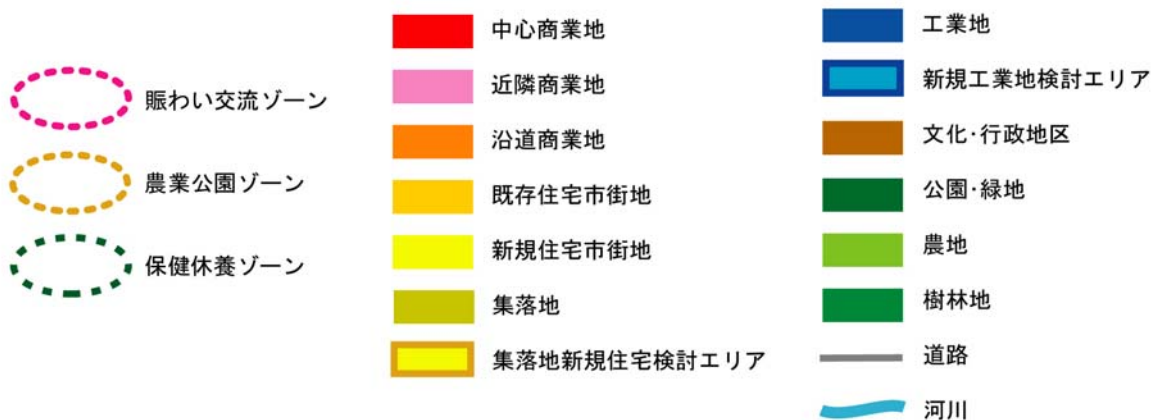
- 松島商店街を核とした中心市街地は、人々が集まる町の顔としてふさわしい魅力ある街並み景観の形成を図ります。
- 帯無工業団地や南原工業団地は、隣接する田園環境と調和した緑豊かな工業地景観の形成を誘導します。



木下地区の落ち着いた住宅地

- 住宅市街地では宅地内の植樹や生垣化を推進し、緑豊かな住宅地景観の創出を図ります。

(3)-4. 中原・松島・木下地域の将来地域構造



3-5 三日町・福与地域のまちづくり

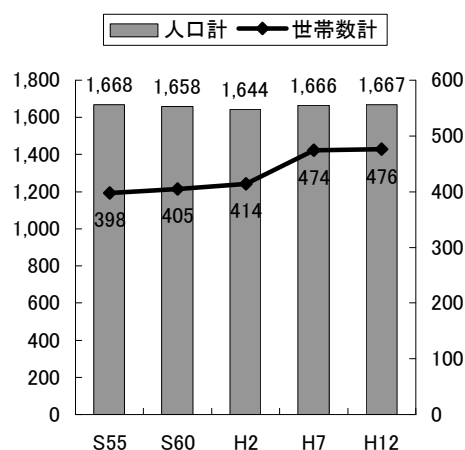
(1) 地域の概況

当地域は天竜川東側の河岸段丘下及び上に集落地が点在しており、集落地以外のほとんどが農振農用地に指定されています。

段丘下の天竜川沿いはほ場整備が成され、優良な農地が広がっており、この一角に判久やすらぎの里構想による高齢化時代に対応した老人福祉施設が整備されています。

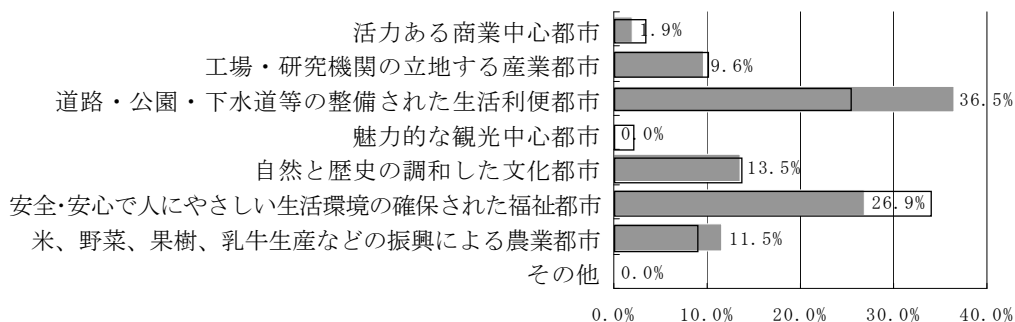
背後の山地には上伊那地方を一望できる萱野高原があり、住民意識調査でも、愛着のある場所として「萱野高原」の割合が高くなっています。また、町の将来像としては「道路・公園・下水道の整備された生活便利都市」の割合が最も多くなっています。

人口・世帯数の推移

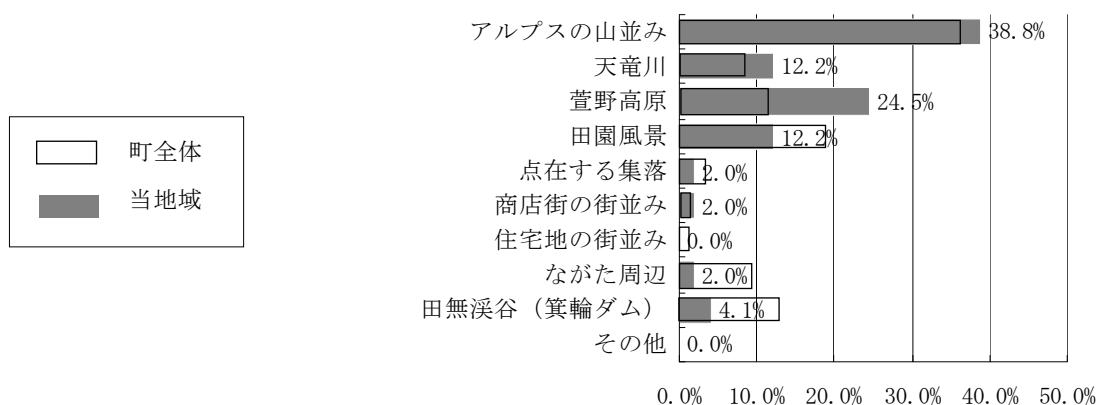


住民意識調査より

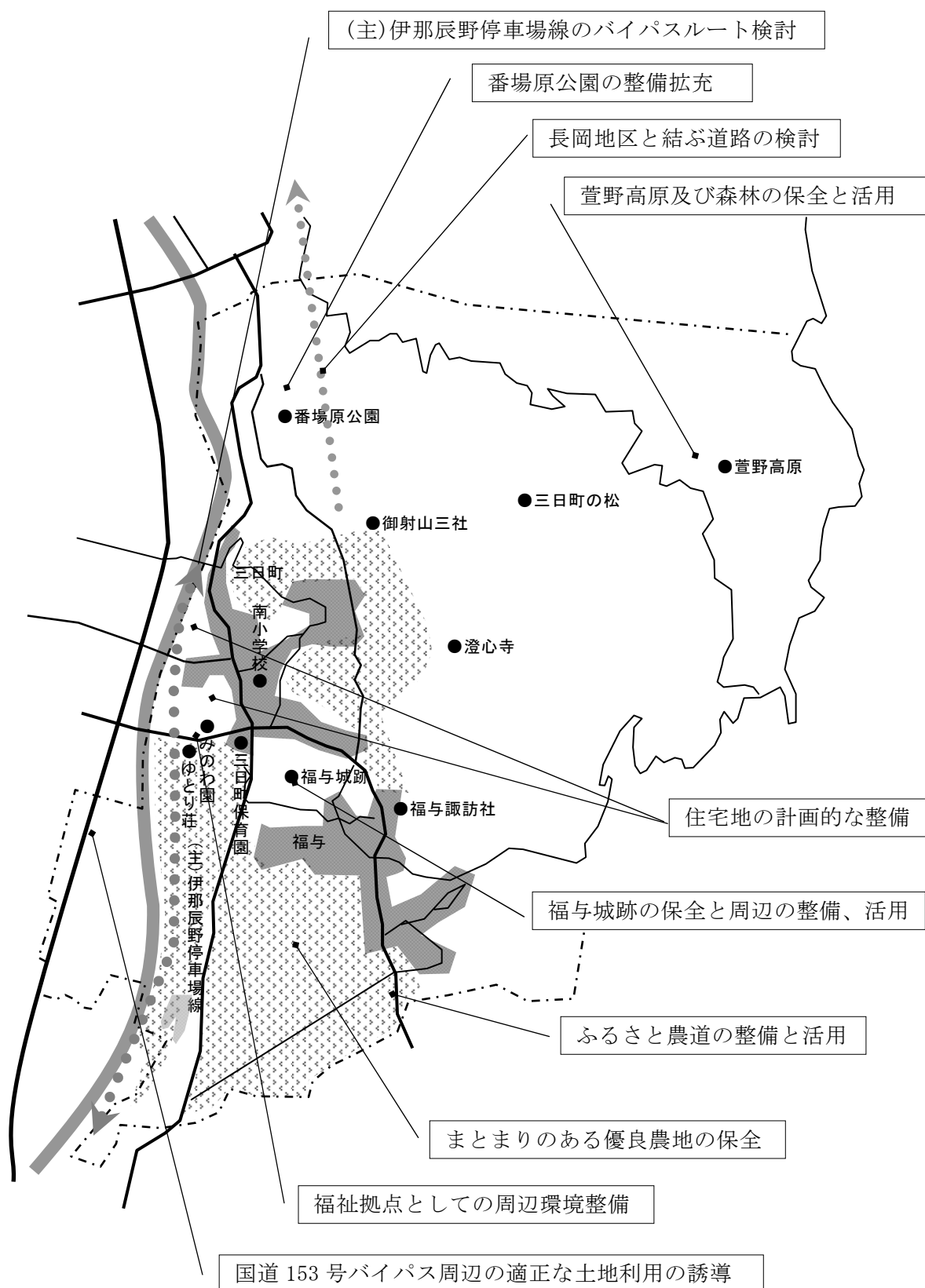
《町の20年後の望ましい将来イメージ》



《町の景観で特に好きな場所や愛着を感じるもの》



(2) 三日町・福与地域の課題



(3) 三日町・福与地域のまちづくり方針

(3)-1. まちづくりの目標

やすらぎのある自然とふるさとの歴史を感じる 人にやさしいまちづくり

緑豊かな山と天竜川や沢の水を身近に感じながら、地域の人々が受け継いできた史跡、文化財や田園環境を大切にする、人にやさしいまちを目指します。

(3)-2. 土地利用の方針

- ふるさと農道の開通による交通利便性の向上に合わせ、集落地に隣接した形で計画的な住宅地の整備を図ります。
- 急傾斜地などでは、防災性を確保した安全な住宅地としての土地利用を誘導します。
- デイサービスセンターゆとり荘や特別養護老人ホームみのわ園の整備されている地区は“伴久やすらぎの里”として周辺の田園環境を保全していきます。
- 番場原公園はスポーツ公園として拡充整備を進め、老人から子供まで楽しめる、レクリエーションや健康づくりの拠点としていきます。
- 天竜川左岸及び福与集落南のまとまった農振農用地は優良農地として保全します。
- 天竜川右岸は国道153号バイパスの整備による交通利便性を活かし、沿道サービス施設や工業流通系施設の集積を誘導していきます。



福与の計画住宅地



緑多い上棚集落

(3)－3. 道路交通整備の方針

- 交通量の多い主要地方道伊那辰野停車場線は、集落地の通過交通を排除するためのバイパス路線について検討します。
- 集落地を結ぶ幹線道路として、主要地方道伊那辰野停車場線を、安全な生活用の幹線道路とした整備を図ります。
- 町道 61 号の整備とともに、長岡方面への延伸として、番場原公園の東側に長岡地区と段丘上で結ばれる道路のルートについて検討していきます。
- 萱野高原を中心とした林道萱野線、中樽線や六本木線は、日帰り登山や高原施設の活用とともに、森林管理保全のための作業道として整備を推進します。

(3)－4. 住環境・潤い環境の整備方針

- 新たな住宅地の整備においては、ふるさと農道沿線を中心に計画的な配置を行い、三日町鎌倉沢以北の下裏、町裏地区及び福与判の木集落と郷沢集落に囲まれた地区に生活基盤の整備されたゆとりある住宅地の形成を図ります。
- 既存の落ち着いた集落地の居住環境を保全していきます。
- 福与城まつりで親しまれている城跡は、地域の歴史的シンボルとして保全するとともに、周辺地区を含め公園としての整備を図ります。
- 萱野高原は自然散策、キャンプなどの自然を活かした保養施設として整備するとともに、山林の自然保護と樹林の保育、保全を図ります。



段丘の斜面緑地沿いにある三日町集落

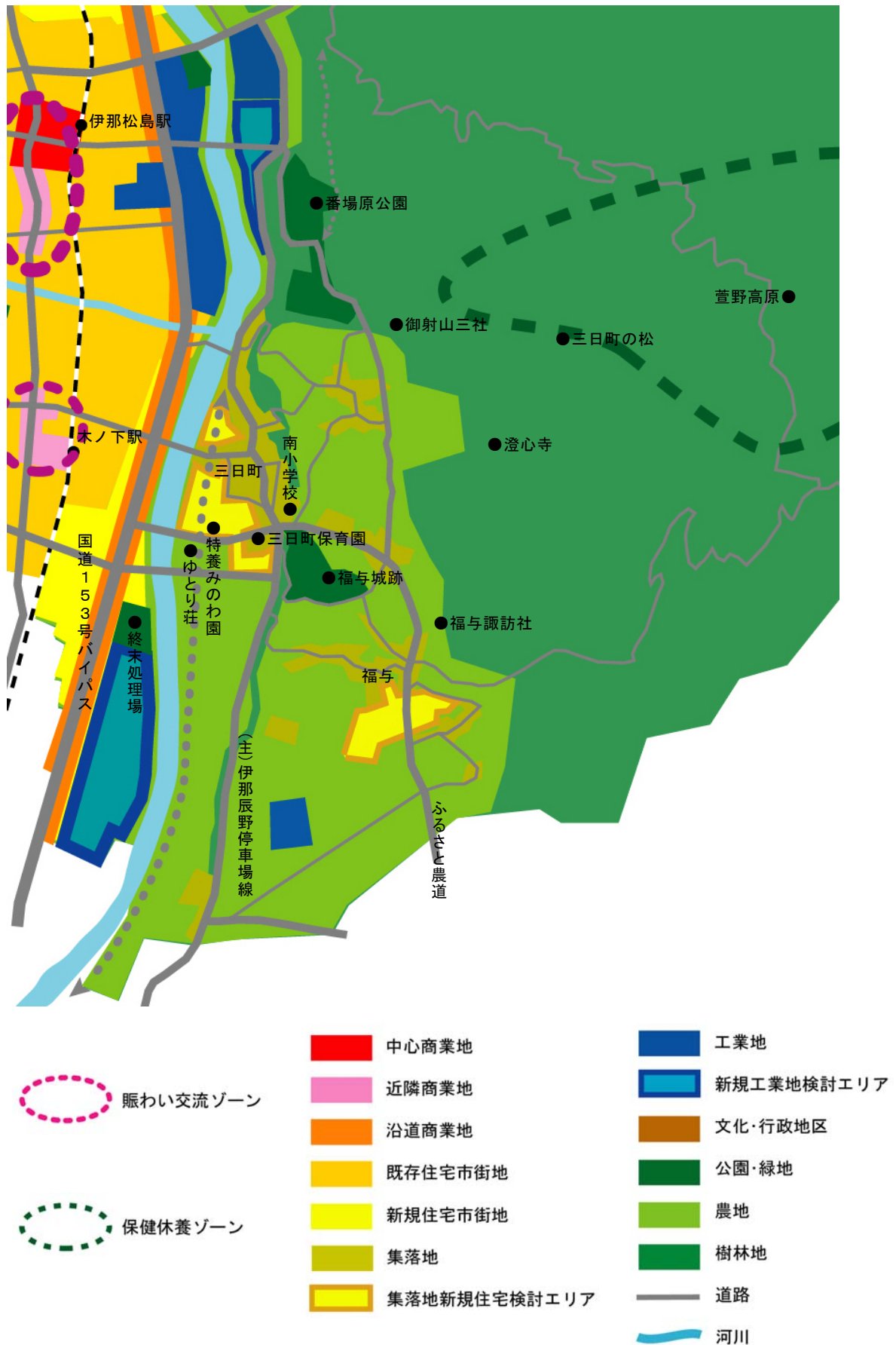
(3)－5. 景観形成の方針

- 集落地に沿った段丘斜面の森林を水と緑と空気の自然資源として保全し、心豊かな景観形成を目指します。
- 上伊那地域を一望できる萱野高原や町を見下ろす福与城跡を本町の代表的な眺望ポイントとして保全、整備していきます。
- ふるさと農道沿道は、地域の新たな幹線道路として良好な沿道景観の形成を誘導します。



萱野高原からの眺望

(3)-4. 三日町・福与地域の将来地域構造



3-6 長岡・南小河内・北小河内地域のまちづくり

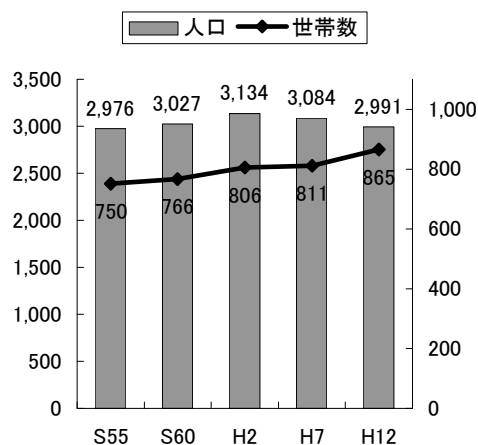
(1) 地域の概況

当地域は天竜川の東側で、山地が迫る狭い河岸段丘上に位置しています。沢川など山地からの清水に恵まれ、古来からの優れた居住環境地区として、無量寺、上ノ平城跡、羽場の森古墳、長松寺など多くの史跡、文化財があります。

箕輪ダム建設によりできたもみじ湖や沢川沿いの親水公園等は、町の自然観光レクリエーション拠点としても期待されています。

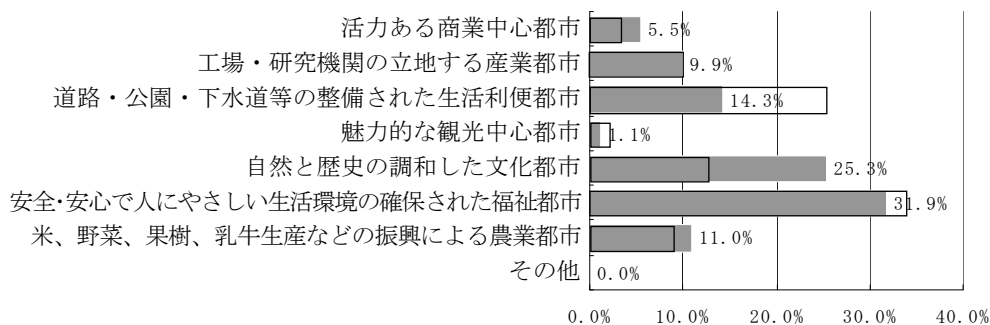
住民意識調査でも、町の将来像として「自然と歴史の調和した文化都市」の割合が高く、好きな場所は「田無溪谷」が最も多くなっています。

人口・世帯数の推移

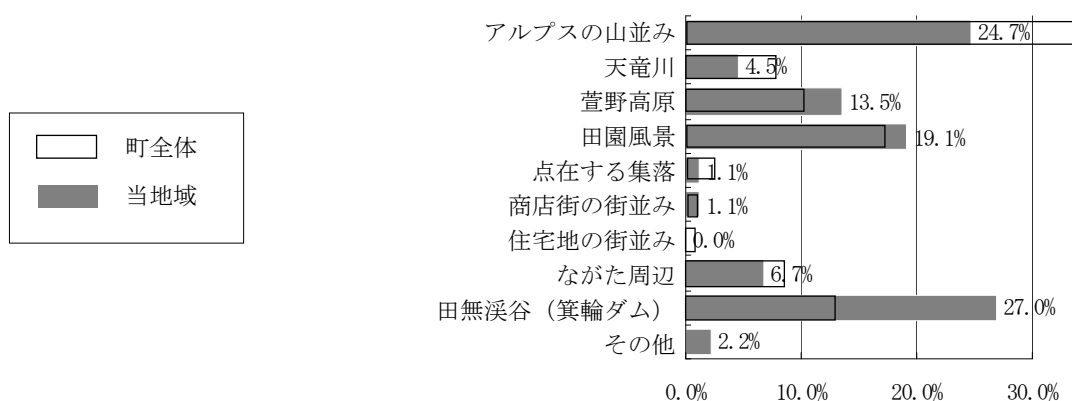


住民意識調査より

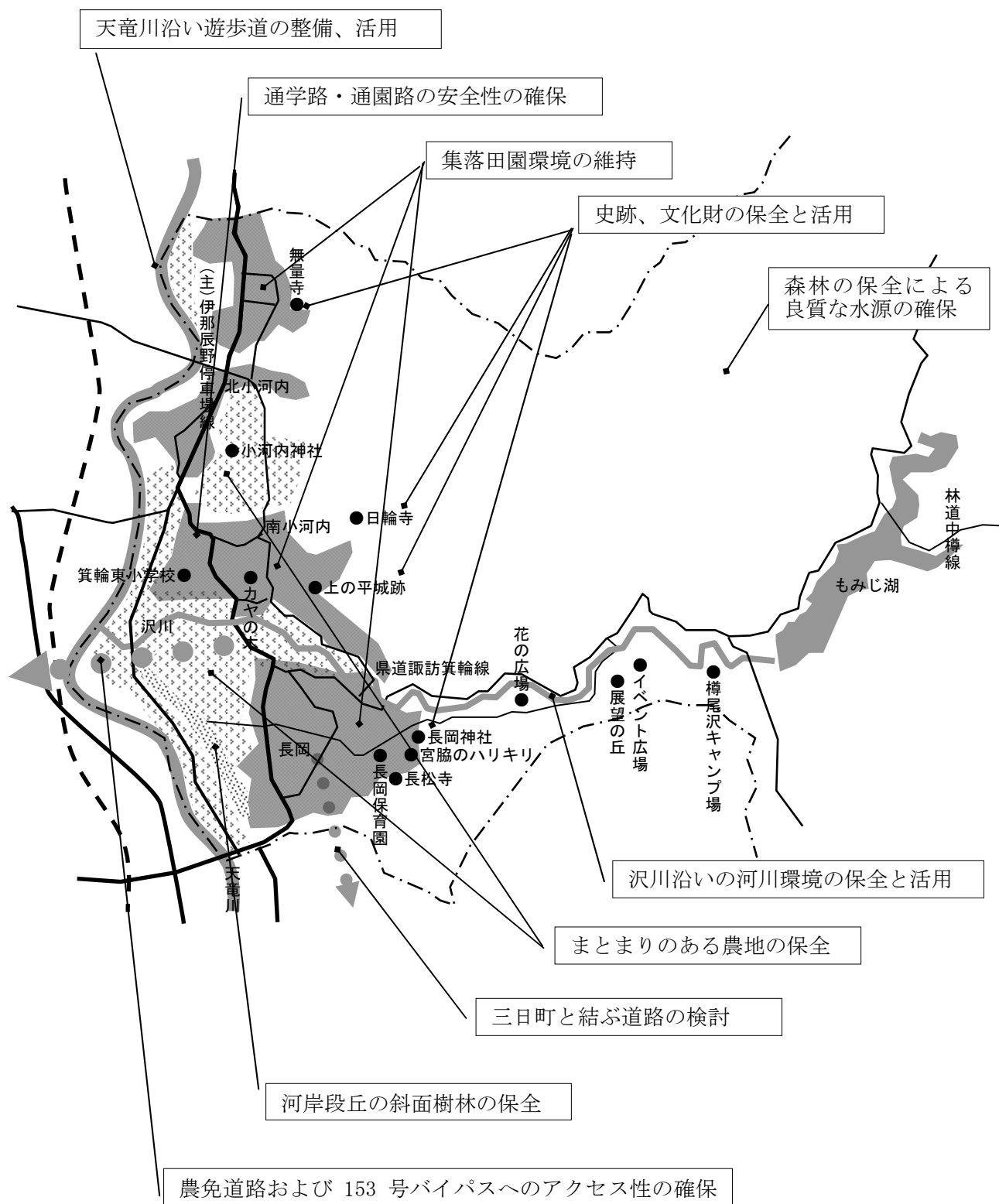
《町の20年後の望ましい将来イメージ》



《町の景観で特に好きな場所や愛着を感じるもの》



(2) 長岡・南小河内・北小河内地域の課題



(3) 長岡・南小河内・北小河内地域のまちづくり方針

(3)-1. まちづくりの目標

歴史・文化を生かし、新たな生活文化を育むまちづくり

本地域は箕輪町の中でも独自の歴史と文化を持つ地域として位置づけられます。地域に住む人々が自分のまちに誇りを持って生活し、また、地域外に住む人にも小河内・長岡の良さを広く知ってもらうために、歴史と文化を育んで、個性のあるまちを目指していきます。

(3)-2. 土地利用の方針

- 良好な環境の集落居住地区を保全するとともに、長岡神社、長松寺、羽場の森古墳、上ノ平城跡、小河内神社、無量寺などの史跡・文化財周辺の環境整備により、誇りと愛着の持てるまちを創ります。
- 地域の幹線道路である主要地方道伊那辰野停車場線沿道では、近隣性商業機能を誘導し、地域の生活利便性を高めます。
- 狭小な河岸段丘上に集落地が点在し、まとまった農地が取りにくい地形ですが、農地保有合理化の推進による利用集約を図り、農地を主体とする農村環境を保全していきます。
- 新たな住宅地の開発にあたっては、散在的な宅地の造成を避け、集落地に隣接する形で宅地を確保し、既存の集落環境との調和に配慮した整備としていきます。
- もみじ湖周辺の森林地帯は、みのわダムによる良質な水の安定供給を図るため、森林の保全と育成により、多様な森林機能の増進に努めます。



無量寺から北小河内を見る



長岡神社



日輪寺



長松寺の石仏



無量寺の
阿弥陀如来像



おさんやり



十沢日限地藏尊

(3)-3. 道路交通網整備の方針

- 地域内に点在する史跡や文化財等を結ぶ歩行者系回遊路の整備を進めるとともに、沢川沿いの公園や天竜川の河岸遊歩道等を結び、水と緑と歴史の回廊の形成を図ります。
- 集落地を結ぶ主要地方道伊那辰野停車場線は、主要な生活道路として安全性を確保した整備を図ります。
- 田無溪谷の樽尾沢キャンプ場から萱野高原を結ぶ林道中樽線の整備を推進し、自然レクリエーション拠点の連携を強化します。

- 集落地内の狭隘な道路については、防災性や安全性を確保するため地域の実情に応じた整備を進めます。
- 県道諏訪箕輪線の整備を進めます。
- 高遠に通じる林道日影入線の整備を進めます。



長岡集落を通る(主)伊那辰野停車場線

(3)-4. 住環境・潤い環境の整備方針

- 現在の農村集落の持つゆとりある居住環境を保全していきます。
- 小河内神社から長岡集落西に伸びる段丘の斜面緑地は、田園集落地の貴重な緑の塊として保全します。



河岸段丘の斜面緑地

- 新たな住宅地の整備においては、北小河内では久保集落と中村集落の間、南小河内では箕輪東小学校周辺、長岡集落では町営住宅周辺など、(主)伊那辰野停車場線沿いを中心に既存集落に隣接した計画的な配置を行い、田園集落環境と一体となったゆとりある居住環境地区の形成を図ります。

(3)-5. 景観形成の方針

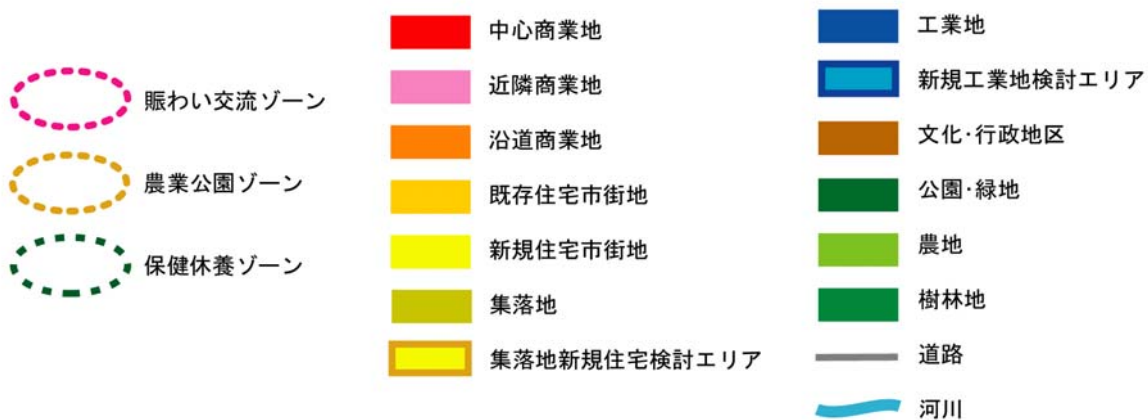
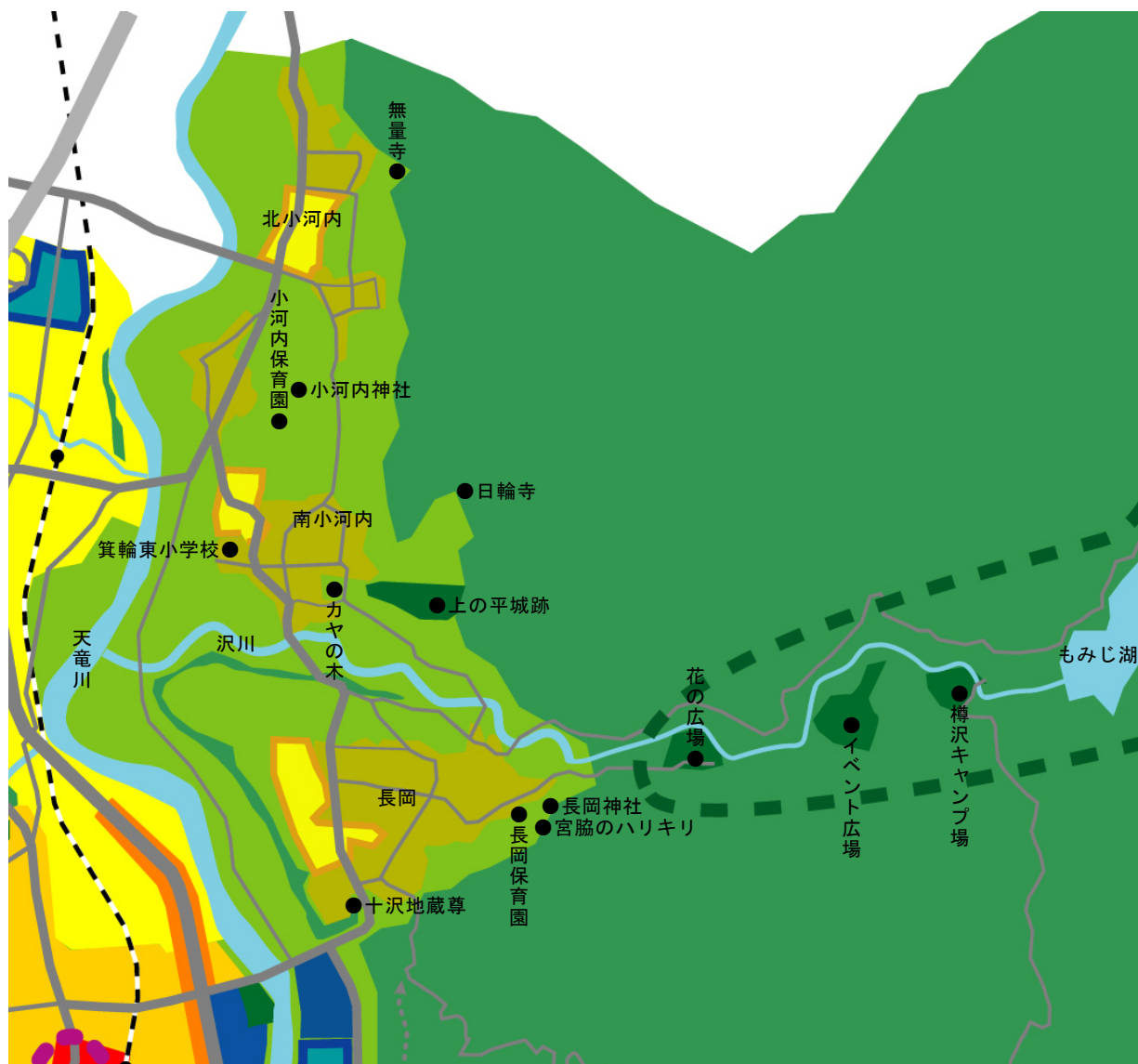
- 史跡や文化財の持つ歴史性と調和し、集落地環境に溶け込んだ郷土景観の保全と創出に努めます。
- 幹線道路や歩行者系回遊路では、景観に配慮したわかり易いサイン等の整備を図ります。

- 箕輪ダム周辺は「もみじ湖」としての親水性のある自然景観の創出を図ります。



小河内神社と周辺に広がる田園風景

(3)-4. 長岡・南小河内・北小河内地域の将来地域構造



第4章 マスタープランの推進

4-1 町民が主体となったまちづくり

(1) 基本的考え方

社会経済情勢の変化や少子高齢社会の進展、地球環境問題、ライフスタイルの変化などにより、まちづくりにおいても重点をおくべき視点が変化してきています。

今後は、成熟した都市型の社会の形成に向けて、町民の身近な生活環境を改善し、利便性と快適性の高い魅力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

このため、都市全体として必要となる拠点的な都市機能の整備を進めるばかりでなく、地区ごとのコミュニティ拠点づくりや、身近な生活環境を改善して整えるまちづくりが大切なものとなってきます。

また、これまでの行政主導型のまちづくりから、今後は、様々な町民意向による自主的な町民グループ、町民と行政あるいは企業と行政など、様々なまちづくりの主体が協力し合ったまちづくりの展開が期待されます。

このようなさまざまな主体が積極的にまちづくりを展開していくための指針として、都市計画マスタープランを活用していくことが望まれます。

(2) 町民・企業・行政の役割

これからのまちづくりでは、町民・企業・行政の各々が役割と責任を持ち、互いに尊重し協力して進めていきます。

① 町民・企業の役割と責任

町民がまちづくりの主体です。そのため、箕輪町のまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりがまちづくりに高い関心を持ち、まちづくりに対する理解を深めて、望ましいまちの姿について話し合い、自らが果たす役割と責任や負担についても明らかにし、まちづくりに自主的に取り組むことが求められます。

地域のボランティアやNPOなどを含めたまちづくりの輪を広げ、町民主体のまちづくりを積極的に展開します。

また、企業も町民であり、地域における企業活動や経済活動などを通じて、まちづくりに大きな関わりを持っています。

そのため、企業もまちづくりへの理解を深め、行政との連携、町民との協力のもとに、地域に根ざした活動により社会的な役割を果たしていくことが求められます。

② 行政の役割と責任

行政は、町民・企業の自主的なまちづくり活動を積極的に活かすための様々な制度や推進体制を整備するとともに、まちづくり活動を適切に誘導します。

そのため、まちづくりに関する情報公開・情報提供や自主的なまちづくり活動に対する支援策の確立、まちづくりの推進・誘導體制の充実などを進めます。

また、具体的なまちづくり事業における推進主体としての役割を担い、効果的なまちづくりの推進に努めます。

(3) パートナースhip（協働）によるまちづくり

本マスタープランに示す内容は、町民・企業・行政がそれぞれ単独で進めることは難しく、町民・企業・行政が協力して進める内容が多く含まれています。このようなまちづくりを進めるためには、パートナーシップ（協働）によるまちづくりを進めていく必要があります。

① まちづくり情報の提供と共有化

パートナーシップを築いていくためには、分りやすい情報を町民や企業の誰もが共有できる形で伝えていく必要があります。

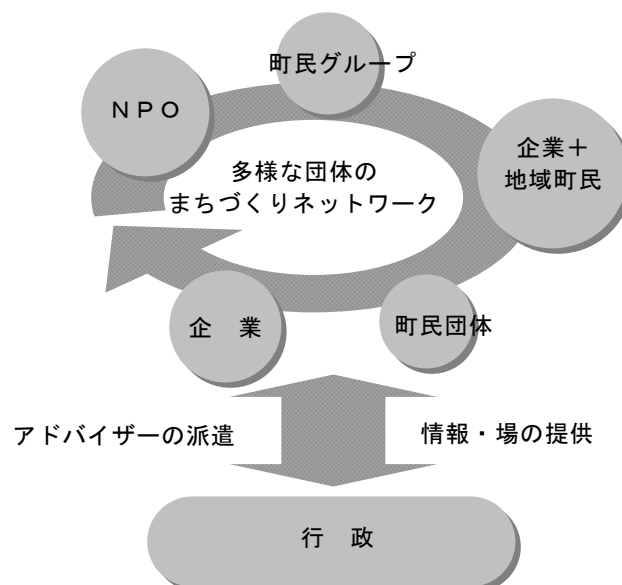
行政が情報の公開と提供を積極的に行なうことにより、町民や企業がまちづくりに関心を持ち、自分が生活している地域やまちのことについて考え、まちづくりの方法について学習し、まちづくりの主体としての知識を身に付けていくことができます。

また、行政情報を町民等に与えるばかりでなく、行政が町民や企業のまちづくり活動の状況を把握することや、町民同士が互いのまちづくり情報を知ることができるようにするため、町民・企業・行政の情報や意見交換の場や町民等が気軽にまちづくりについて語らうことのできる交流の場の設置を図ります。

② 町民の参画による計画づくり

本マスタープランに添って計画を進めていくときには、計画づくりの初期の段階から町民や企業の参画を募り、生活や仕事に密着した身近なまちづくりは町民自らが計画していくことにより、本当の意味での町民参加を保障していく必要があります。

また、町民自らが計画づくりに参画することにより、整備された施設の活用や管理運営等を地元町民で行なうといったことに繋がっていくことが期待されます。



パートナーシップ（協働）まちづくりの構図

4-2 実現化手法の検討

(1) 基本的考え方

本マスタープランの目指す将来都市像の実現手法については、まず、国や県の都市計画に関わる既存の制度及び手法を積極的に活用します。

また、法律や県の制度によらない町独自の手法として、地区計画等の手続き条例、まちづくりに関連する町の条例の創設など、箕輪町の実情にあった新たな手法を検討します。

さらに、町が独自に運用している開発行為等指導要綱を上記のまちづくりに関する条例等との関連を検討し、活用します。

(2) 規制・誘導手法等の活用

用途地域、特定用途制限地域などの「地域地区」、地区計画、建築協定、緑地協定などの法に基づく規制・誘導手法を活用します。特に地区レベルのまちづくりにあっては、街並みのデザインなど地区計画の詳細なルールを活用します。

また、法的な規制・誘導手法の活用ばかりでなく、町民や地域の合意による良好な街並みの形成を図るための「景観形成町民協定」などの自主的なルールづくりを支援し、活用します。

(3) 事業の推進

都市計画法等に基づき道路・公園等の都市計画施設の整備、及び市街地開発事業等による都市基盤と建築物の整備を実施していきます。また、事業に先立って必要な都市計画の決定や見直しを行います。

法に基づく事業の対象以外でも、必要性の高いものについては、町の単独事業により整備を図ります。

※ 地区計画：地区単位の整備目標（将来像）、土地利用、公共施設、建築物等の整備に関する詳細な計画を法的に制度化したもの。1980年の都市計画法、建築基準法の改正により制度化された。

※ 建築協定：ある区域の土地所有者、借地権者等が、自主的にその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

※ 緑地協定：一団の土地又は道路等に隣接する土地の所有者等が市街地の良好な環境を確保するために結ぶ協定。

(4) 多様な手法の組み合わせによる都市整備の推進

規制・誘導手法や事業手法を適切に組み合わせることにより、きめ細かい対応やより効果的な整備を実現していきます。

① 道路、公園等の都市施設整備

町全域の視点から必要なものについては都市計画の都市施設として、また、地区レベルで必要なものについては地区計画の地区施設等として定め、街路事業、道路事業、公園事業、開発者等による提供、公共公益施設整備等により整備を図ります。

また、都市計画法以外の法律等により整備することも検討します。

② 土地利用や建築・景観のコントロール、住環境の保全・整備

まとまりのある広いエリアでは、用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域・風致地区等を活用し、土地利用や建築のコントロールを行い、地区レベルでは、法に基づく地区計画や建築協定、あるいは住民協定等の自主的なルールを活用します。

③ 緑地の保全・創出

緑地保全地区や風致地区などの法に基づく地域制緑地の指定検討を進めるとともに、地権者や町民による自主的なルールでの保全や創出を支援します。

また、公共による緑地の取得、借り上げや保全のための助成について検討します。さらに、町民活動との連携と協力により、緑地の保全と創出を図ります。

(5) 市街地の整備・誘導

都市基盤施設の未整備市街地で面的な整備が求められている地区については、土地区画整理事業等の適用を検討します。

建築物の整備と都市基盤整備が併せて必要な地区においては、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等の適用を検討します。

商店街の整備にあたっては、関連する各種の事業の検討を行います。

幅員の狭い道路が多く住宅が密集している地区については、物的な状況に応じて住環境整備のための事業の検討を行います。

さらに上記の市街地整備のための事業の施行とあわせて、土地利用や建築物の詳細なコントロールを行うために、地区計画等の適用を検討します。

市街地整備のメニュー

- ・土地区画整理事業等による面整備
- ・市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等による都市基盤及び建築物の整備
- ・都市基盤や建築物の整備が必要な住宅地での住環境整備事業等
- ・各種商店街整備事業・地元主導のソフト事業等による商店街整備
- ・地区計画の適用による土地利用や建築物の詳細なコントロール

(6) 新たな法制度による土地利用の誘導

本マスタープランでは、スプロール的宅地化が進行している地区において、新市街地としての位置付けを行い、適正な土地利用の誘導を図ろうとしています。

将来的には用途地域の指定による規制・誘導が必要ですが、住工商の混在等为避免、現在の良好な環境を確保しておく必要があります。

このため、平成 12 年度の都市計画法の改正により創設された「特定用途制限地域制度」及び、「用途地域を指定していない区域における容積率、建ぺい率等の地域の実情に応じた指定」の活用が考えられます。

① 特定用途制限地域制度

従来、建築物や工作物の用途規制が行なわれていなかった、いわゆる非線引き白地地域（線引きをしていない都市計画区域のうち、用途地域が定められていない区域）において、建築物等の用途を規制できることとしました。

具体的には、非線引き白地地域において、市町村が「特定用途制限地域」を定めることにより、当該区域の良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物等の建築を制限できることとなります。

都市計画法第9条 14

特定用途制限地域は、用途地域は定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用がおこなわれるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。

② 用途地域を定めていない区域における容積率、建ぺい率等の地域の実情に応じた指定

用途地域を定めていない区域（市街化調整区域を含む）において、土地利用の状況に応じ、特定行政庁が容積率、建ぺい率等を選択できることとしました。従来は、容積率 400%、建ぺい率 70%を原則としつつ、それぞれ 100%、50%まで引き下げが可能でしたが、メニューに 50%、30%という第一種低層住居専用地域並みの厳しい数値を追加するとともに、どれかを原則にするのではなく、特定行政庁が適切な数値を定めることとしたものです。

建築基準法第52条 容積率

六 用途地域の指定のない区域内の建築物

10分の5、10分の8、10分の10、10分の20、10分の30又は10分の40のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

建築基準法第53条 建ぺい率

四 用途地域の指定のない区域内の建築物

10分の3、10分の4、10分の5、10分の6、又は10分の7のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

(7) 地区計画の推進

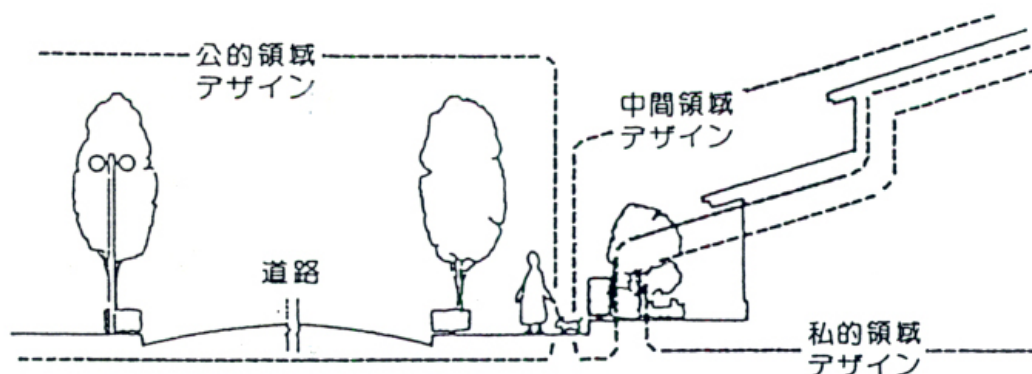
本町の市街地におけるゆとりのある住宅地とまちなみ景観等の形成や、地区における特定課題の解決を目指して、個性あるまちづくりを進めるため、市街地整備事業の適用や用途地域制度の見直しを基本としつつ、地区計画制度・建築協定・緑地協定等の手法の導入により、生活環境の向上・維持を図ります。

都市計画法と建築基準法の狭間において、良好な環境の形成に対して十分な対応が図られていない街区や地区あるいはこれらの総体としての街並み形成などについて、地元合意のまちづくりを前提に、建物の配置・形態、宅地回り、公共施設、街並み等のより良い環境形成を図るため、地区計画制度等の導入を目指すものです。

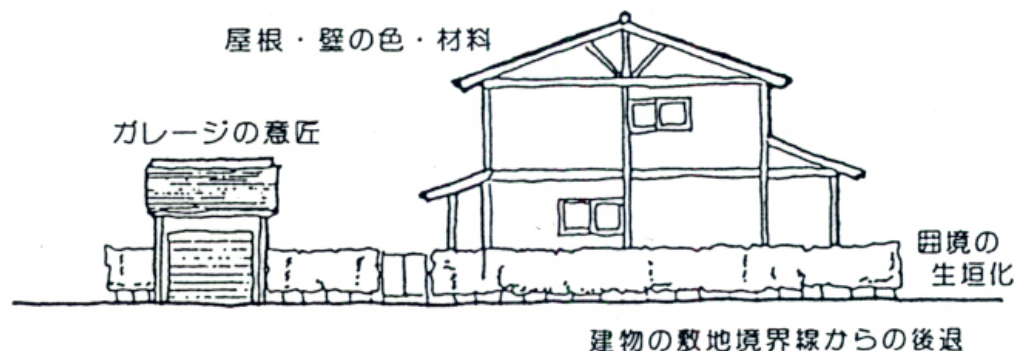
なお、これらの地元合意の計画については、その法的位置づけや計画の作成、整備の事業化等々へ向けて、行政による積極的な地元支援が必要となります。

地区計画、建築協定は、用途・敷地・容積建ぺい率・建物高さなどを地区の特性に合わせ規制・誘導するとともに、下図のような公的領域と私的領域の中間領域のデザインについての規制・誘導を行うことにより、良好な街並み景観の形成を推進することができます。

さらに、緑豊かな都市空間の形成に向け、緑地協定の締結があります。



〈住宅地空間のデザイン領域構成図〉



資料編

1 広域都市動向

1-1 広域圏の構成

『2010年長野県長期構想（長野県 平成7年3月）』によれば、長野県内を10の地域に分けており、箕輪町の位置する地域は、「上伊那地域」に位置づけられています。

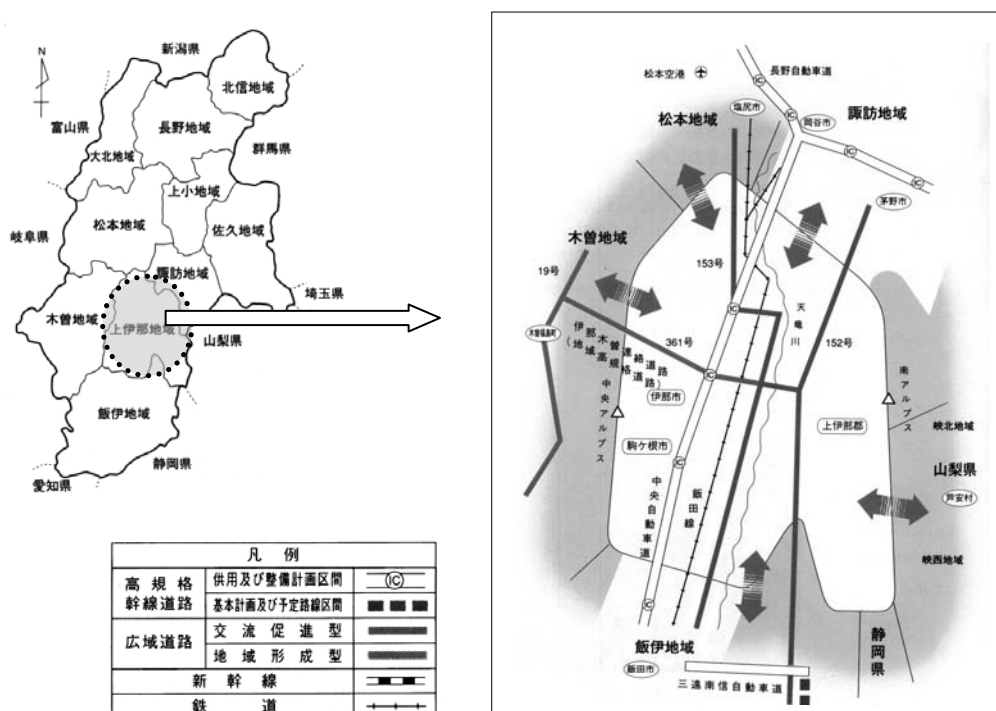
上伊那地域は伊那市、駒ヶ根市、辰野町、高遠町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、長谷村及び宮田村の2市4町4村によって構成されます。

1-2 上伊那地域の発展方向

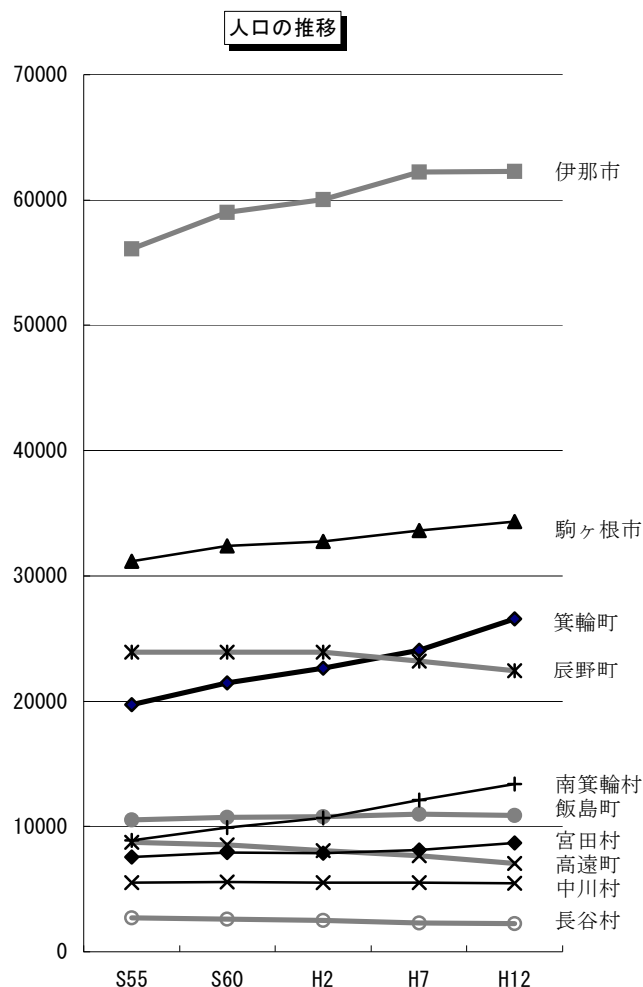
上伊那地域の将来像は、『ふたつのアルプスにはぐくまれた産業と文化の快適都市圏域』としており、地域の発展の方向は、以下に示すとおりです。

- 豊かな自然のなかで、多彩な産業が発展し、生活環境が整った文化の香り高い都市圏域の形成をめざします。
- 交通ネットワークの整備などを進め、隣接する諏訪、飯伊、木曾、松本地域、山梨県さらには東京圏、名古屋圏などとの交流と連携、国際交流の拡大により地域全体の発展を図ります。
- 企業間や大学との交流の促進を図り、産業団地の整備を進め、高度先端技術産業の拠点地域をめざします。
- 自然資源と地域に根づいた文化を結びつけた魅力ある観光地を形成し、休養と体験学習の場となる滞在型リゾート地をめざします。
- 整備された農業生産基盤を生かして、経営体の育成などを推進し、活力ある農業の展開をめざします。

図 上伊那地域の空間構成



1-3 人口規模



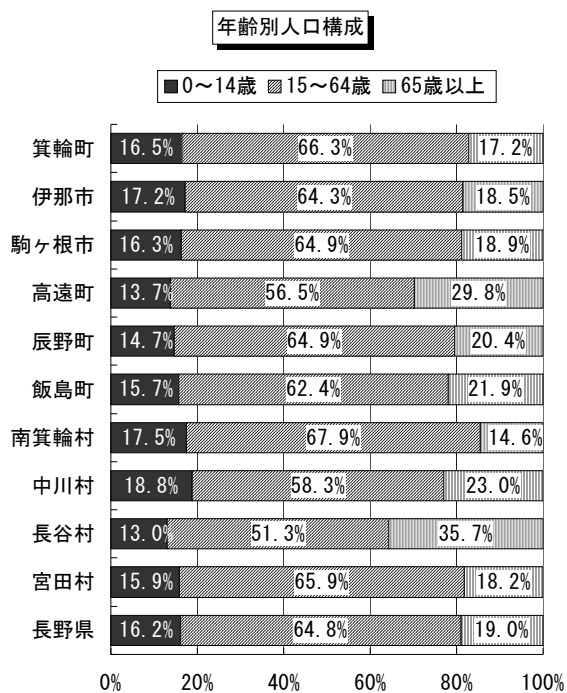
平成 12 年の国勢調査では、人口が最も多い都市は伊那市 62,284 人、次いで駒ヶ根市 34,338 人であり、箕輪町は圏域で 3 番目の 25,661 人となっています。

各都市の昭和 55 年から平成 12 年までの人口推移を見ると、人口が増加している都市は、伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村です。

また、高遠町の人口減少が大きく、隣接する辰野町では平成 7 年からは人口減少となっています。

	S55	S60	H2	H7	H12
箕輪町	19,729	21,445	22,653	24,048	25,661
伊那市	5,6086	59,010	60,062	62,250	62,284
駒ヶ根市	31,179	32,396	32,771	33,601	34,338
高遠町	8,761	8,542	8,074	7,665	7,040
辰野町	23,894	23,935	23,901	23,193	22,407
飯島町	10,515	10,705	10,801	10,989	10,895
南箕輪村	8,877	9,910	10,666	12,133	13,404
中川村	5,524	5,578	5,518	5,514	5,475
長谷村	2,697	2,592	2,503	2,314	2,228
宮田村	7,582	7,898	7,894	8,103	8,692

1-4 年齢別人口構成

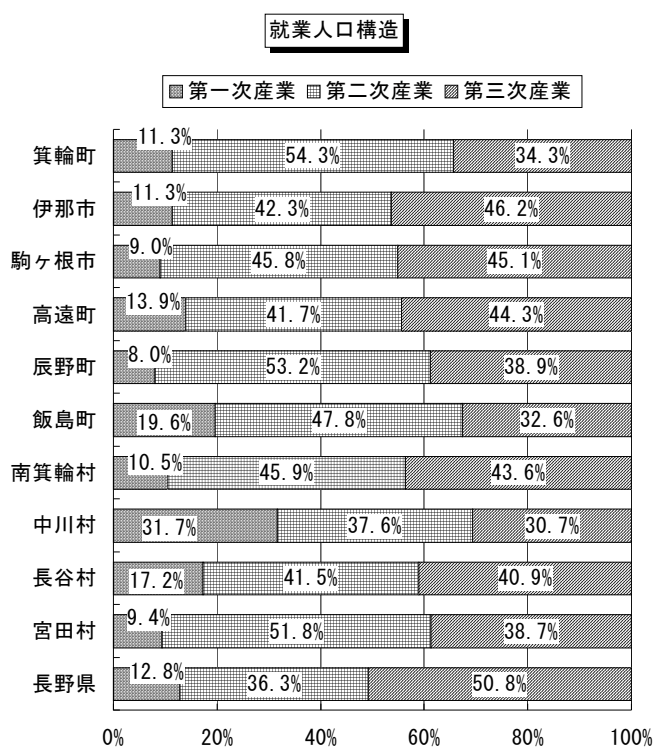


箕輪町は、圏域のなかでは南箕輪村について 15～64 歳の労働力人口比が多く、65 歳以上の高齢者の比率も低いものとなっています。

伊那市、駒ヶ根市は、ほぼ長野県の平均と同様の人口構成比となっています。

人口が減少傾向にある高遠町、中川村、長谷村では特に高齢者人口比が高くなっています。

1-5 産業別就業人口



箕輪町は圏域のなかで最も第二次産業の就業者比率が高く、長野県平均と比較して 18 ポイントも高くなっています。

これに対して第三次産業の就業者比率は、長野県平均と比較して 14 ポイント低くなっています。

中川村の第一次産業就業者比率が高いことを除けば、圏域全体としても長野県平均と比較して、第二次産業の就業者比率が高く、第三次産業の就業者比率が低くなっています。

1-6 産業

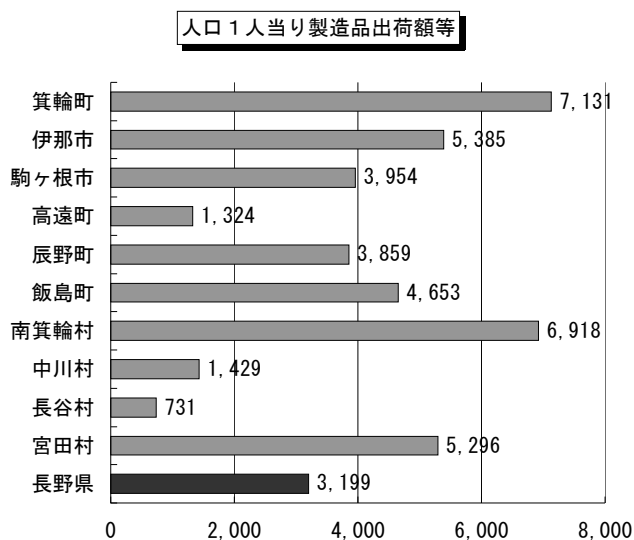
○ 工業

	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
箕輪町	206	6,677	169,957,000
伊那市	249	7,724	331,277,000
駒ヶ根市	166	4,994	131,844,000
高遠町	29	638	10,142,000
辰野町	157	3,975	89,778,000
飯島町	62	2,135	49,424,000
南箕輪村	65	2,107	85,041,000
中川村	27	553	8,082,000
長谷村	10	136	1,716,000
宮田村	68	2,344	44,532,000

資料：平成9年工業統計(従業員4人以上の事業所)

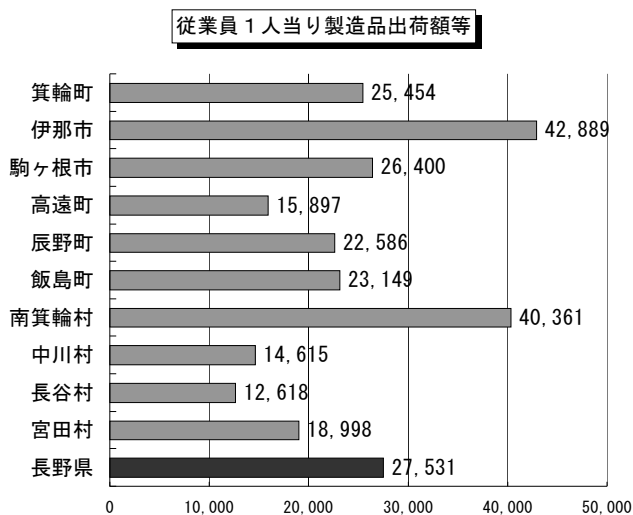
箕輪町の工業は、事業所数、従業員数、製造品出荷額等ともに伊那市に次いで高いものとなっています。

また、箕輪町、伊那市、駒ヶ根市の3都市で圏域全体の製造品出荷額等の68.7%を占めています。



都市人口1人当りの製造品等出荷額は、圏域では箕輪町が最も多く、次いで南箕輪村、伊那市、宮田村と続きます。

高遠町、中川村、長谷村は、長野県平均と比較してかなり低いものとなっていますが、その他の都市ではいずれも長野県の平均を上回っており、圏域全体としては高い水準にあるといえます。



従業員1人当りの製造品出荷額等は、伊那市と南箕輪村が他の都市を大きく引き離しています。

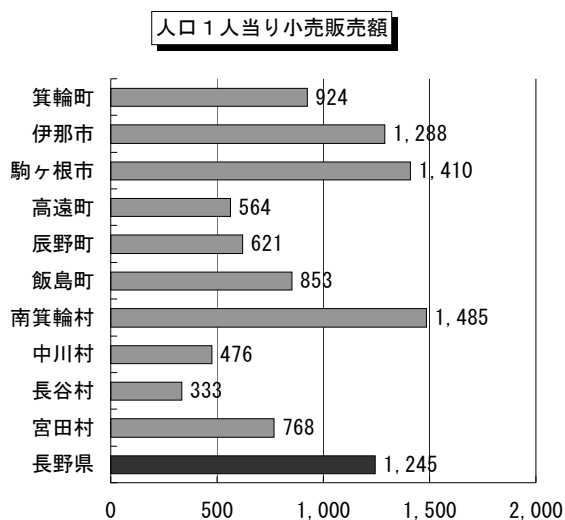
しかし、箕輪町を含む他の都市では長野県の平均以下となっており、生産効率が高いとはいえません。

○ 商業

	商店数	従業員数	小売販売額
箕輪町	230	1,160	22,031,000
伊那市	783	3,970	79,234,000
駒ヶ根市	448	2,078	47,017,000
高遠町	104	315	4,319,000
辰野町	262	845	14,446,000
飯島町	106	474	9,060,000
南箕輪村	98	706	18,249,000
中川村	50	147	782,000
長谷村	25	59	782,000
宮田村	90	304	6,457,000

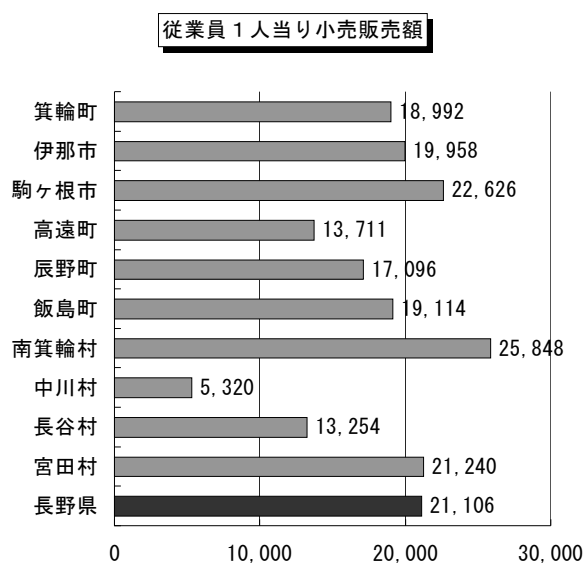
資料：平成9年商業統計

各都市の小売販売額を見ると、伊那市が商店数、従業員数、小売販売額とも最も多く、箕輪町の小売販売額は駒ヶ根市に次いで3番目となっています。



人口1人当りの小売販売額は、南箕輪村が最も高く、駒ヶ根市、伊那市と続きます。

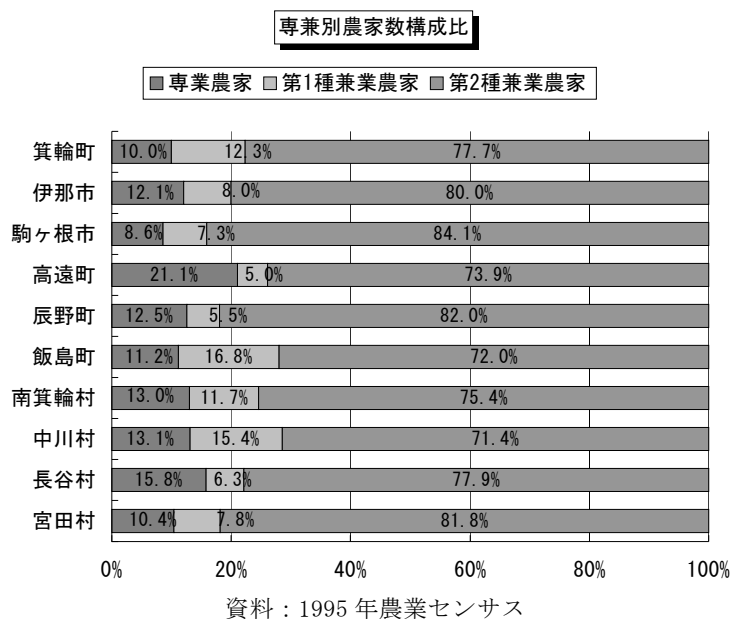
箕輪町を含むその他の都市では長野県の平均を下回っています。



従業員1人当りの小売販売額においても、南箕輪村が最も多く、次いで駒ヶ根市、宮田村となっています。

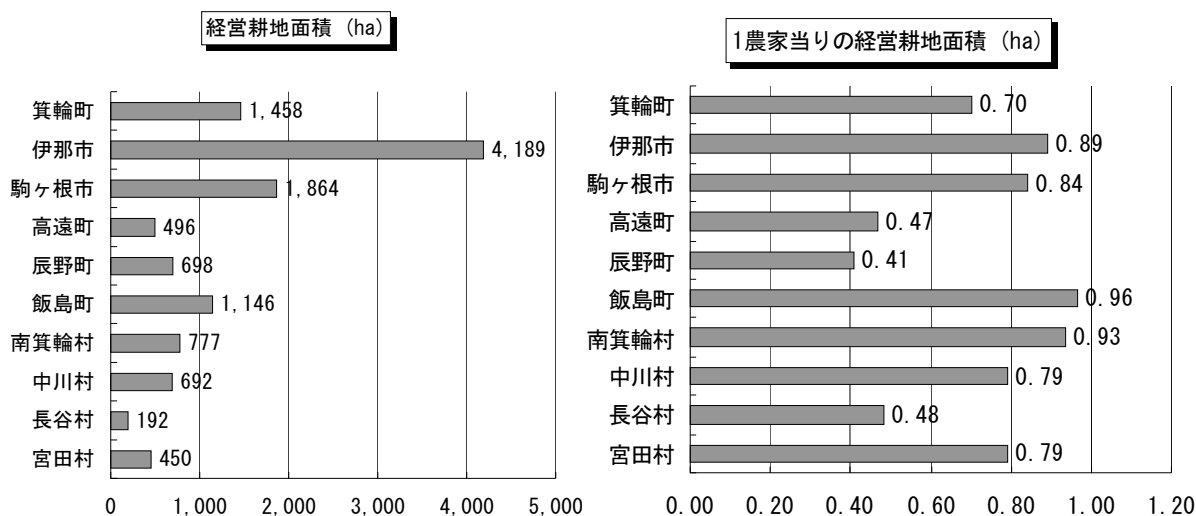
圏域の中核都市である伊那市を含むその他の都市では長野県の平均を下回っており、圏域全体としても小売商業の水準は高いとはいえません。

○ 農業



各都市とも、農業収入を従とする第2種兼業農家の比率が70～80%を占めています。

箕輪町を含め、専業農家の占める割合は9～15%程度ですが、高遠町は21%と高い比率となっています。



経営耕地面積は、伊那市が最も多く、次いで駒ヶ根市、箕輪町となっています。

1農家当りの経営耕地面積を見ると、飯島町、南箕輪村が0.9ha以上と多く、辰野町、高遠町、長谷村はこれらの都市の半分ほどとなっています。

2 箕輪町の現況

2-1 箕輪町の位置と地勢

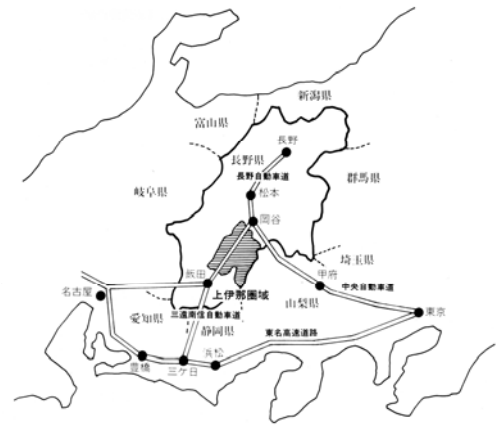
本町は県のほぼ中央部、上伊那郡の北部に位置し、河岸段丘の典型的な地勢を示しています。

中部平坦地を北から南へ天竜川が貫流し、竜東は狭小な台地から伊那山脈に、竜西は広い緩傾斜の台地となって中央アルプス連峰に続き、ともに農耕地帯を形成しています。

周囲は、東に山林をもって諏訪市・高遠町に接し、南は耕地・原野をもって伊那市・南箕輪村に連なり、西北は耕地・山林をもって辰野町に接しています。

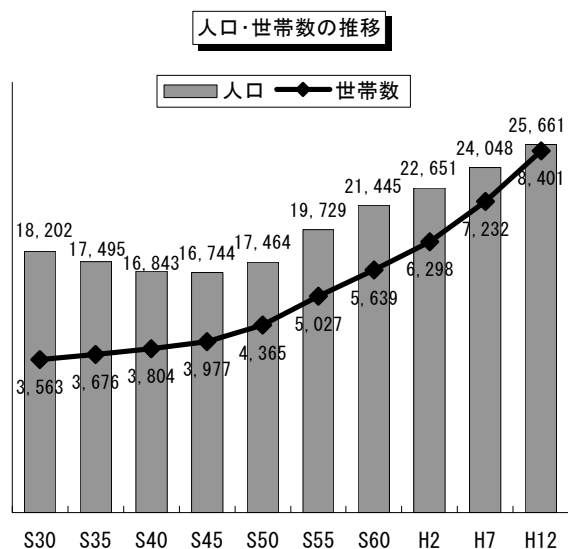
また、一級河川として西に桑沢川・深沢川・帯無川、東に沢川等があり、いずれも天竜川に合流しています。

平坦部をほぼ南北に、幹線道路（国道 153 号・主要地方道伊那辰野停車場線・県道与地辰野線・主要地方道伊那箕輪線・町道 1 号線・153 号バイパス・中央自動車道西宮線）が走り、これらを結んで多数の主要町道等が走っています。J R 飯田線も中部平坦地を天竜川に沿って南北に走り、町内に伊那松島・木下・沢の 3 駅があります。



2-2 人口等

○人口・世帯数の推移

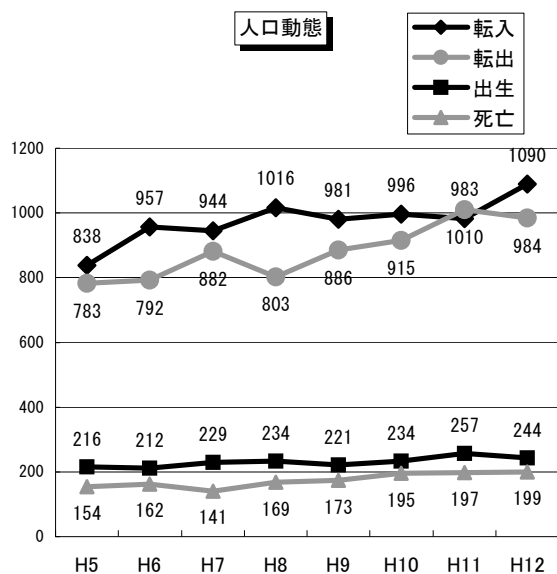


平成 12 年の国勢調査で、常住人口は 25,661 人、世帯数は 8,401 世帯となっています。

箕輪町誕生の昭和 30 年時から昭和 45 年までは人口が減少していましたが、昭和 50 年以降は年々増加しており、その増加率は上伊那地域圏や長野県全体と比べても高い水準となっています。

世帯数は年々増加して、昭和 30 年時の約 2 倍となっており、1 世帯当り人口は平成 12 年で 3.05 人となっています。

○人口動態



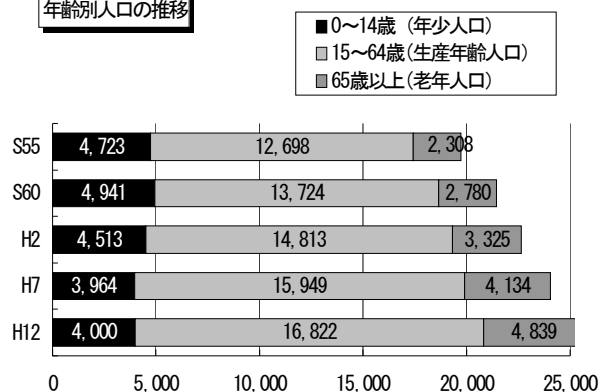
近年の自然増減は、出生数、死亡数ともに若干の増加傾向にあります。

社会増減は平成 7 年以降では転出数が増加傾向にあり、転入数に変化がなかったものの、平成 12 年では増加しています。

資料：住民基本台帳、各年 3 月 31 日

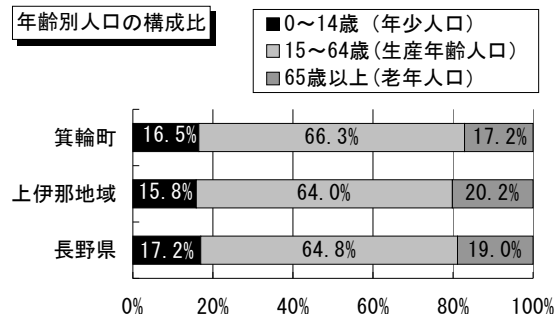
○年齢別人口

年齢別人口の推移



年齢別人口の推移は、年少人口が減少しており、生産年齢人口及び老年人口が増加しています。特に老年人口はこの20年間で約2倍となっています。

年齢別人口の構成比

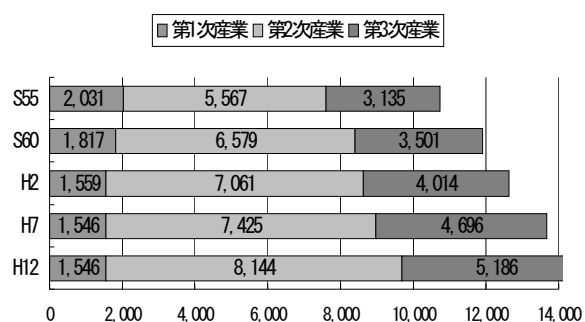


資料：平成7年国勢調査

平成7年における箕輪町の年齢3区分別人口を長野県及び上伊那地域と比較すると、年少人口比率は平均的であり、生産年齢人口比が高く、老年人口比率は低いものとなっています。

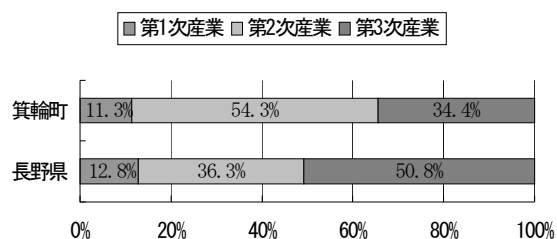
○産業別人口

産業別就業人口の推移



就業者の総数は人口増加とともに年々増加しています。産業別に見ると第一次産業の就業者数が減少傾向にあり、第二次産業及び第三次産業の就業者数が増加しています。

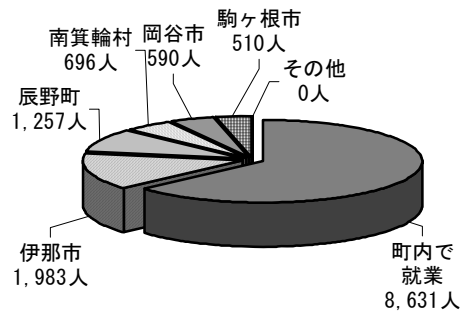
産業別就業者の割合



平成7年における箕輪町の産業別人口の構成比を長野県平均と比較すると、第2次産業人口の比率が高く、第3次産業人口の比率が低くなっています。

○通勤流動

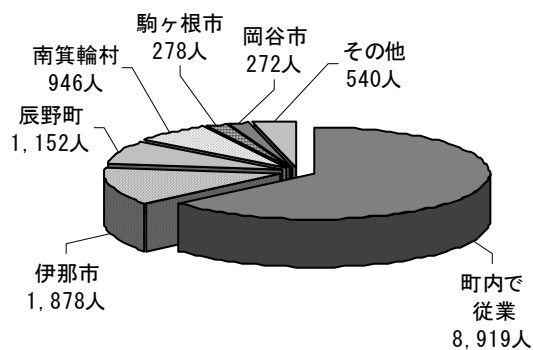
常住人口(夜間人口)の通勤地状況



箕輪町に常住する 15 歳以上の就業者 13,667 人のうち、町内で就業する者は約 63%となっています。

町外で働く人では伊那市が最も多く、次いで辰野町、南箕輪村となっています。

従業人口(昼間人口)の常住地状況



箕輪町で従業する者 13,980 人のうち、町内に常住する者は約 64%となっています。

伊那市から本町に働きにくる者が約 13%、次いで辰野町、南箕輪村となっています。

資料：平成 7 年国勢調査

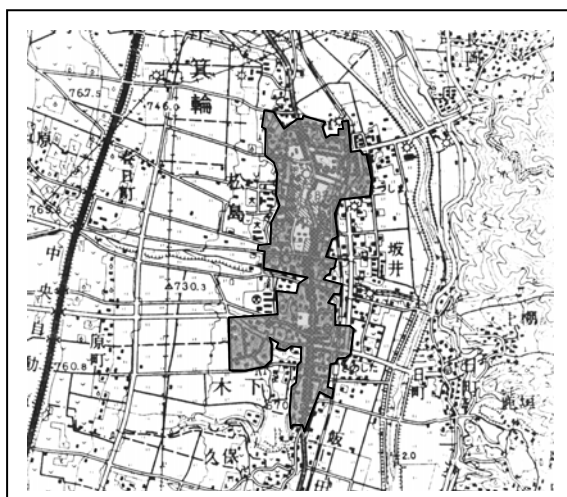
○ 人口集中地区

	面積	人口	人口密度
昭和 55 年	130.0ha	6,350 人	48.8 人/ha
昭和 60 年	140.0ha	6,604 人	47.2 人/ha
平成 2 年	170.0ha	6,363 人	37.4 人/ha
平成 7 年	170.0ha	6,485 人	38.1 人/ha
平成 12 年	176.0ha	6,871 人	39.0 人/ha

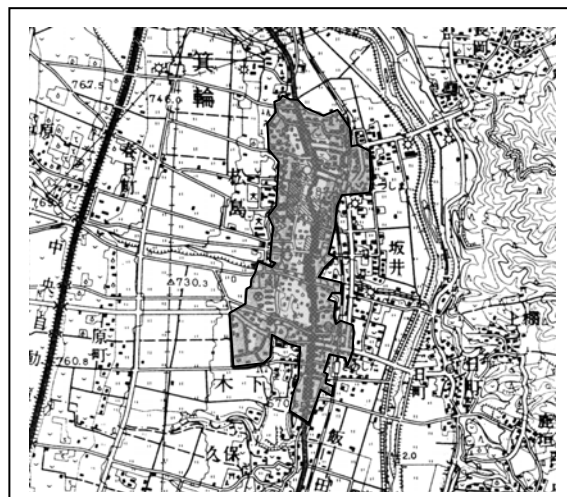
資料：建設課

人口集中地区は、昭和 55 年から平成 12 年の 20 年間で、面積は 46ha 拡大しているものの、人口密度では約 10 人/ha 低くなっています。

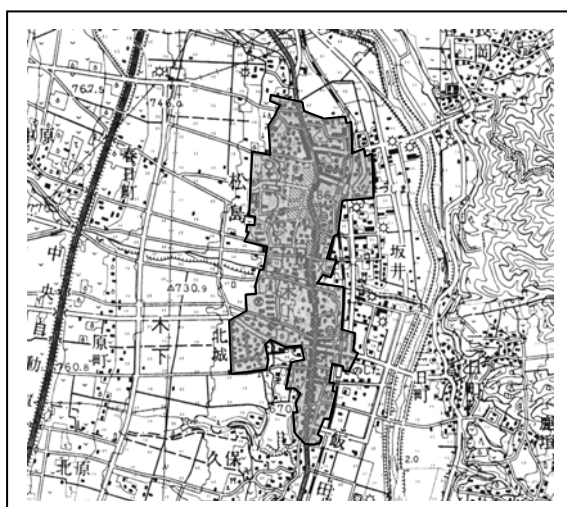
人口集中地区が拡大した部分は、松島中部の町役場や箕輪中学校周辺、松島北部の国道 153 号沿い、木下南部地区となっています。



昭和 55 年



昭和 60 年



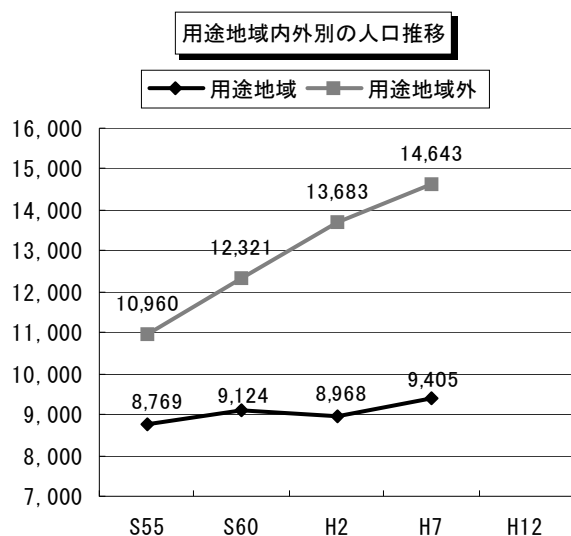
平成 2 年



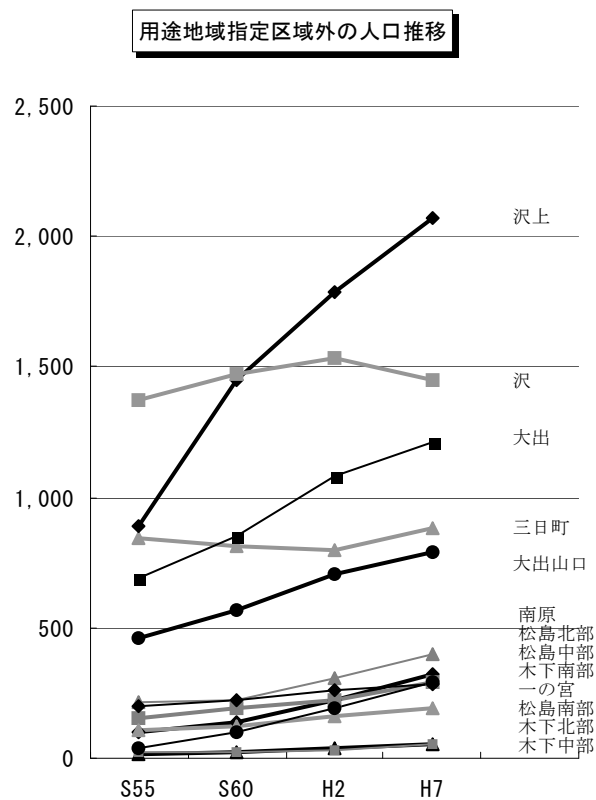
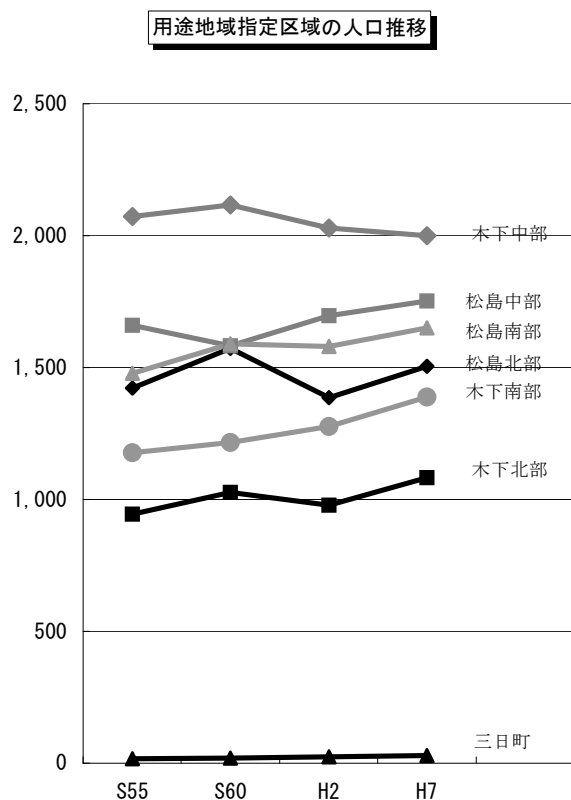
平成 7 年

注) 「人口集中地区」とは、人口密度の高い国勢調査区（原則として人口密度 1Km² あたり 4,000 人以上）が隣接して人口 5,000 人以上の地区。

○ 地区別人口



用途地域内外の人口推移を見ると、用途地域指定区域における昭和 55 年から平成 7 年までの増加 636 人（7.3％）に対して、用途地域指定区域外の増加は 3,683 人（33.6％）と、用途地域外で人口が増加しています。

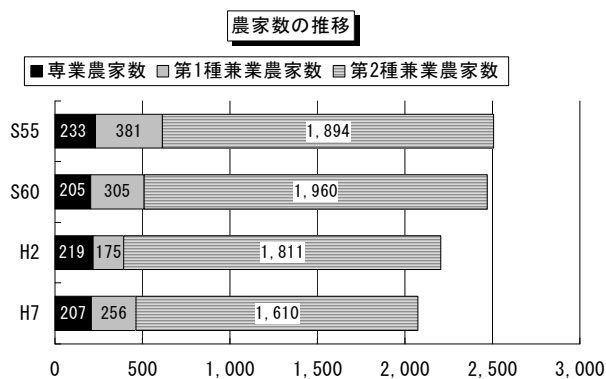


用途地域指定区域内で人口が増加している地区は、松島中部、木下南部、木下北部であり、木下中部は減少しています。

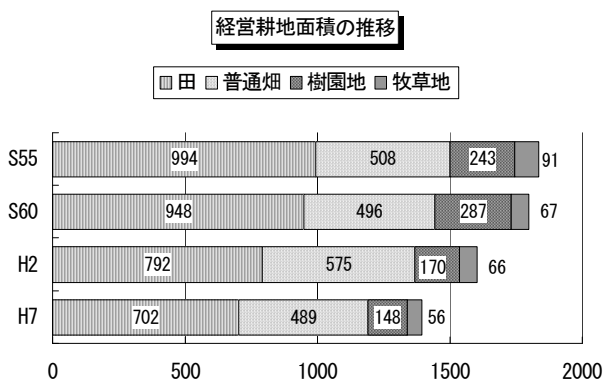
用途地域指定区域外では、沢上、大出、大出山口など沢地区での人口増加が顕著であり、用途地域周辺の松島、木下地区の人口も増加しています。

2-3 産業動向

○農業

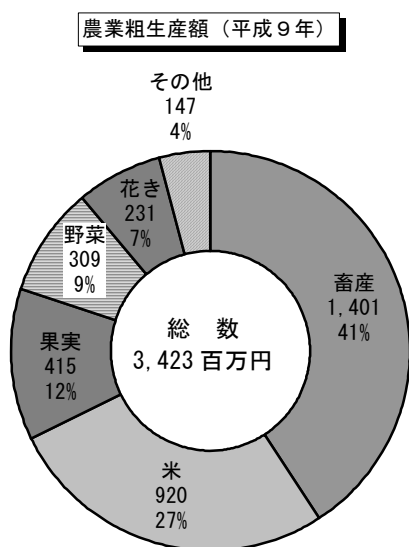


本町の中心的産業であった農業は、昭和55年から平成7年までに総農家数で約2割減少しており、特に第1種兼業農家が著しく減少しています。



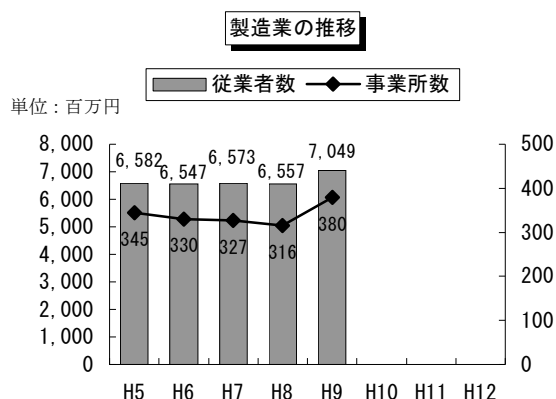
経営耕地面積においても、昭和55年から平成7年までに約2.5割減少しており、水田と牧草地が大きく減少しています。

資料：農林業センサス



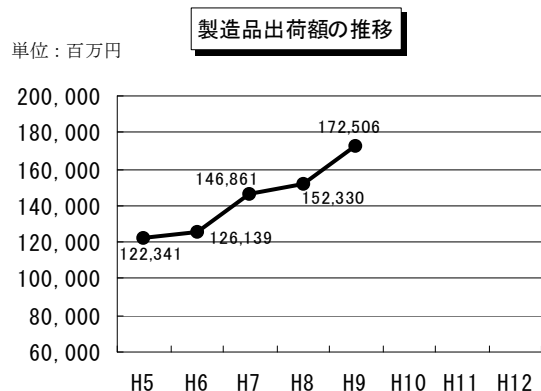
平成9年における農業粗生産額の割合はでは、畜産が約4割ともっとも大きく、次いで米が約3割、果実、野菜となっています。

○工業



事業所数の推移を見ると、平成 8 年までは若干の減少傾向にあったものが平成 9 年において前年から 74 の増加に転じています。

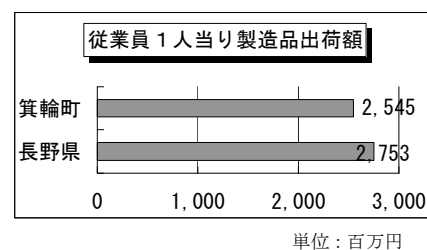
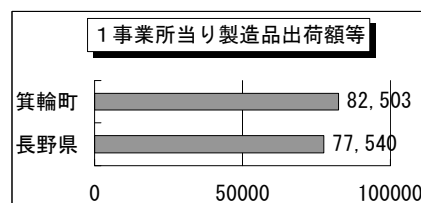
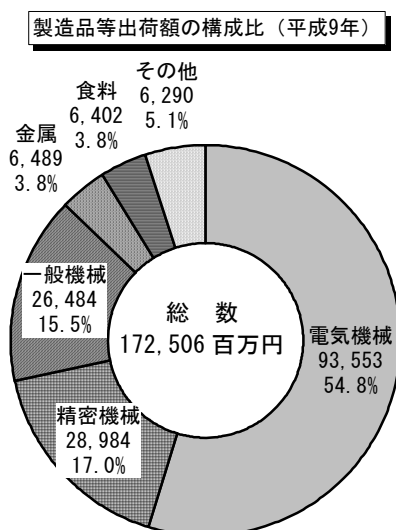
また、従業員数においても平成 8 年までは横這い状態であったものが平成 9 年には前年から 492 人増加しています。



製造品出荷額の推移は順調な伸びを示しています。

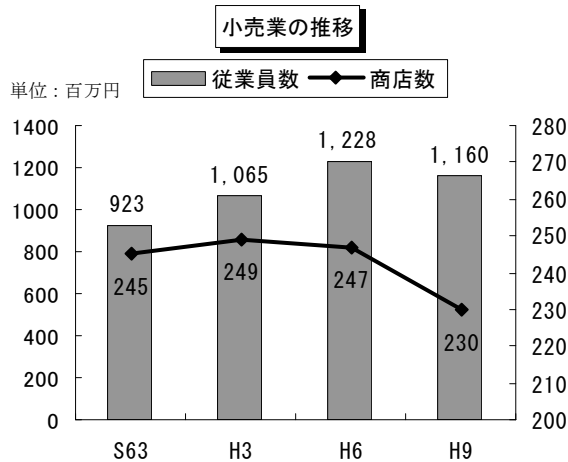
生産効率を長野県全体と比較すると、1 事業所当りの製造品出荷額は箕輪町が高く、従業員一人あたりの製造品出荷額は箕輪町が低くなっています。これは、近年の外国人労働者の雇用によるものといえます。

資料：工業統計



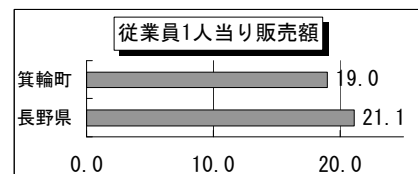
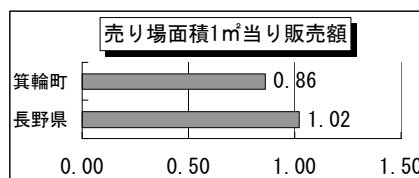
生産別分類構成を見ると、電気機械が 54.8% と最も多く、次に精密機械、一般機械と続き、機械器具が 87.3% を占めています。

○商業

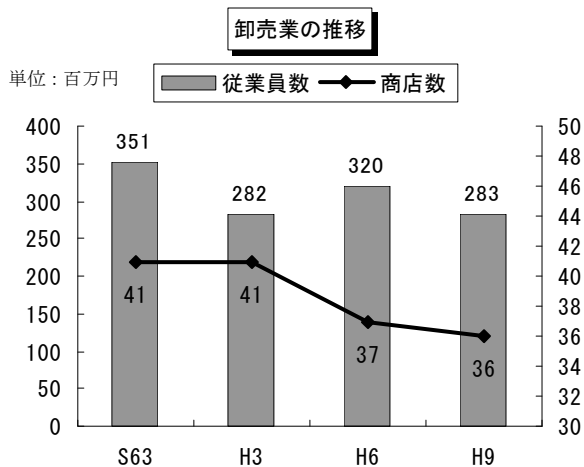


小売業は、従業員数が平成6年までは増加していましたが、平成9年では従業員数、商店数ともに減少しています。

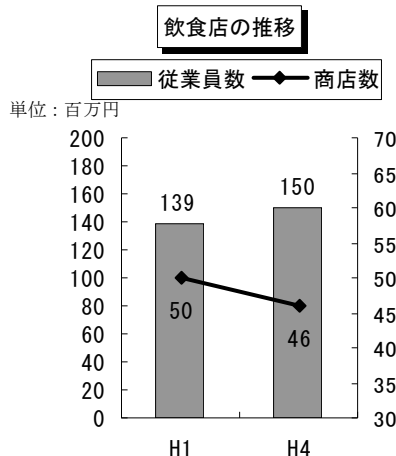
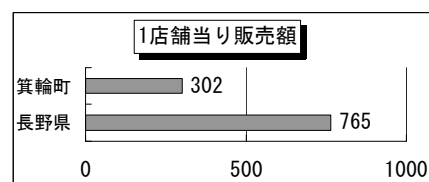
販売効率を示す「従業員1人当りの販売額」、「売り場面積1㎡当りの販売額」は、ともに長野県平均を下回っています。



単位：百万円

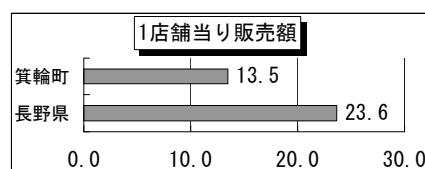


卸売業は、従業員数、商店数ともに減少傾向にあり、1店舗あたりの販売額も長野県平均の半分以下と小規模なものになっています。



資料：商業統計

飲食店は、従業員は増加していますが、商店数が減少しており、1店舗あたりの販売額も長野県平均の6割以下となっています。



2-4 土地利用

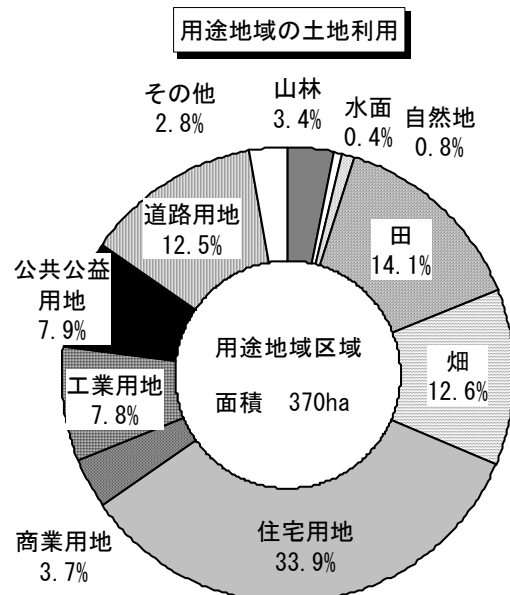
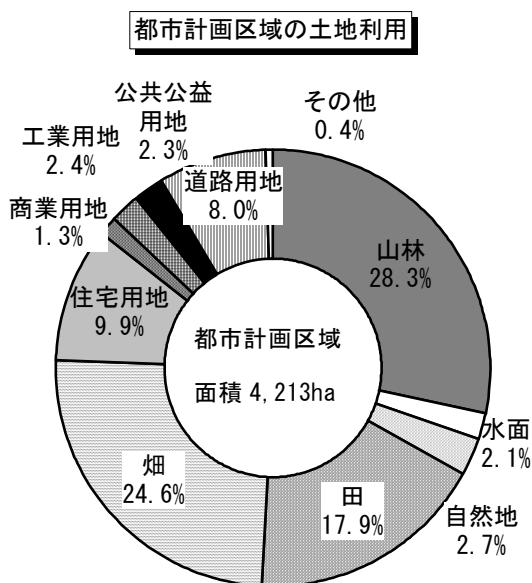
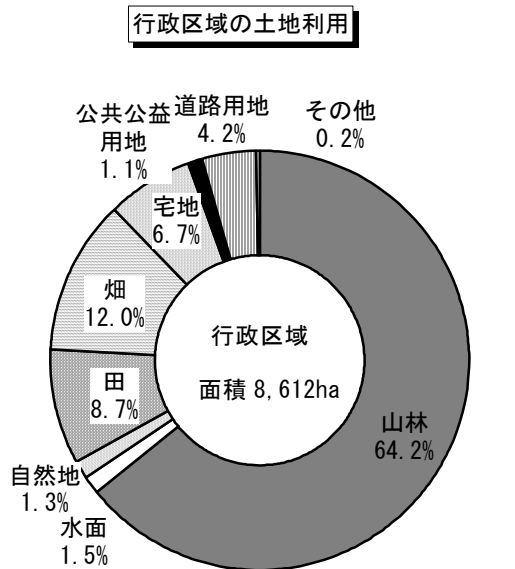
○ 土地利用の現況

本町全体の土地利用別面積の割合は、森林が約 64%を占め、田畑等の農地が約 20%、住宅用地、商業用地、工業用地などの宅地が約 7%となっています。

都市計画区域については、田畑等の農地が約 44%と最も多く、山林やこれら農地を含む自然的土地利用地が約 76%を占めています。

用途地域指定区域では、住宅用地が約 34%と最も多く、住宅用地、商業用地、工業用地を合わせた宅地が約 45%を占めています。また、自然的土地利用地も約 31%残っています。

なお、都市計画区域外は、その約 99%が森林となっています。



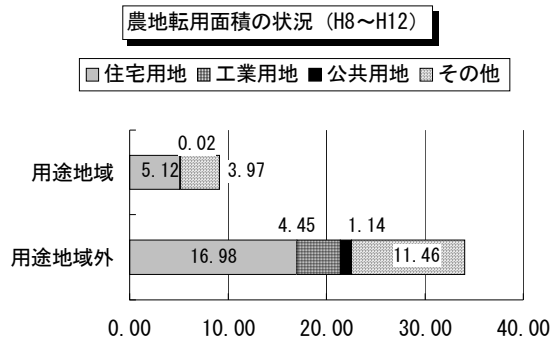
資料：平成 10 年都市計画基礎調査

○ 法適用現況

本町における法適用の現況は以下のものがあります。

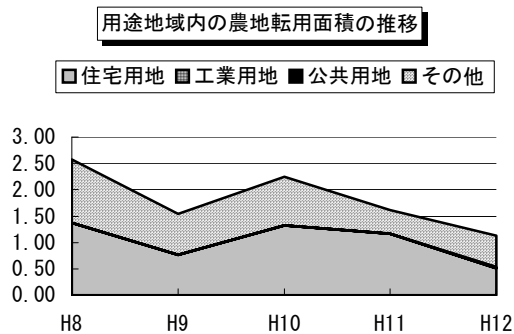
- ・都市計画区域：昭和34年に全町8,567haを都市計画区域に指定。
昭和44年に都市化動向を勘案して1,280haに縮小。
昭和61年、中央道西宮線の開通による社会経済情勢の変化及び都市計画区域外での無秩序な宅地化を防止するため、4,213haに拡大変更。
- ・用途地域：昭和49年に指定。
平成8年、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部の改正に基づき、用途地域の見直しを行い370haの新用途地域を指定。
- ・農業振興地域：2,777haを指定。そのうち農用地区域は1,587ha。
- ・森林地域：地域森林計画対象民有林5,382ha
水道水源保護地域1,910ha
保安林834.49ha
- ・砂防指定地：沢川、帯無川等6箇所、37.7ha
- ・鳥獣保護区：19.1ha
- ・急傾斜崩壊危険防止地域：6.1ha

○ 農地転用の状況

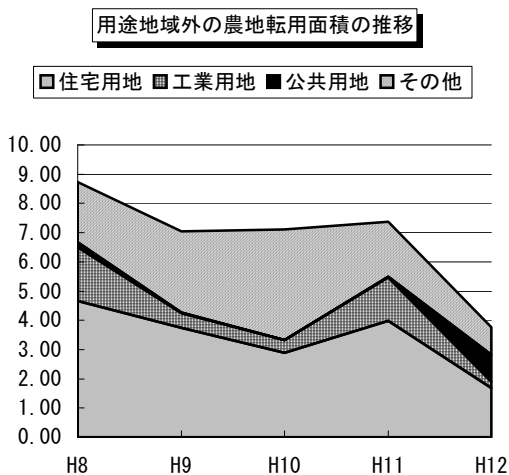


平成8年から平成12年の5年間ににおける農地転用（農地から宅地等への土地利用転換）面積は、用途地域指定区域内で約9ha、用途地域指定区域外で約34haとなっています。

転用目的の用途別では、用途地域指定区域内外ともに住宅の占める割合が5～6割となっています。



用途地域指定区域内の農地転用面積の推移を見ると、各年に約2haの転用がありましたが、平成10年以降は減少しています。



用途地域指定区域外の農地転用面積の推移を見ると、各年で約7～8haの転用がありましたが、平成12年は半分以下約3haとなっています。

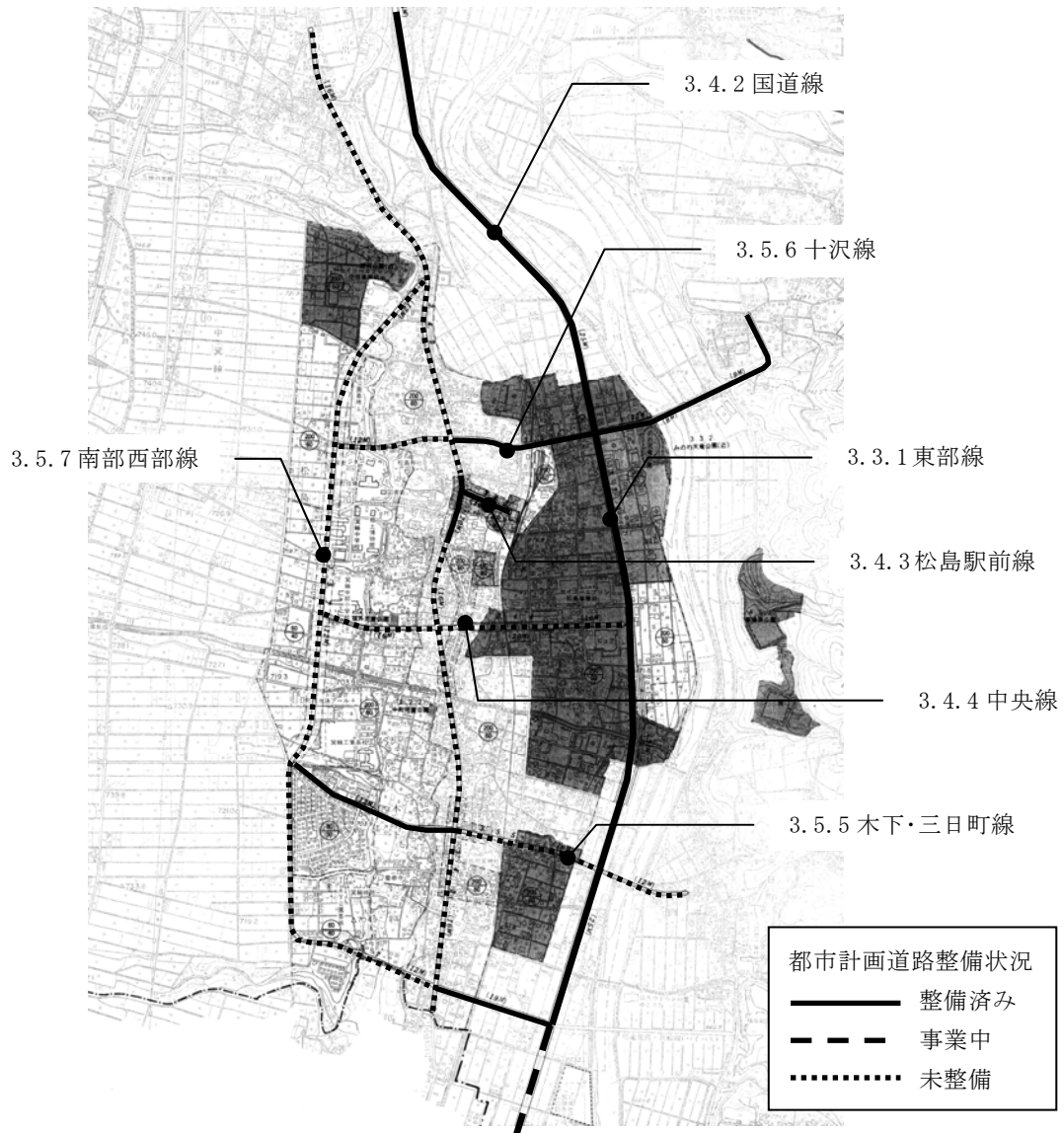
2-5 都市施設

○ 都市計画道路

	決定年月日	幅員	延長	整備状況	
3.4.2 国道線	S44.3.31	16～20m	4,180m	280m	6.7%
3.4.4 中央線	S44.3.31	16～20m	1,210m		0.0%
3.5.6 十沢線	S44.3.31	9～12m	2,030m	1,543m	76.4%
3.4.3 松島駅前線	S47.10.2	16m	210m	210m	100.0%
3.3.1 東部線	S48.10.1	25～31m	6,460m	5,300m	82.0%
3.5.7 南部西部線	S48.10.1	12～19m	3,860m	474m	12.3%
3.5.5 木下・三日町線	S48.10.1	12～23.8m	1,660m	710m	42.8%
	7 路線	総延長	19,610m	8,517m	43.4%

資料：建設課

都市計画道路は 7 路線、総延長 19,610m が都市計画決定されており、平成 12 年現在で 8,517m、43.4%が整備済みとなっています。



○ 都市計画公園

	決定年月日	種 別	面 積	整備状況
2.2.1 垣外街区公園	S48.6.25	街区公園	0.21ha	0.21ha 100.0%
2.2.2 中町街区公園	S49.10.24	街区公園	0.11ha	0.11ha 100.0%
3.3.1 深沢公園	S51.8.23	近隣公園	1.10ha	1.10ha 100.0%
3.3.2 みのわ天竜公園	H 9.2.1	近隣公園	1.70ha	1.70ha 100.0%
4.5.1 番場原公園	S60.7.15	地区公園	11.4ha	8.20ha 71.9%
	5箇所	総面積	14.25ha	11.32ha 78.0%

資料：建設課

都市計画公園は5箇所、総面積14.25haが都市計画決定されており、平成12年現在で11.32ha、78%が整備済みとなっています。

○ その他の都市施設

	決定年月日	都市計画決定事項	整備状況
中央都市下水路	S47.10.7	延長 856m	整備済
木下都市下水路	S53.1.7	延長 1,280m	整備済
伊北粗大ゴミ処理場	H 2.2.19	面積0.6ha 処理能力40t/日	整備済
箕輪浄化センター	S63.12.21	面積 2.47ha	整備済
公共下水道	S63.12.21	面積 414ha	整備済
公共下水道	H 9.9.19	面積 567ha	整備済
特定環境保全公共下水道	H 9.9.19	面積 337ha	整備済

資料：建設課

2-6 道路・交通

○ 主要道路

本町と他の都市を結ぶ主要な道路は、国道 153 号、153 号バイパス、主要地方道伊那辰野停車場線、主要地方道伊那箕輪線、県道与地辰野線及び中央自動車道が町を南北方向に貫いており、中央自動車道伊北 IC が町の北端にあります。

その他、県道美篤箕輪線、県道諏訪箕輪線、県道南小河内伊那松島停車場線及び主要町道が市街地や各集落地区を結んでいます。

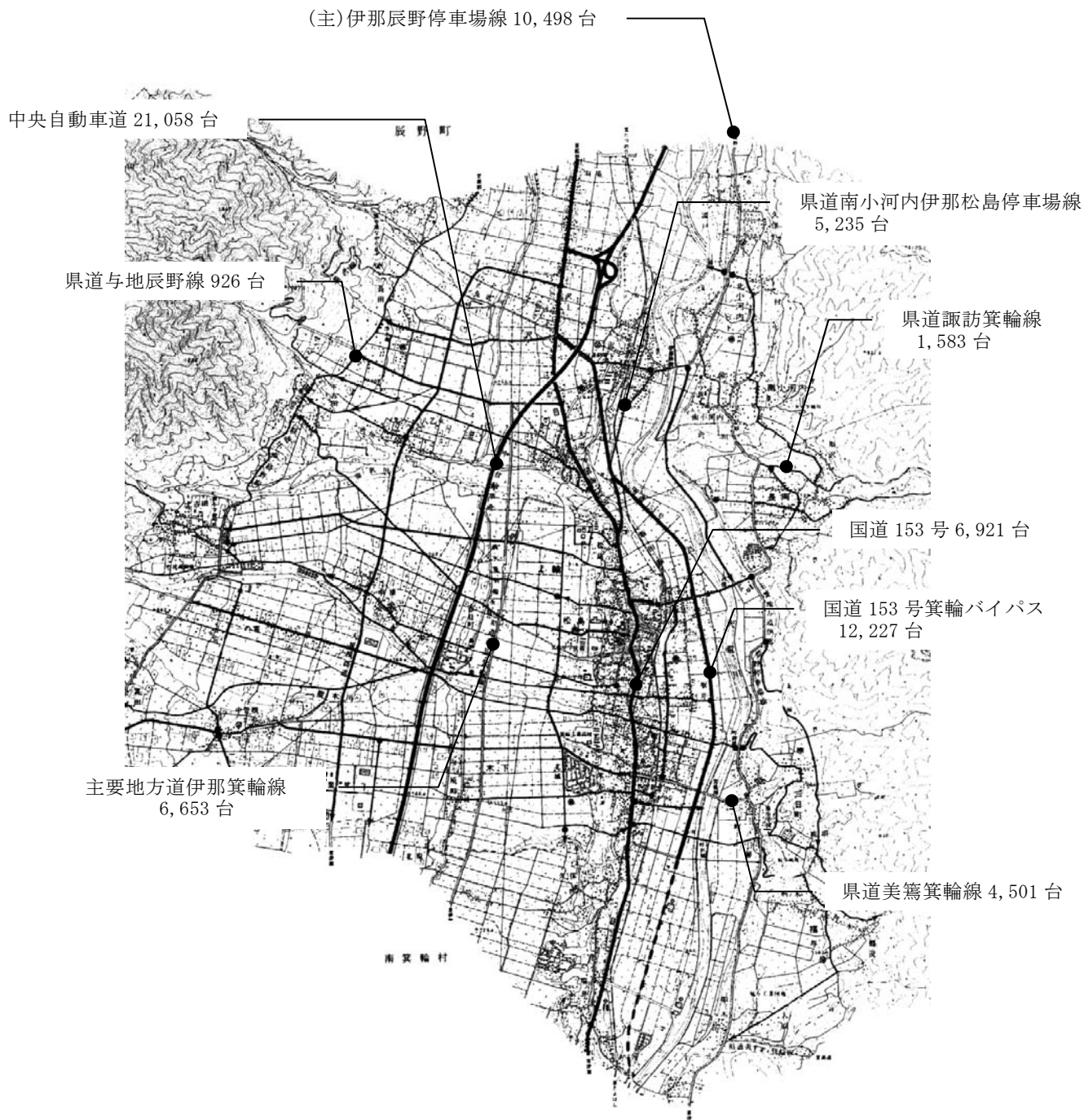
また、大規模農道が町の西部の田園地帯を南北に走っています。

主要道路の 12 時間交通量

路線名	観測地点	12 時間交通量			
		平成 2 年度	平成 6 年度	平成 9 年度	平成 11 年度
中央自動車道西宮線	伊北～伊那	16,631 台	19,146 台	21,787 台	21,058 台
国道 153 号箕輪バイパス	坂井	7,741 台	11,112 台	12,483 台	12,227 台
国道 153 号	松島		5,842 台	5,905 台	6,921 台
	辰野町羽場	10,523 台	11,766 台	12,729 台	12,858 台
	南箕輪村	12,187 台	11,112 台	11,413 台	12,826 台
主要地方道伊那辰野停車場線	辰野町樋口	8,868 台	10,165 台	9,222 台	10,498 台
県道与地辰野線	富田	412 台	751 台	930 台	962 台
県道美篤箕輪線	木下	5,235 台	3,970 台	4,364 台	4,501 台
	木下	7,741 台	2,173 台	2,542 台	2,557 台
県道諏訪箕輪線	福沢	1,528 台		1,613 台	1,583 台
県道南小河内伊那松島停車場線	沢	2,291 台	2,136 台	1,672 台	5,235 台
主要地方道伊那箕輪線	南箕輪村大泉	5,219 台	5,751 台	6,083 台	6,536 台

資料：各年度交通センサス

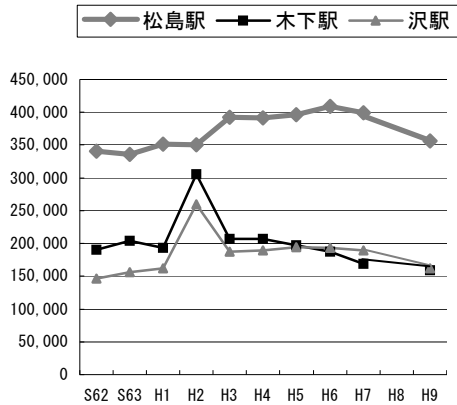
主要道路網図及び 12 時間交通量



資料：平成 11 年度交通センサス

○ 鉄道、バス

乗降客数の推移

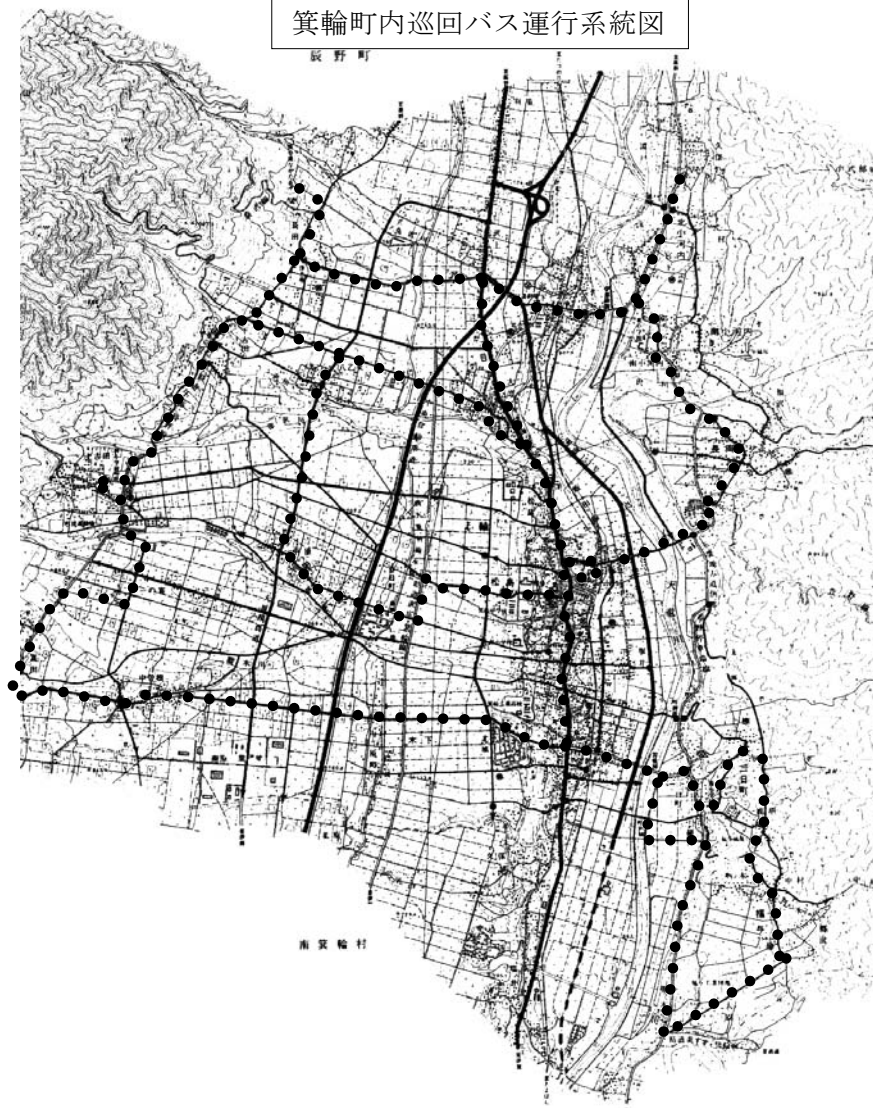


本町には JR 飯田線がほぼ天竜川に沿って南北に走っており、木下駅、松島駅及び沢駅の 3 駅があります。

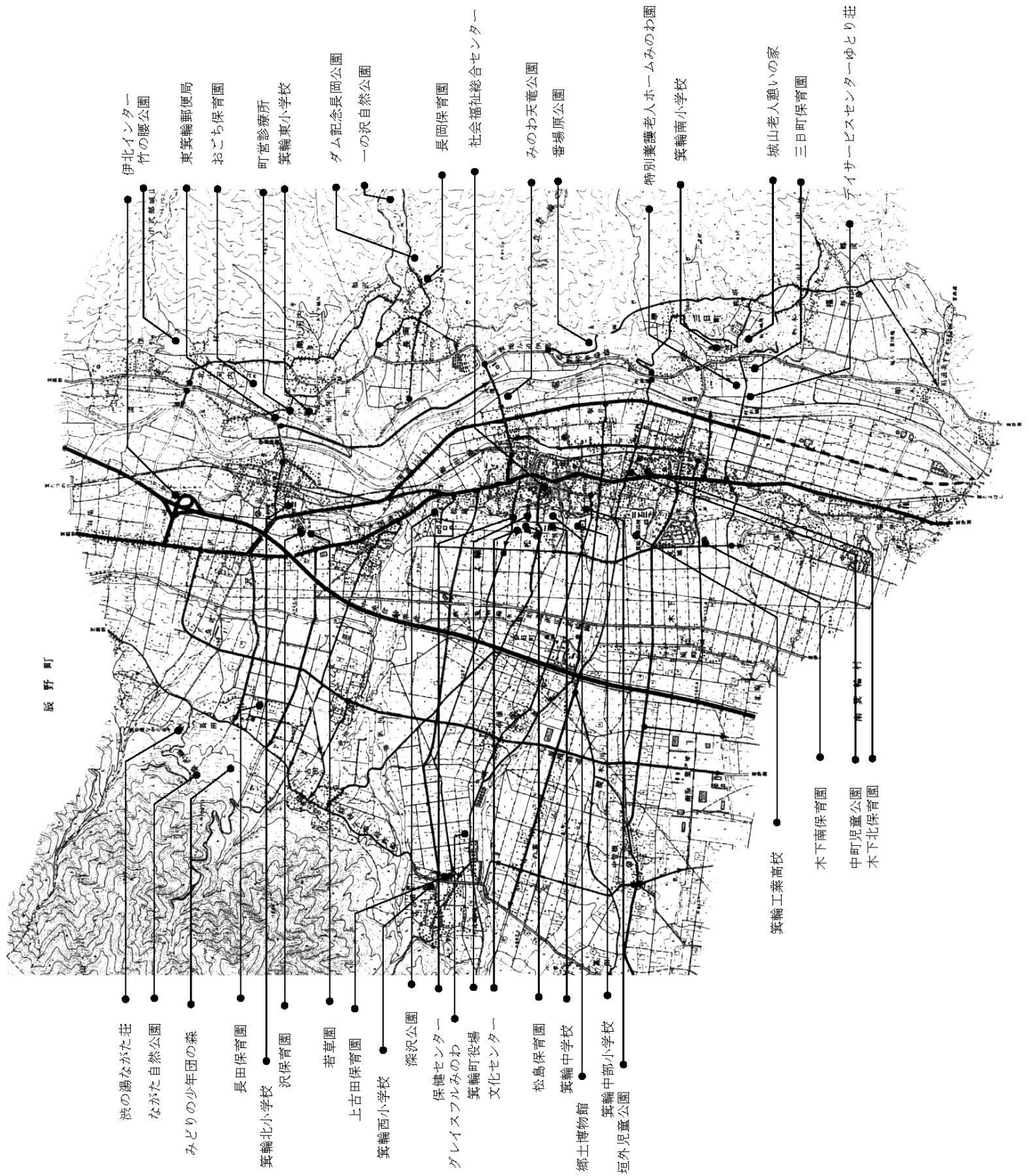
乗降客数の推移を見ると、平成 6 年ごろまでは各駅ともに増加していましたが、平成 7 年以降は減少しています。

バス路線は国道 153 号沿いに 1 日 10 回程度、北小河内地区から沢地区を通り国道 153 号に出るルートが 1 日 2 回、北小河内地区から長岡地区を通り国道 153 号に出るルートが 1 日 1 回と運行回数が少ないため、町による町内巡回バスが運行されている。

箕輪町内巡回バス運行系統図



2-7 公共施設



2-8 文化財

本町の文化財の指定状況は、国指定重要文化財 1 件が指定されているほか、県指定の天然記念物 3 件、史跡 3 件が指定されています。

また、町指定の文化財が 55 件あります。

指定主体	分類	指定年月日	名称	場所
国指定	重要文化財	S9. 1. 30	木造阿弥陀如来座像	北小河内無量寺
県指定	天然記念物	S37. 7. 12	宮脇のハリギリ	長岡神社宮脇
		S40. 2. 25	木下のケヤキ	木下芝宮
		S42. 5. 22	中曽根のエドヒガン	中曽根
	史 跡	S40. 2. 25	松島王墓古墳	松島追分西
		S44. 7. 3	上ノ平城跡	南小河内
		S44. 7. 3	福与城跡	福与

町指定	天然記念物	史 跡	有形文化財	無形文化財
	13	7	29	6

2-9 レクリエーション施設

本町の公営レクリエーション施設としては以下のものがあります。

区 分	施設名称	設置主体	施設規模	備 考
テニスコート	番場原第一テニスコート	箕輪町	2,170 m ²	
	番場原第二テニスコート		2,340 m ²	
キャンプ場	長田の森キャンプ場		2,30 m ²	
水泳場	町民プール		3,947 m ²	
運動場	沢運動場		8,000 m ²	
	上古田運動場		16,488 m ²	
	番場第一グラウンド		24,497 m ²	
	番場第二グラウンド		11,230 m ²	
	下古田グラウンド		3,250 m ²	
	八乙女グラウンド		7,370 m ²	
	農村公園		7,210 m ²	
	西部運動場		5,306 m ²	
広場	花の広場		41,400 m ²	
	希望の丘		15,000 m ²	
	イベント広場		22,350 m ²	
	冒険の丘		7,300 m ²	
	広場		6,750 m ²	
その他	信州伊那梅苑		9,570 m ²	

3 箕輪町都市計画マスタープランの策定経過

平成 12 年 3 月 18～30 日	住民意向調査（1,000 戸対象回収率 39.9%）
平成 12 年 5 月	中学生作文募集（箕輪中学校 3 年生 82 名）
平成 12 年 7 月 10 日	第 1 回策定委員会
平成 12 年 10 月 18 日	第 1 回まちづくり研究会
平成 12 年 12 月 5 日	第 2 回まちづくり研究会（将来構想他）
平成 13 年 3 月 16 日	第 3 回まちづくり研究会（全体構想他）
平成 13 年 6 月 7 日	第 2 回策定委員会（全体構想）
平成 13 年 7 月 13 日～25 日	全体構想の地域別説明会
平成 13 年 8 月 21 日	第 4 回まちづくり研究会（地域別構想他）
平成 13 年 9 月 20 日	都市計画審議会
平成 13 年 10 月 29 日	伊那建設事務所協議
平成 13 年 10 月 29 日	県協議
平成 13 年 11 月 12 日	第 3 回策定委員会（地域別構想）
平成 13 年 11 月 21 日	第 5 回まちづくり研究会（地域別構想他）
平成 13 年 12 月	まちづくりギャラリー（役場玄関ホール）
平成 14 年 1 月 31 日	第 4 回策定委員会（地域別構想他）
平成 14 年 2 月 27 日	まちづくり講演会
平成 14 年 3 月 4 日～11 日	地域別構想の地域別説明会
平成 14 年 3 月 19 日	第 6 回まちづくり研究会（地域別構想他）
平成 14 年 3 月 20 日	議会全員協議会へ経過報告
平成 14 年 4 月 19 日	都市計画審議会
平成 14 年 4 月 22 日	伊那建設事務所協議
平成 14 年 4 月 23 日	県協議
平成 14 年 5 月 10 日	都市計画審議会

4 委員会等名簿

○ まちづくり研究会委員

氏 名	所属
大槻 優	沢
浦野 晃夫	沢
泉沢 利夫	大出
鈴木 卓也	八乙女
小平 恵一	下古田
佐藤 文彦	上古田
白鳥 公夫	富田
大槻 三男	中曽根
御子柴 進	松島
金沢 直樹	松島
唐沢 房代	中原
荻原 省三	木下
唐沢 みどり	木下
北原 幹也	三日町
白鳥 喜代美	福与
上野 敏雄	長岡
根橋 英夫	南小河内
丸山 功	北小河内
上田 幸生	商工会青年部

○ 策定委員会

区分	職名	氏名	備考
委員長	助役	黒河内将裕	
副委員長	建設課長	唐沢 宏光	
委員	総務課長	桑沢 昭一	
同	企画財政課長	柴 恒年	
同	福祉課長	藤原 久	
同	生活環境課長	北原 宣明	
同	商工観光課長	小出嶋文雄	
同	農林課長	大槻 長	
同	水道課長	平井 克則	
同	学校教育課長	戸田 家栄	
同	文化財課長	柴 登己夫	
同	消防室長	小林 求	
幹事	企画係長	藤沢 公明	
同	庶務係長	浅野 幸利	
同	管理係長	清水 益夫	
同	農務係長	戸田 勝利	
同	社会福祉係長	酒井 徳子	
同	生活環境係長	征矢 敏雄	
同	商工労政係長	唐沢 清志	
同	公共下水道係長	小嶋 正	
同	学校教育係長	田中 一夫	
同	消防施設係長	白鳥 安男	
同	保健予防係長	兼子恵美子	
同	学芸員	柴 秀毅	
事務局	都市計画係長	北原 英忠	
同	都市計画係	柴 敏夫	
同	都市計画係	毛利 岳夫	